

# はじめてのNISA・ 全世界株式インデックス (オール・カントリー)

愛称:Funds-i Basic 全世界株式(オール・カントリー)

追加型投信 内外 株式 インデックス型

## 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年2月28日)

この目論見書により行なうはじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月30日に関東財務局長に提出しており、2024年8月31日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次 .....	2
第一部 【証券情報】 .....	3
(1) 【ファンドの名称】 .....	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	3
(4) 【発行（売出）価格】 .....	3
(5) 【申込手数料】 .....	3
(6) 【申込単位】 .....	4
(7) 【申込期間】 .....	4
(8) 【申込取扱場所】 .....	4
(9) 【払込期日】 .....	4
(10) 【払込取扱場所】 .....	4
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	4
(12) 【その他】 .....	5
第二部 【ファンド情報】 .....	6
第1 【ファンドの状況】 .....	6
1 【ファンドの性格】 .....	6
2 【投資方針】 .....	11
3 【投資リスク】 .....	24
4 【手数料等及び税金】 .....	27
5 【運用状況】 .....	30
第2 【管理及び運営】 .....	47
1 【申込（販売）手続等】 .....	47
2 【換金（解約）手続等】 .....	48
3 【資産管理等の概要】 .....	49
4 【受益者の権利等】 .....	52
第3 【ファンドの経理状況】 .....	53
1 【財務諸表】 .....	56
【中間財務諸表】 .....	141
2 【ファンドの現況】 .....	154
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	156
第三部 【委託会社等の情報】 .....	157
第1 【委託会社等の概況】 .....	157
1 【委託会社等の概況】 .....	157
2 【事業の内容及び営業の概況】 .....	159
3 【委託会社等の経理状況】 .....	160
4 【利害関係人との取引制限】 .....	210
5 【その他】 .....	210
約款 .....	211

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

（以下「ファンド」といいます。また、「はじめてのNISA・全世界株式インデックス（AC）」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「Funds-i Basic 全世界株式（オール・カントリー）」とします。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

6兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

ありません。

## (6) 【申込単位】

1 口単位または 1 円単位※（当初元本 1 口 = 1 円）

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

2024 年 8 月 31 日から 2025 年 8 月 28 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## (9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

外国の株式（新興国の株式※1を含みます。）およびわが国の株式を実質的な主要投資対象※2とし、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRとはDepository Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「MSCI ジャパンマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■信託金の限度額■

信託金限度額は3兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	
	海 外	債 券	インデックス型
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 ( )	特 殊 型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ( )	日経225
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ			
	中近東 (中東)				
資産複合 ( )	エマージング			なし	
資産配分固定型 資産配分変更型					その他 (MSCI ACWI (配当込み、円 換算ベース))

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。  
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。  
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。  
(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。  
(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。  
(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。  
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。  
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。  
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。  
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。  
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。  
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225  
(2)TOPIX  
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。  
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

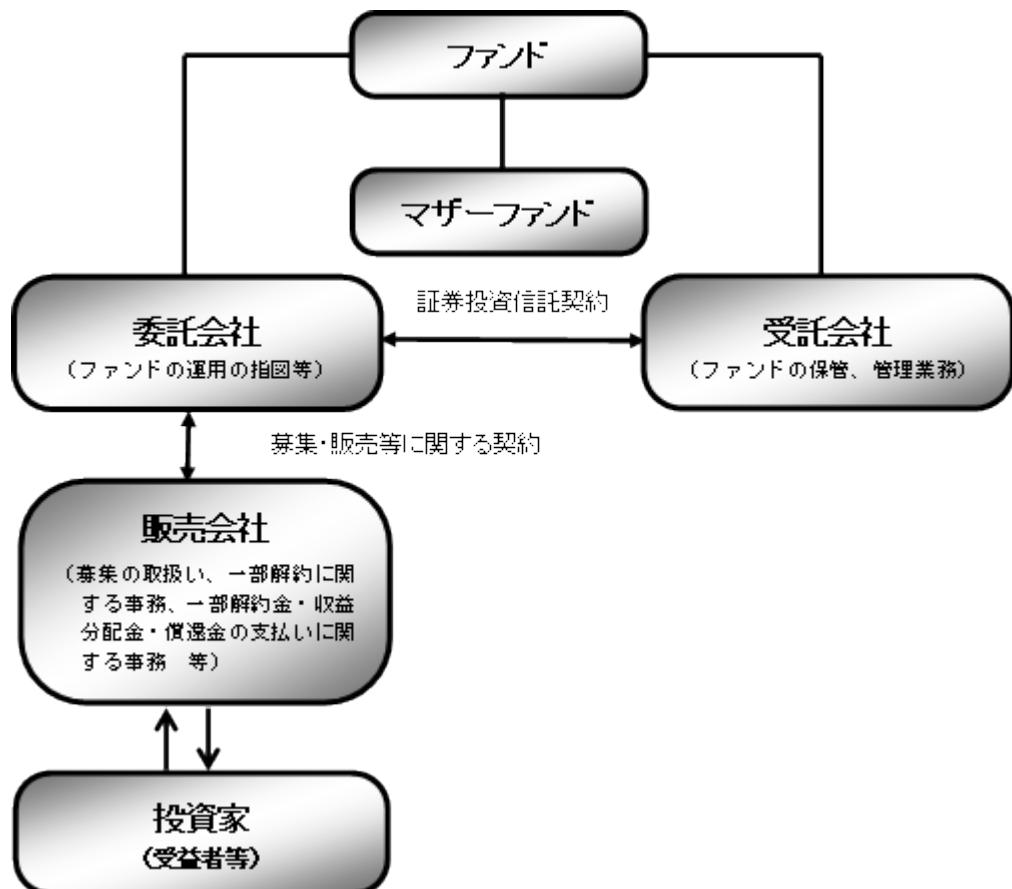
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

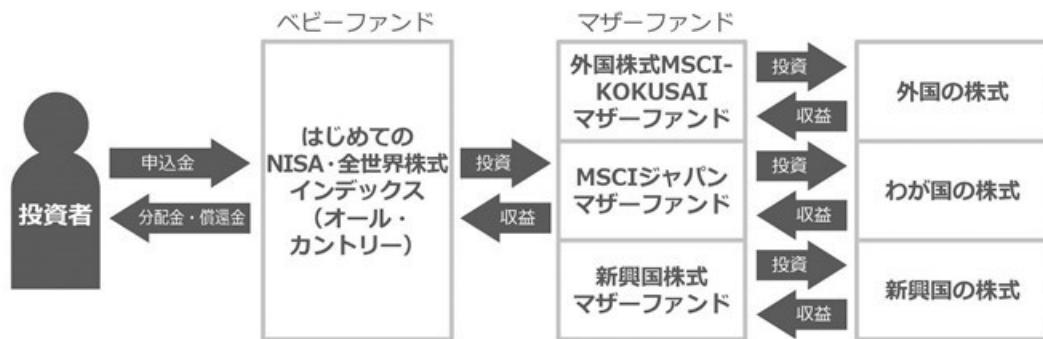
2023年7月10日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



<b>ファンド</b>	はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）
<b>マザーファンド (親投資信託)</b>	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド MSCI ジャパンマザーファンド 新興国株式マザーファンド
<b>委託会社(委託者)</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>受託会社(受託者)</b>	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■委託会社の概況(2025年1月末現在)■

### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

### ・資本金の額

17,180 百万円

### ・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

### ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

## 2 【投資方針】

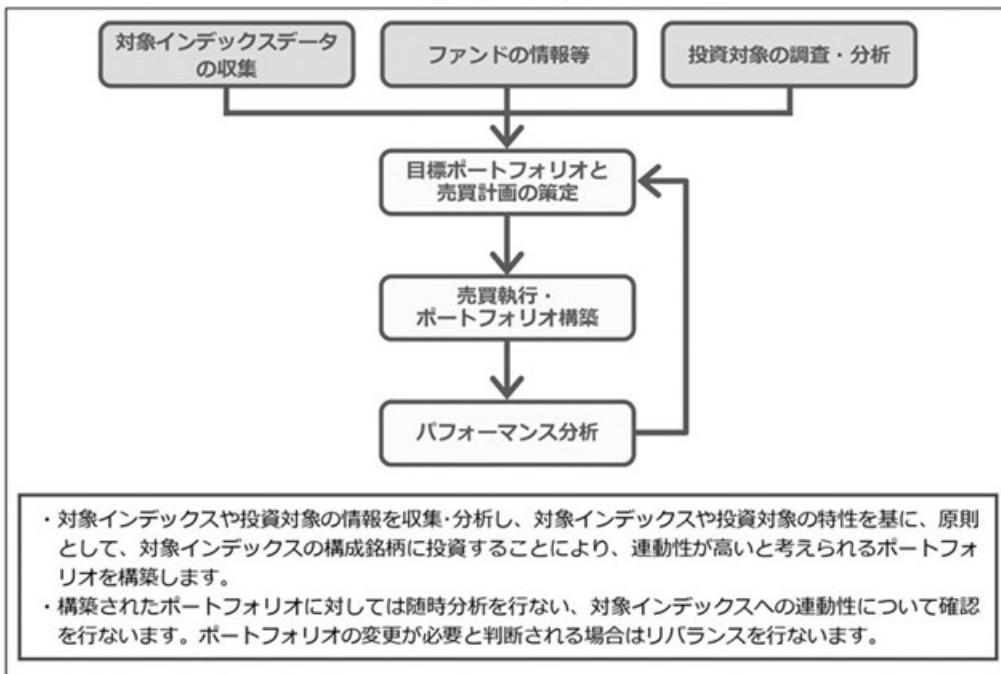
### (1) 【投資方針】

● 外国の株式（新興国の株式を含みます。）およびわが国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI ACWI

（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

・ MSCI ACWI は、MSCI が算出する先進国と新興国の大型株および中型株から構成される指数です。MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）は、MSCI ACWI をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

## ■投資プロセス■



\*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ■指数の著作権等について■

「MSCI ACWI」の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務はありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計

算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

●各マザーファンドへの投資配分比率は、MSCI ACWI（配当込み）における先進国（除く日本）、日本および新興国の割合をもとに決定します。

- ・投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
- ・各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

●MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド受益証券

を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

#### ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条及び第29条に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
  - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
  - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

#### ②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

(i) 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

(ii) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(MSCI ジャパンマザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ジャパン指数（配当込み、円建て）（以下「対象株価指数」といいます。）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。また、上場投資信託証券に投資する場合があります。なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

#### (2) 投資態度

① 運用にあたっては、原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄に投資することを基本とします。

② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、ヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券を活用する場合があります。

④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

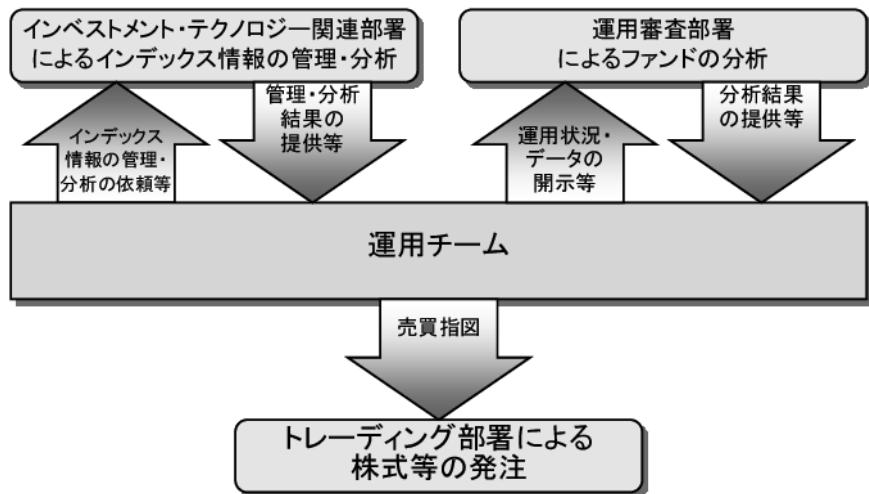
⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### （3）【運用体制】

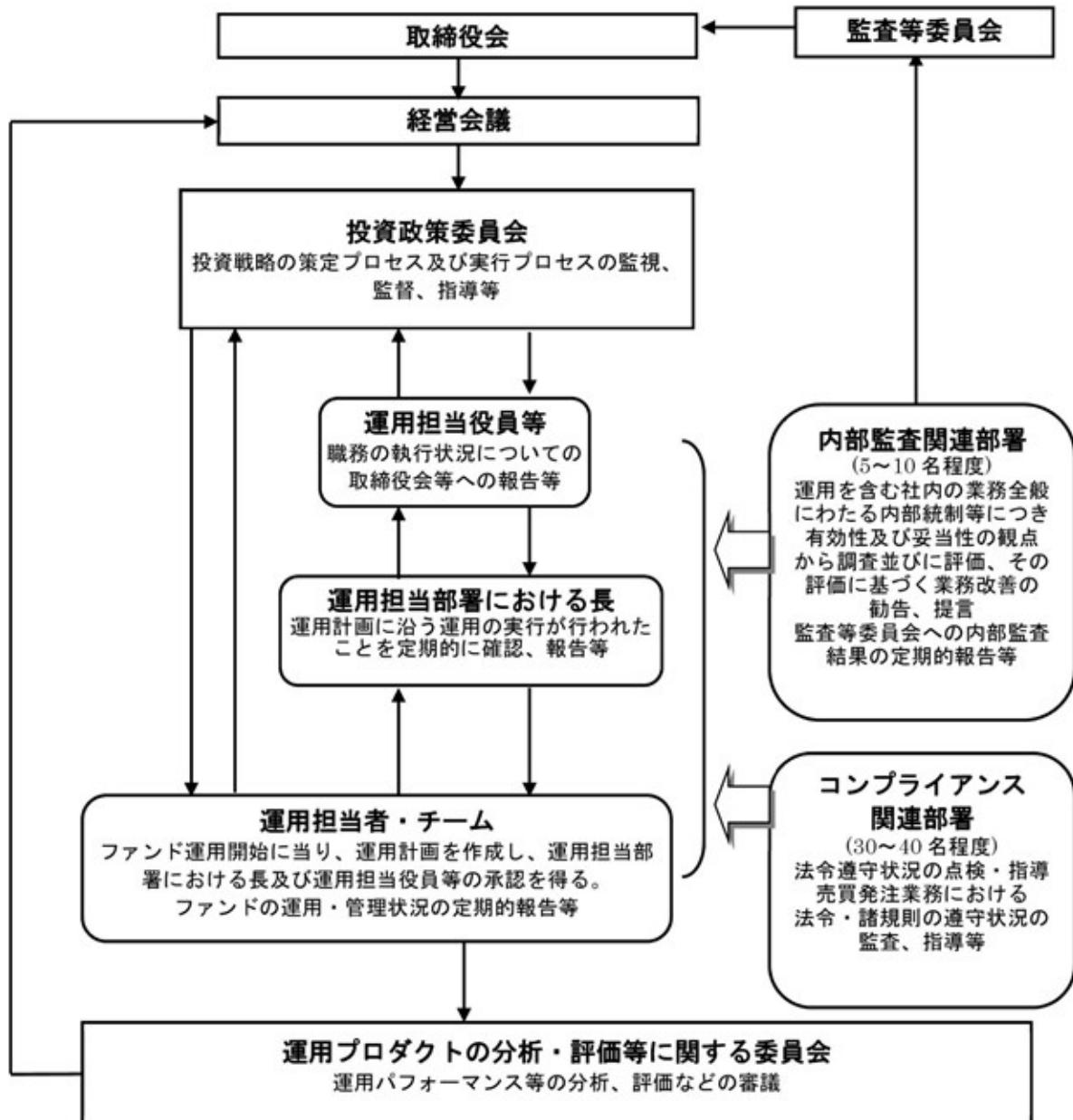
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年6月3日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

### (5) 【投資制限】

#### ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(iv) 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(v) 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## ⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## ⑧直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑨資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

( i ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( ii ) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

● ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

● 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

● ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

● 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

● ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

● 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

● ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受けれる可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

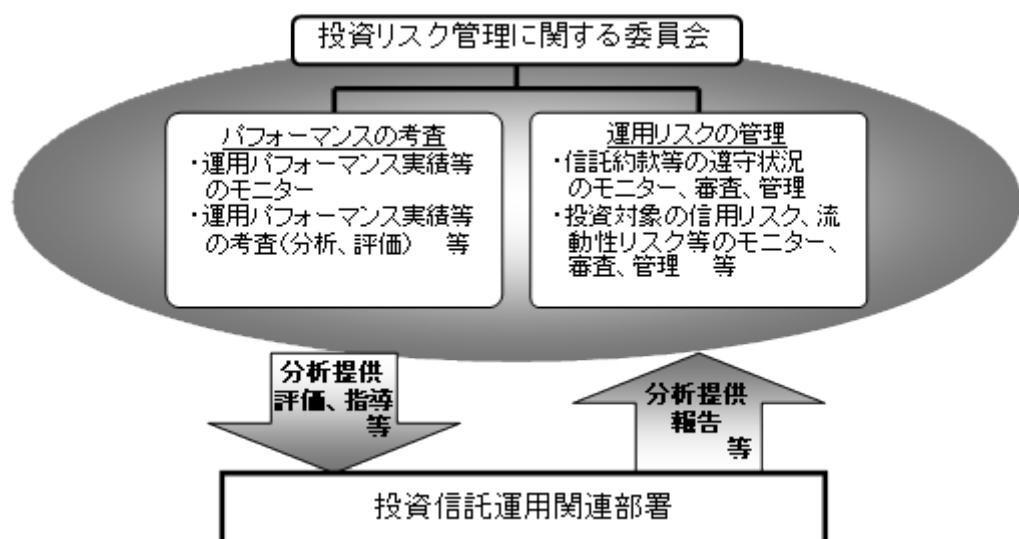
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

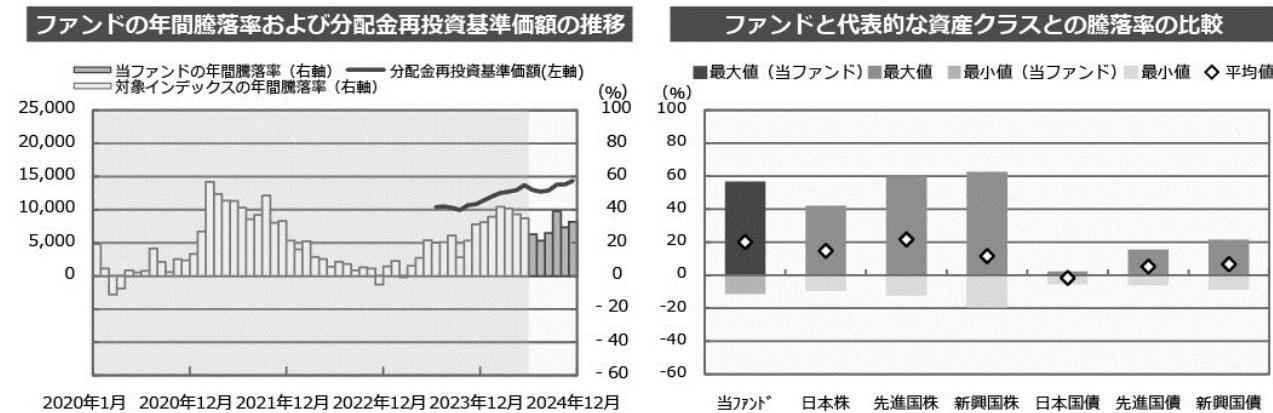
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

### リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2020年1月末～2024年12月末：月次)



- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したもので、なお、2024年6月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指標>						
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）						
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）						
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）						
○日本国債：NOMURA-BPI国債						
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）						
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）						

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かにものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受け人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, JP Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行なう際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年 0.05775% (税抜年 0.0525%)
-------	--------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年 0.0175%
<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年 0.0175%
<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年 0.0175%

### (4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### <換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>特定公社債</u><sup>(注1)</sup>の利子</li><li>・<u>公募公社債投資信託</u>の収益分配金</li></ul>	<u>特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・譲渡益</li><li>・譲渡損</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・上場株式の配当</li><li>・<u>公募株式投資信託</u>の収益分配金</li></ul>

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### \*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■換金(解約)時および償還時の課税について■

### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

### [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

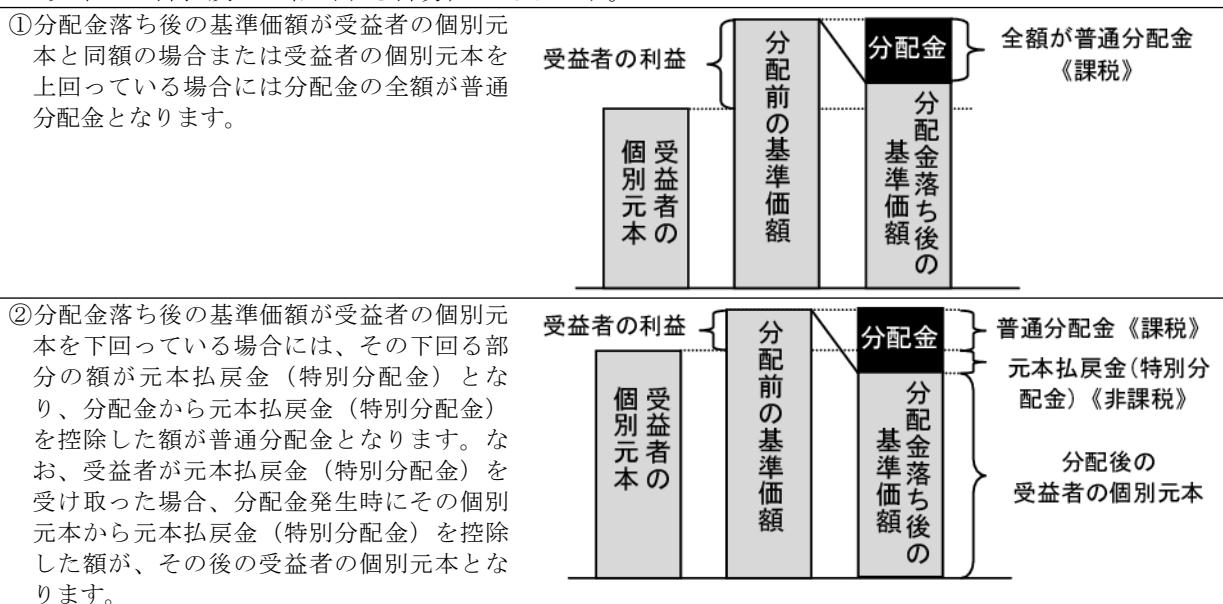
## ■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*上記は2024年12月末現在の情報に基づくものですが、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

### (参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.07	0.06	0.01

(2023年7月10日～2024年6月3日)

- \*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \*各比率は、年率換算した値です。
- \*マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \*その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

### 5 【運用状況】

以下は2024年12月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

##### はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	45,388,179,795	99.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	15,138,421	0.03
合計（純資産総額）		45,403,318,216	100.00

##### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIMザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,178,427,595,910	75.68
	カナダ	88,302,932,343	3.06
	ドイツ	63,523,426,461	2.20
	イタリア	18,973,852,715	0.65
	フランス	73,515,480,516	2.55
	オランダ	32,381,635,199	1.12
	スペイン	17,844,797,322	0.62
	ベルギー	5,139,287,984	0.17
	オーストリア	1,303,221,753	0.04
	ルクセンブルグ	437,488,232	0.01

	フィンランド	6,691,695,628	0.23
	アイルランド	1,917,838,188	0.06
	ポルトガル	1,135,061,183	0.03
	スイス	792,581,772	0.02
	ジャージー	197,785,258	0.00
	イギリス	100,596,098,766	3.49
	スイス	65,190,175,661	2.26
	スウェーデン	21,447,261,695	0.74
	ノルウェー	3,965,871,452	0.13
	デンマーク	20,173,640,726	0.70
	オーストラリア	47,819,721,885	1.66
	ニュージーランド	1,398,845,458	0.04
	香港	12,381,204,655	0.43
	シンガポール	8,603,706,582	0.29
	イスラエル	2,944,132,668	0.10
	小計	2,775,105,340,012	96.41
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	43,919,603,048	1.52
	カナダ	97,623,949	0.00
	フランス	947,644,832	0.03
	ベルギー	141,303,456	0.00
	イギリス	692,595,570	0.02
	オーストラリア	3,096,758,245	0.10
	香港	462,646,380	0.01
	シンガポール	666,461,140	0.02
	小計	50,024,636,620	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	53,030,134,853	1.84
合計（純資産総額）		2,878,160,111,485	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	41,423,094,867	1.43
	買建	カナダ	1,635,463,224	0.05
	買建	ドイツ	4,197,105,150	0.14
	買建	イギリス	1,882,689,396	0.06
	買建	スイス	1,217,279,700	0.04
	買建	オーストラリア	955,644,536	0.03

(参考) M S C I ジャパンマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
-------	------	---------	---------

株式	日本	2, 428, 489, 840	98. 61
投資証券	日本	6, 830, 100	0. 27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	27, 285, 934	1. 10
合計（純資産総額）		2, 462, 605, 874	100. 00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	日本	25, 078, 500	1. 01

#### (参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	4, 385, 396, 796	2. 91
	メキシコ	2, 450, 119, 540	1. 62
	ブラジル	5, 069, 871, 399	3. 36
	チリ	287, 955, 447	0. 19
	コロンビア	74, 838, 999	0. 04
	ギリシャ	668, 096, 586	0. 44
	トルコ	957, 887, 321	0. 63
	チェコ	180, 459, 695	0. 11
	ハンガリー	358, 428, 139	0. 23
	ポーランド	1, 177, 576, 879	0. 78
	香港	31, 183, 052, 408	20. 70
	マレーシア	2, 161, 265, 621	1. 43
	タイ	2, 073, 440, 978	1. 37
	フィリピン	747, 186, 218	0. 49
	インドネシア	2, 099, 422, 535	1. 39
	韓国	12, 878, 500, 407	8. 55
	台湾	28, 330, 400, 690	18. 80
	インド	27, 602, 085, 064	18. 32
	カタール	1, 195, 915, 834	0. 79
	エジプト	23, 448, 809	0. 01
	南アフリカ	4, 272, 315, 517	2. 83
	アラブ首長国連邦	1, 938, 610, 925	1. 28
	クウェート	1, 056, 360, 015	0. 70
	サウジアラビア	5, 929, 636, 033	3. 93
小計		137, 102, 271, 855	91. 02
投資信託受益証券	アメリカ	5, 606, 742, 204	3. 72
投資証券	メキシコ	112, 327, 485	0. 07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7, 794, 235, 684	5. 17
合計（純資産総額）		150, 615, 577, 228	100. 00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	賃建	アメリカ	7,230,146,803	4.80
	賃建	香港	392,118,729	0.26

## (2) 【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式M S C I - KOKUSA I マザーファンド	4,931,253,689	7.1807	35,409,906,952	7.8610	38,764,585,249	85.37
2	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	2,102,201,426	2.0447	4,298,552,688	2.1259	4,469,070,011	9.84
3	日本	親投資信託 受益証券	M S C I ジャパンマザーファンド	1,680,203,178	1.2528	2,104,990,712	1.2823	2,154,524,535	4.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合 計	99.96

（参考）外国株式M S C I - KOKUSA I マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,054,500	28,021.62	113,613,688,887	40,429.22	163,920,297,628	5.69
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,541,500	14,596.85	95,485,296,892	21,672.24	141,768,969,735	4.92
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,882,600	66,635.74	125,448,453,719	68,101.23	128,207,385,764	4.45
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,518,600	28,560.23	71,931,813,895	35,392.77	89,140,243,115	3.09
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インターネット・メディアおよびサービス	582,800	77,158.62	44,968,045,018	94,877.94	55,294,866,812	1.92
6	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	766,500	28,318.38	21,706,040,399	68,279.97	52,336,603,750	1.81
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	1,562,400	24,106.63	37,664,201,836	30,490.77	47,638,789,672	1.65
8	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,183,070	21,307.44	25,208,199,271	38,240.01	45,240,614,546	1.57
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インターネット	1,340,400	24,307.52	32,581,800,612	30,693.24	41,141,228,547	1.42

				ブ・メデ ィアおよ びサービ ス						
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	758,700	31,762.54	24,098,242,133	38,148.27	28,943,092,904	1.00
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	215,400	124,319.64	26,778,450,642	123,881.83	26,684,146,311	0.92
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	353,100	66,807.57	23,589,755,195	72,210.75	25,497,616,461	0.88
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	445,200	44,375.07	19,755,784,106	50,405.63	22,440,590,394	0.77
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,184,789	18,326.73	21,713,313,797	16,843.00	19,955,408,710	0.69
15	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	246,170	79,033.54	19,455,688,348	80,670.21	19,858,587,614	0.68
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	220,000	75,991.25	16,718,075,836	84,183.39	18,520,347,120	0.64
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	118,210	117,454.21	13,884,262,843	148,641.74	17,570,940,795	0.61
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	1,179,800	9,660.02	11,396,899,135	14,498.77	17,105,659,228	0.59
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	626,600	25,754.86	16,138,000,039	26,816.25	16,803,065,634	0.58
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売 り	264,400	60,349.81	15,956,490,902	62,142.59	16,430,502,065	0.57
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	114,400	96,730.23	11,065,938,724	143,556.25	16,422,836,030	0.57
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	641,746	25,002.18	16,045,054,742	22,944.00	14,724,226,000	0.51
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ エア	254,940	47,034.82	11,991,057,776	53,536.02	13,648,473,194	0.47
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテ クノロジ ー	470,800	28,781.88	13,550,511,302	28,157.62	13,256,608,343	0.46
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,862,000	6,014.00	11,198,074,703	7,013.70	13,059,511,634	0.45
26	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	858,700	19,535.97	16,775,542,237	14,059.74	12,073,106,466	0.41
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	106,560	146,232.62	15,582,548,732	112,953.70	12,036,347,124	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウ エア	443,400	20,115.10	8,919,036,642	26,726.09	11,850,349,548	0.41
29	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウ エア	278,400	29,871.67	8,316,273,205	39,498.34	10,996,337,856	0.38
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,091,200	9,758.77	10,648,772,696	9,878.34	10,779,245,699	0.37

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターネット・メディアおよびサービス	5.11
		メディア	0.49
		娯楽	1.33
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.18
		石油・ガス・消耗燃料	3.54
		化学	1.46

建設資材	0.31
容器・包装	0.20
金属・鉱業	1.06
紙製品・林産品	0.06
航空宇宙・防衛	1.98
建設関連製品	0.60
建設・土木	0.31
電気設備	1.10
コングロマリット	0.62
機械	1.70
商社・流通業	0.43
商業サービス・用品	0.58
航空貨物・物流サービス	0.39
旅客航空輸送	0.04
海上運輸	0.03
陸上運輸	0.85
運送インフラ	0.08
自動車用部品	0.08
自動車	2.26
家庭用耐久財	0.26
繊維・アパレル・贅沢品	0.89
ホテル・レストラン・レジャー	1.94
販売	0.06
大規模小売り	3.49
専門小売り	1.60
生活必需品流通・小売り	1.81
飲料	1.17
食品	0.97
タバコ	0.55
家庭用品	0.94
パーソナルケア用品	0.49
ヘルスケア機器・用品	2.04
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.57
バイオテクノロジー	1.51
医薬品	4.11
銀行	5.56
金融サービス	3.21
保険	2.94
情報技術サービス	1.32
ソフトウェア	8.77
通信機器	0.74

		コンピュータ・周辺機器	6.00
		電子装置・機器・部品	0.48
		半導体・半導体製造装置	9.24
		各種電気通信サービス	0.87
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.51
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.66
		水道	0.07
		消費者金融	0.46
		資本市場	3.46
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.95
		専門サービス	0.91
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合 計			98.15

(参考) M S C I ジャパンマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	42,500	3,031.03	128,819,098	3,146.00	133,705,000	5.42
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	25,900	2,721.08	70,476,109	3,369.00	87,257,100	3.54
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	46,000	1,669.16	76,781,694	1,846.00	84,916,000	3.44
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	19,200	3,498.52	67,171,661	3,937.00	75,590,400	3.06
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	5,800	8,656.22	50,206,124	11,145.00	64,641,000	2.62
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,400	3,431.74	52,848,802	3,764.00	57,965,600	2.35
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	800	69,681.30	55,745,044	64,630.00	51,704,000	2.09
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,900	29,806.39	56,632,154	24,185.00	45,951,500	1.86
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	7,800	5,617.72	43,818,243	5,728.00	44,678,400	1.81
10	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	44,308.05	35,446,445	53,820.00	43,056,000	1.74
11	日本	株式	任天堂	その他製品	4,300	8,429.98	36,248,942	9,264.00	39,835,200	1.61
12	日本	株式	信越化学工業	化学	7,500	5,929.11	44,468,328	5,296.00	39,720,000	1.61
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	10,000	3,288.87	32,888,748	3,873.00	38,730,000	1.57
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	4,900	7,579.67	37,140,415	7,832.00	38,376,800	1.55
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,000	9,091.57	36,366,319	9,185.00	36,740,000	1.49
16	日本	株式	三菱商事	卸売業	13,900	3,105.59	43,167,733	2,604.00	36,195,600	1.46

17	日本	株式	三井物産	卸売業	10,500	3,620.54	38,015,772	3,311.00	34,765,500	1.41
18	日本	株式	KDDI	情報・通信業	6,400	4,558.07	29,171,688	5,042.00	32,268,800	1.31
19	日本	株式	第一三共	医薬品	7,300	5,294.17	38,647,455	4,352.00	31,769,600	1.29
20	日本	株式	三菱重工業	機械	13,300	1,721.73	22,899,108	2,223.00	29,565,900	1.20
21	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	3,200	6,429.92	20,575,756	9,198.00	29,433,600	1.19
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,600	1,630.39	30,325,268	1,535.00	28,551,000	1.15
23	日本	株式	HOYA	精密機器	1,400	19,470.26	27,258,374	19,815.00	27,741,000	1.12
24	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,600	4,207.10	27,766,860	4,181.00	27,594,600	1.12
25	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	118,500	193.98	22,987,548	198.90	23,569,650	0.95
26	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	9,200	2,104.56	19,362,022	2,487.00	22,880,400	0.92
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	7,900	2,615.36	20,661,387	2,687.00	21,227,300	0.86
28	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,100	21,190.80	23,309,886	18,660.00	20,526,000	0.83
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	5,000	4,368.54	21,842,740	4,080.00	20,400,000	0.82
30	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,900	4,710.20	18,369,818	5,161.00	20,127,900	0.81

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.29
		建設業	1.48
		食料品	2.70
		繊維製品	0.23
		化学	4.45
		医薬品	4.95
		石油・石炭製品	0.53
		ゴム製品	0.52
		ガラス・土石製品	0.24
		鉄鋼	0.66
		非鉄金属	0.76
		機械	4.71
		電気機器	20.64
		輸送用機器	9.42
		精密機器	2.47
		その他製品	2.66
		電気・ガス業	1.03
		陸運業	1.40
		海運業	0.83
		空運業	0.14
情報・通信業	7.11		
卸売業	6.02		
小売業	4.19		
銀行業	8.91		
証券、商品先物取引業	0.88		

		保険業	4.15
		その他金融業	1.11
		不動産業	1.48
		サービス業	4.54
投資証券	—	—	0.27
合計			98.89

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,887,000	3,916.58	11,307,190,807	5,252.92	15,165,203,136	10.06
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	761,100	7,605.22	5,788,333,882	8,506.61	6,474,382,393	4.29
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	7,616,100	688.68	5,245,086,349	736.16	5,606,742,204	3.72
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	559,600	8,451.77	4,729,611,045	5,778.12	3,233,435,952	2.14
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	1,908,280	1,598.89	3,051,148,399	1,678.29	3,202,652,966	2.12
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	661,700	2,934.07	1,941,479,787	3,344.74	2,213,217,766	1.46
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジヤー	580,240	2,447.23	1,419,986,236	3,152.78	1,829,372,549	1.21
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	713,500	2,600.87	1,855,721,812	2,271.15	1,620,467,666	1.07
9	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	611,000	2,098.15	1,281,974,159	2,432.04	1,485,978,273	0.98
10	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,269,000	108.74	1,225,448,923	131.85	1,485,914,563	0.98
11	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	389,200	2,737.08	1,065,271,948	3,565.15	1,387,558,326	0.92
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,462,649	828.62	1,211,988,605	898.78	1,314,600,838	0.87
13	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	81,370	20,813.43	1,693,589,495	15,414.64	1,254,289,338	0.83
14	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,796,000	396.00	711,233,836	695.97	1,249,974,692	0.82
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	178,538	5,367.07	958,226,054	6,891.45	1,230,386,771	0.81
16	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	63,750	19,024.02	1,212,781,360	18,776.20	1,196,982,750	0.79
17	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	233,400	3,402.97	794,253,364	3,885.16	906,796,344	0.60
18	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	299,100	2,468.91	738,451,205	2,975.72	890,038,151	0.59
19	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,140,000	89.68	730,000,795	105.16	856,008,912	0.56

20	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	107,600	7,406.19	796,906,071	7,746.62	833,536,420	0.55
21	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジマー	72,500	8,567.27	621,127,306	11,392.42	825,950,450	0.54
22	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	692,940	1,216.40	842,893,309	1,176.10	814,970,545	0.54
23	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	288,467	2,551.17	735,930,424	2,769.64	798,950,319	0.53
24	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	785,500	803.93	631,491,177	944.61	741,993,512	0.49
25	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,180	32,438.14	654,601,810	35,972.93	725,933,869	0.48
26	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	122,000	4,637.25	565,745,009	5,575.96	680,268,096	0.45
27	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,330,000	74.12	617,460,833	80.29	668,875,676	0.44
28	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	226,650	3,122.12	707,628,678	2,891.92	655,454,121	0.43
29	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	6,490,000	92.68	601,531,000	96.04	623,299,600	0.41
30	インド	株式	MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	自動車	107,200	4,214.58	451,803,194	5,671.97	608,035,934	0.40

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インターネット・メディアおよびサービス	5.34
		メディア	0.05
		娯楽	0.89
		不動産管理・開発	1.45
		エネルギー設備・サービス	0.09
		石油・ガス・消耗燃料	4.05
		化学	1.40
		建設資材	0.69
		容器・包装	0.03
		金属・鉱業	2.84
		紙製品・林産品	0.12
		航空宇宙・防衛	0.51
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.62
		電気設備	1.11
		コングロマリット	1.00
		機械	0.58
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.02
		航空貨物・物流サービス	0.21
		旅客航空輸送	0.35
		海上運輸	0.29
		陸上運輸	0.12
		運送インフラ	0.64

	自動車用部品	0.55
	自動車	2.79
	家庭用耐久財	0.37
	織維・アパレル・贅沢品	0.73
	ホテル・レストラン・レジャー	2.72
	大規模小売り	4.22
	専門小売り	0.64
	生活必需品流通・小売り	1.09
	飲料	0.86
	食品	1.21
	タバコ	0.34
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.54
	ヘルスケア機器・用品	0.08
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.66
	バイオテクノロジー	0.67
	医薬品	1.15
	銀行	16.40
	金融サービス	1.08
	保険	2.81
	情報技術サービス	2.35
	ソフトウェア	0.15
	通信機器	0.23
	コンピュータ・周辺機器	4.69
	電子装置・機器・部品	2.23
	半導体・半導体製造装置	12.83
	各種電気通信サービス	1.10
	無線通信サービス	1.50
	電力	1.00
	ガス	0.31
	総合公益事業	0.10
	水道	0.12
	消費者金融	0.65
	資本市場	0.65
	各種消費者サービス	0.17
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.82
	ライフサイエンス・ツール/サービス	0.38
	その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	3.72
投資証券	—	0.07
合 計		94.82

## ②【投資不動産物件】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) MSC I ジャパンマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025年03月限)	買建	869	米ドル	266,597,642.5	42,170,415,094	261,873,150	41,423,094,867	1.43
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025年03月限)	買建	50	カナダドル	15,092,996	1,656,758,169	14,899,000	1,635,463,224	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025年03月限)	買建	518	ユーロ	25,573,165	4,217,526,372	25,449,340	4,197,105,150	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025年03月限)	買建	47	豪ドル	9,777,900	963,123,149	9,701,975	955,644,536	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025年03月限)	買建	116	英ポンド	9,539,425	1,898,536,366	9,459,800	1,882,689,396	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025年03月限)	買建	60	スイスフラン	6,962,990	1,220,960,298	6,942,000	1,217,279,700	0.04

(参考) MSC I ジャパンマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率
----	-----	----	-------	----	----	---------	--------	------

								(%)
株価指數先物取引	大阪取引所	ミニ TOPIX 先物(2025 年 03 月限)	買建	9	日本円	24,678,990	25,078,500	1.01

### (参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	インターク ンチネンタル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025 年 03 月限)	買建	841	米ドル	46,344,335	7,330,746,949	45,708,350	7,230,146,803
	香港	香港先物取 引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2025 年 01 月限)	買建	46	米ドル	2,439,840	385,933,891	2,478,940	392,118,729

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

2024年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2024年6月3日)	15,415	15,415	1.3076	1.3076
	2023年12月末日	1,501	—	1.0835	—
	2024年1月末日	3,330	—	1.1438	—
	2月末日	5,849	—	1.2009	—
	3月末日	8,762	—	1.2495	—
	4月末日	11,753	—	1.2690	—
	5月末日	15,258	—	1.2962	—
	6月末日	19,651	—	1.3713	—
	7月末日	22,317	—	1.2978	—
	8月末日	25,557	—	1.2733	—
	9月末日	29,708	—	1.2921	—
	10月末日	35,745	—	1.3807	—
	11月末日	39,620	—	1.3789	—
	12月末日	45,403	—	1.4360	—

#### ② 【分配の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

	計算期間	1口当たりの分配金

第1計算期間	2023年7月10日～2024年6月3日	0.0000円
--------	----------------------	---------

### ③【収益率の推移】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2023年7月10日～2024年6月3日	30.8%
第2期（中間期）	2024年6月4日～2024年12月3日	5.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### （4）【設定及び解約の実績】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）

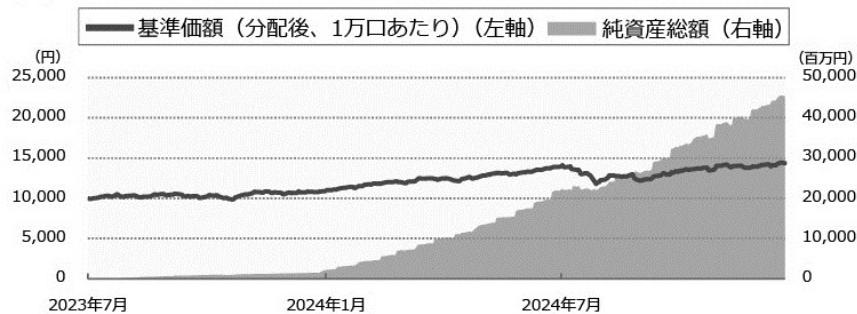
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2023年7月10日～2024年6月3日	12,610,431,864	820,767,761	11,789,664,103
第2期（中間期）	2024年6月4日～2024年12月3日	18,005,086,277	989,987,084	28,804,763,296

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2024年12月31日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)	
2024年6月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

#### 銘柄別投資比率

銘柄	投資比率(%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	85.4
MSCIジャパンマザーファンド	4.7
新興国株式マザーファンド	9.8

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄  
実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4.9
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.2
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	3.8
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2.6
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インターネット・メディアおよびサービス	1.6
6	TESLA INC	自動車	1.5
7	ALPHABET INC-CL A	インターネット・メディアおよびサービス	1.4
8	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.3
9	ALPHABET INC-CL C	インターネット・メディアおよびサービス	1.2
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.9

#### 実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	65.9
2	イギリス	3.0
3	カナダ	2.6
4	フランス	2.2
5	スイス	1.9

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

・「MSCIジャパンマザーファンド」を通じての投資銘柄  
実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3
2	ソニーグループ	電気機器	0.2
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2
4	日立製作所	電気機器	0.1
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.1
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.1
7	キーエンス	電気機器	0.1
8	東京エレクトロン	電気機器	0.1
9	東京海上ホールディングス	保険業	0.1
10	ファーストリテイリング	小売業	0.1

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄  
実質的な銘柄別投資比率（上位）

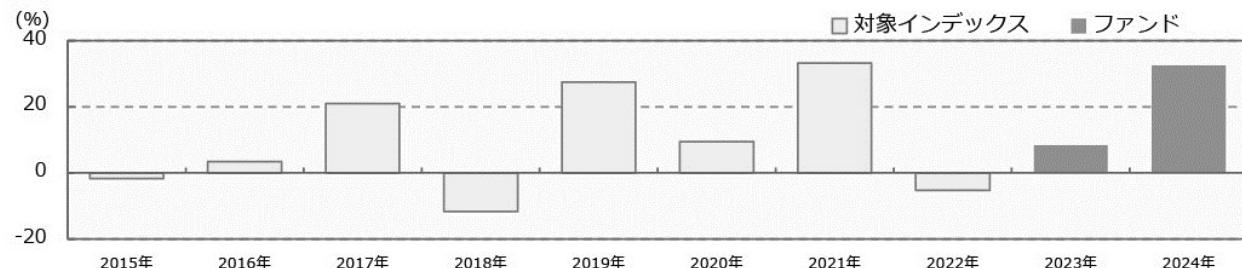
順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1.0
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	0.4
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.4
4	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.2
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.2
6	HDFC BANK LIMITED	銀行	0.1
7	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	0.1
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	0.1
9	ICICI BANK LTD	銀行	0.1
10	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	0.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	香港	2.0
2	台湾	1.8
3	インド	1.8
4	韓国	0.8
5	アメリカ	0.7

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2015年から2022年は対象インデックスの年間收益率。(出所 : MSCI)
- ・2023年は設定日（2023年7月10日）から年末までの收益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

- ・申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合

#### (4) 販売単位

1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）（分配金を再投資する場合には1口単位）とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付け

た取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### (9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

#### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

#### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

#### (4) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で換金できます。

#### (5) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

#### (6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

#### (7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 7 営業日目から販売会社において支払います。

#### (8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による

市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

#### (9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発

行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

無期限とします(2023年7月10日設定)。

### (4) 【計算期間】

原則として、毎年6月4日から翌年6月3日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### (5) 【その他】

#### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

#### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすること

により当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2023年7月10日から2024年6月3日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているはじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2023年7月10日から2024年6月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2024年6月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期  
(2024年6月3日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,938,069
親投資信託受益証券	15,410,082,421
未収利息	87
流動資産合計	15,449,020,577
資産合計	15,449,020,577
負債の部	
流動負債	
未払解約金	31,196,955
未払受託者報酬	633,167
未払委託者報酬	1,266,283
その他未払費用	108,494
流動負債合計	33,204,899
負債合計	33,204,899
純資産の部	
元本等	
元本	11,789,664,103
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,626,151,575
（分配準備積立金）	1,353,129,659
元本等合計	15,415,815,678
純資産合計	15,415,815,678
負債純資産合計	15,449,020,577

#### (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期  
自 2023年7月10日  
至 2024年6月3日

営業収益	
受取利息	4,229
有価証券売買等損益	1,399,676,997
営業収益合計	1,399,681,226
営業費用	
支払利息	2,154
受託者報酬	712,341
委託者報酬	1,424,558

その他費用	122,023
営業費用合計	2,261,076
営業利益又は営業損失(△)	1,397,420,150
経常利益又は経常損失(△)	1,397,420,150
当期純利益又は当期純損失(△)	1,397,420,150
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	44,290,491
期首剰余金又は期首次損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,345,952,726
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,345,952,726
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,930,810
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,930,810
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,626,151,575

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年7月10日から2024年6月3日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 2024年6月3日現在		
1. 計算期間の末日における受益権の総数		11,789,664,103 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)		1.3076円 (13,076円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2023年7月10日 至 2024年6月3日		
1. 分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	93,600,566円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,259,529,093円
収益調整金額	C	2,273,021,916円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,626,151,575円
当ファンドの期末残存口数	F	11,789,664,103口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,075円
10,000口当たり分配金額	H	0円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円
---------	--------------	-----

## 2. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

第1期  
自 2023年7月10日  
至 2024年6月3日

##### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

##### 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

##### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

##### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

##### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

##### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期  
2024年6月3日現在

##### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

##### 2. 時価の算定方法

##### 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第1期  
自 2023年7月10日  
至 2024年6月3日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

### (その他の注記)

#### 1 元本の移動

第1期  
自 2023年7月10日  
至 2024年6月3日

期首元本額	一円
期中追加設定元本額	12,610,431,864 円
期中一部解約元本額	820,767,761 円

#### 2 有価証券関係

##### 売買目的有価証券

種類

第1期

	自 2023 年 7 月 10 日 至 2024 年 6 月 3 日
損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	1,400,661,807
合計	1,400,661,807

### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2024年6月3日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド	1,841,583,323	13,040,435,668	
		新興国株式マザーファンド	764,628,541	1,545,543,669	
		M S C I ジャパンマザーファンド	644,485,090	824,103,084	
	小計	銘柄数: 3 組入時価比率: 100.0%	3,250,696,954	15,410,082,421 100.0%	
合計				15,410,082,421	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド」、「M S C I ジャパンマザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### 外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

(2024年6月3日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	14,922,137,448
コール・ローン	2,520,984,188
株式	2,353,603,957,210

投資証券	44,458,636,022
派生商品評価勘定	259,512,026
未収入金	11,017,592,513
未収配当金	3,300,239,609
未収利息	5,676
差入委託証拠金	16,388,776,203
流動資産合計	2,446,471,840,895
資産合計	2,446,471,840,895

#### 負債の部

流動負債	
派生商品評価勘定	116,346,345
未払金	10,776,164,552
未払解約金	2,937,714,836
その他未払費用	6,469,700
流動負債合計	13,836,695,433
負債合計	13,836,695,433

#### 純資産の部

元本等	
元本	343,538,868,308
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,089,096,277,154
元本等合計	2,432,635,145,462
純資産合計	2,432,635,145,462
負債純資産合計	2,446,471,840,895

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

	<p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 6月 3日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	7.0811円 (70,811円)
-------------------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年 7月 10 日  
至 2024年 6月 3日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっておりまます。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年 6月 3日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 6月 3日現在		
期首		2023年 7月 10日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	318,096,904,373円	
同期中における追加設定元本額	51,878,331,234円	
同期中における一部解約元本額	26,436,367,299円	
期末元本額	343,538,868,308円	
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト 30	19,586,399円	
バランスセレクト 50	61,276,476円	
バランスセレクト 70	88,714,868円	
野村外国株式インデックスファンド	454,342,247円	
野村世界6資産分散投信（安定コース）	1,988,245,985円	
野村世界6資産分散投信（分配コース）	2,898,441,137円	
野村世界6資産分散投信（成長コース）	4,921,443,726円	
野村資産設計ファンド2015	5,702,337円	
野村資産設計ファンド2020	6,424,405円	
野村資産設計ファンド2025	10,027,627円	
野村資産設計ファンド2030	17,413,635円	
野村資産設計ファンド2035	17,879,306円	
野村資産設計ファンド2040	31,881,909円	
野村外国株インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	37,317,416,625円	
のむラップ・ファンド（保守型）	1,197,745,860円	
のむラップ・ファンド（普通型）	14,785,031,910円	
のむラップ・ファンド（積極型）	19,408,523,930円	
野村資産設計ファンド2045	7,748,342円	
野村インデックスファンド・外国株式	9,331,470,538円	
マイ・ロード	1,264,390,811円	
ネクストコア	5,374,217円	
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	154,763,516円	
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	3,925,170,427円	
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	326,518,074円	
野村資産設計ファンド2050	8,493,083円	
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,525,334円	
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,202,971円	
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,067,067円	
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,088,272円	
のむラップ・ファンド（やや保守型）	338,179,639円	
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,040,703,726円	
インデックス・ブレンド（タイプI）	2,761,093円	
インデックス・ブレンド（タイプII）	3,266,663円	
インデックス・ブレンド（タイプIII）	33,860,276円	
インデックス・ブレンド（タイプIV）	14,513,648円	
インデックス・ブレンド（タイプV）	52,547,303円	
野村6資産均等バランス	1,979,704,023円	
野村つみたて外国株投信	18,579,999,562円	
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,234,810,676円	
世界6資産分散ファンド	40,940,863円	
野村資産設計ファンド2060	8,574,754円	
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,142,717,179円	
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	1,841,583,323円	
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAII指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,017,275,433円	
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）外国株式	6,813,131,510円	
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	69,640,737円	
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	42,990,892円	

グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	275,071,373 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	206,668,293 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	586,457 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,393,974 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	418,070 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	79,874 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	2,155,909 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	267,352,227 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,357,560 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	18,212,166 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	50,511,852 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,661,765,933 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	9,677,129 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,107,496,312 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,958,423,599 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	613,665 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,053,078 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,210,146 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,130,137 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAII（確定拠出年金向け）	110,813,306,665 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,482,944,765 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,373,816,917 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,374,019,517 円
マイバランスDC30	660,979,901 円
マイバランスDC50	1,717,037,194 円
マイバランスDC70	1,803,582,691 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAII	49,932,922,523 円
野村DC運用戦略ファンド	289,159,605 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	16,669,775 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	556,682,917 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	455,449,962 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	516,032,577 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	20,196,055 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	10,526,538 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	68,032,160 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	12,671,990 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,721,809 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	10,457,802 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	316,750,812 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	251,092,826 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	179,563,634 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	252,416,537 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	9,113,500 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	105,237,187 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	82,331,663 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	59,824,232 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	57,994,610 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	41,856 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2024年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	254,000	33.48	8,503,920.00	
		HALLIBURTON CO	226,000	36.70	8,294,200.00	
		SCHLUMBERGER LTD	355,000	45.89	16,290,950.00	
		APA CORPORATION	92,000	30.53	2,808,760.00	
		CHENIERE ENERGY INC	57,500	157.79	9,072,925.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	90.93	2,373,273.00	
		CHEVRON CORP	437,800	162.30	71,054,940.00	
		CHORD ENERGY CORP	15,500	185.41	2,873,855.00	
		CONOCOPHILLIPS	295,700	116.48	34,443,136.00	
		COTERRA ENERGY INC	188,000	28.52	5,361,760.00	
		DEVON ENERGY CORP	160,000	49.08	7,852,800.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	42,500	199.26	8,468,550.00	
		EOG RESOURCES INC	144,800	124.55	18,034,840.00	
		EQT CORP	104,000	41.09	4,273,360.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,119,189	117.26	131,236,102.14	
		HESS CORP	69,000	154.10	10,632,900.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	55.23	2,209,200.00	
		KINDER MORGAN INC	496,000	19.49	9,667,040.00	
		MARATHON OIL CORP	147,000	28.96	4,257,120.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	89,900	176.61	15,877,239.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	166,000	62.50	10,375,000.00	
		ONEOK INC	145,200	81.00	11,761,200.00	
		OVINTIV INC	67,000	51.67	3,461,890.00	
		PHILLIPS 66	106,700	142.11	15,163,137.00	
		TARGA RESOURCES CORP	53,300	118.23	6,301,659.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,840	614.31	2,973,260.40	
		VALERO ENERGY CORP	82,200	157.14	12,916,908.00	
		WILLIAMS COS	306,000	41.51	12,702,060.00	
		AIR PRODUCTS	54,900	266.70	14,641,830.00	
		ALBEMARLE CORP	29,900	122.59	3,665,441.00	
		CELANESE CORP-SERIES A	27,800	152.04	4,226,712.00	
		CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	79.73	3,691,499.00	
		CORTEVA INC	175,000	55.94	9,789,500.00	

DOW INC	172,000	57.63	9,912,360.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	104,300	82.16	8,569,288.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	101.33	3,060,166.00	
ECOLAB INC	63,300	232.20	14,698,260.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	64,800	96.18	6,232,464.00	
LINDE PLC	120,700	435.52	52,567,264.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	63,800	99.42	6,342,996.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	30.93	2,629,050.00	
PPG INDUSTRIES	59,000	131.41	7,753,190.00	
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	112.10	3,688,090.00	
SHERWIN-WILLIAMS	61,000	303.80	18,531,800.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	160.56	1,509,264.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	15,300	572.08	8,752,824.00	
VULCAN MATERIALS CO	32,500	255.77	8,312,525.00	
AMCOR PLC	369,000	10.17	3,752,730.00	
AVERY DENNISON CORP	20,600	227.59	4,688,354.00	
BALL CORP	78,000	69.43	5,415,540.00	
CROWN HOLDINGS INC	30,100	84.19	2,534,119.00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	79,000	45.09	3,562,110.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	183.49	4,036,780.00	
WESTROCK CO	63,000	53.64	3,379,320.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	129,000	17.28	2,229,120.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	356,000	52.73	18,771,880.00	
NEWMONT CORP	290,000	41.94	12,162,600.00	
NUCOR CORP	60,700	168.85	10,249,195.00	
RELIANCE INC	14,500	300.78	4,361,310.00	
STEEL DYNAMICS	38,500	133.87	5,153,995.00	
AXON ENTERPRISE INC	17,200	281.67	4,844,724.00	
BOEING CO	143,800	177.61	25,540,318.00	
GENERAL DYNAMICS	57,700	299.77	17,296,729.00	
GENERAL ELECTRIC CO	272,700	165.14	45,033,678.00	
HEICO CORP	10,700	221.77	2,372,939.00	
HEICO CORP-CLASS A	18,900	175.66	3,319,974.00	
HOWMET AEROSPACE INC	98,000	84.65	8,295,700.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	253.10	2,404,450.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	47,300	224.83	10,634,459.00	

LOCKHEED MARTIN	54,000	470.34	25,398,360.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	35,900	450.77	16,182,643.00	
RTX CORP	331,700	107.81	35,760,577.00	
TEXTRON INC	49,600	87.61	4,345,456.00	
TRANSDIGM GROUP INC	13,870	1,343.23	18,630,600.10	
ALLEGION PLC	21,900	121.82	2,667,858.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	160.79	4,968,411.00	
CARLISLE COS INC	12,300	418.29	5,144,967.00	
CARRIER GLOBAL CORP	203,000	63.19	12,827,570.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	70.06	2,171,860.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	171,000	71.91	12,296,610.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,700	502.60	3,870,020.00	
MASCO CORP	54,000	69.92	3,775,680.00	
OWENS CORNING INC	22,800	181.07	4,128,396.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	83.64	2,609,568.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	56,500	327.46	18,501,490.00	
AECOM	34,500	87.34	3,013,230.00	
EMCOR GROUP INC	11,700	388.66	4,547,322.00	
QUANTA SERVICES INC	36,000	275.94	9,933,840.00	
AMETEK INC	57,100	169.58	9,683,018.00	
EATON CORP PLC	99,400	332.85	33,085,290.00	
EMERSON ELEC	141,700	112.16	15,893,072.00	
GE VERNONA INC	68,500	175.90	12,049,150.00	
HUBBELL INC	13,000	388.89	5,055,570.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	28,400	257.53	7,313,852.00	
VERTIV HOLDINGS CO	91,500	98.07	8,973,405.00	
3M CORP	136,200	100.14	13,639,068.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	164,200	202.19	33,199,598.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	36.80	1,398,400.00	
CATERPILLAR INC DEL	124,600	338.52	42,179,592.00	
CNH INDUSTRIAL NV	217,000	10.56	2,291,520.00	
CUMMINS INC	34,100	281.73	9,606,993.00	
DEERE & COMPANY	66,500	374.76	24,921,540.00	
DOVER CORP	34,900	183.82	6,415,318.00	
FORTIVE CORP	86,400	74.44	6,431,616.00	

GRACO INC	42,900	80.75	3,464,175.00	
IDEX CORP	18,400	208.64	3,838,976.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	74,700	242.75	18,133,425.00	
INGERSOLL-RAND INC	99,500	93.05	9,258,475.00	
NORDSON CORP	13,600	234.72	3,192,192.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	101,300	99.20	10,048,960.00	
PACCAR	131,400	107.50	14,125,500.00	
PARKER HANNIFIN CORP	31,900	531.52	16,955,488.00	
PENTAIR PLC	41,000	81.38	3,336,580.00	
SNAP-ON INC	13,400	272.86	3,656,324.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	38,800	87.17	3,382,196.00	
TORO CO	25,200	80.19	2,020,788.00	
WABTEC CORP	43,700	169.23	7,395,351.00	
XYLEM INC	59,100	141.02	8,334,282.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	92.71	4,858,004.00	
FASTENAL CO	142,600	65.98	9,408,748.00	
FERGUSON PLC	51,300	205.74	10,554,462.00	
GRAINGER (W. W. ) INC	11,250	921.46	10,366,425.00	
UNITED RENTALS INC	16,900	669.41	11,313,029.00	
WATSCO INC	8,600	474.90	4,084,140.00	
CINTAS CORP	22,900	677.97	15,525,513.00	
COPART INC	215,000	53.06	11,407,900.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	55,000	185.19	10,185,450.00	
ROLLINS INC	74,000	45.69	3,381,060.00	
VERALTO CORP	61,500	98.58	6,062,670.00	
WASTE CONNECTIONS INC	64,900	164.32	10,664,368.00	
WASTE MANAGEMENT INC	100,900	210.73	21,262,657.00	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	86.37	2,513,367.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	120.90	4,497,480.00	
FEDEX CORPORATION	59,000	253.96	14,983,640.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	180,900	138.93	25,132,437.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	51.02	2,142,840.00	
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	26.84	912,560.00	
CSX CORP	491,000	33.75	16,571,250.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	3.67	2,018,500.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	20,500	160.75	3,295,375.00	

	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	48.25	1,833,500.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	56,800	224.80	12,768,640.00	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	49,000	175.25	8,587,250.00	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	60.79	1,458,960.00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	467,000	64.56	30,149,520.00	
	UNION PAC CORP	151,800	232.82	35,342,076.00	
	APTIV PLC	68,000	83.26	5,661,680.00	
	FORD MOTOR COMPANY	989,000	12.13	11,996,570.00	
	GENERAL MOTORS CO	288,000	44.99	12,957,120.00	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	181,000	10.92	1,976,520.00	
	TESLA INC	715,100	178.08	127,345,008.00	
	DR HORTON INC	75,500	147.80	11,158,900.00	
	GARMIN LTD	37,500	163.85	6,144,375.00	
	LENNAR CORP-A	63,000	160.35	10,102,050.00	
	NVR INC	789	7,680.73	6,060,095.97	
	PULTEGROUP INC	53,600	117.32	6,288,352.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	6,290	1,093.92	6,880,756.80	
	LULULEMON ATHLETICA INC	28,700	311.99	8,954,113.00	
	NIKE INC-B	304,400	95.05	28,933,220.00	
	AIRBNB INC-CLASS A	110,300	144.93	15,985,779.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	8,530	3,776.35	32,212,265.50	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	35.56	1,884,680.00	
	CARNIVAL CORP	244,000	15.08	3,679,520.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,890	3,129.52	21,562,392.80	
	DARDEN RESTAURANTS INC	29,600	150.39	4,451,544.00	
	DOMINOS PIZZA INC	8,600	508.58	4,373,788.00	
	DOORDASH INC-A	70,500	110.11	7,762,755.00	
	DRAFTKINGS INC	102,000	35.13	3,583,260.00	
	EXPEDIA GROUP INC	33,800	112.86	3,814,668.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	64,500	200.60	12,938,700.00	
	HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	147.47	1,563,182.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	45.03	4,097,730.00	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	62,100	231.17	14,355,657.00	
	MCDONALD'S CORP	180,600	258.89	46,755,534.00	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	40.17	2,611,050.00	

ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	60,400	147.68	8,919,872.00	
STARBUCKS CORP	283,500	80.22	22,742,370.00	
WYNN RESORTS LTD	24,500	94.88	2,324,560.00	
YUM BRANDS INC	70,000	137.43	9,620,100.00	
GENUINE PARTS CO	35,700	144.14	5,145,798.00	
LKQ CORP	68,000	43.03	2,926,040.00	
POOL CORP	9,500	363.55	3,453,725.00	
AMAZON.COM INC	2,335,800	176.44	412,128,552.00	
EBAY INC	132,000	54.22	7,157,040.00	
ETSY INC	28,000	63.47	1,777,160.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	31.22	874,160.00	
MERCADOLIBRE INC	11,400	1,725.58	19,671,612.00	
AUTOZONE	4,310	2,769.94	11,938,441.40	
BATH & BODY WORKS INC	50,400	51.94	2,617,776.00	
BEST BUY COMPANY INC	48,400	84.82	4,105,288.00	
BURLINGTON STORES INC	15,900	240.05	3,816,795.00	
CARMAX INC	40,000	70.26	2,810,400.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	227.64	3,164,196.00	
HOME DEPOT	247,800	334.87	82,980,786.00	
LOWES COS INC	143,200	221.29	31,688,728.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	14,710	963.26	14,169,554.60	
ROSS STORES INC	83,200	139.76	11,628,032.00	
TJX COS INC	282,400	103.10	29,115,440.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	26,800	285.29	7,645,772.00	
ULTA BEAUTY INC	12,100	395.09	4,780,589.00	
WILLIAMS SONOMA INC	15,300	293.22	4,486,266.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	88,000	20.64	1,816,320.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	110,490	809.89	89,484,746.10	
DOLLAR GENERAL CORP	54,500	136.91	7,461,595.00	
DOLLAR TREE INC	51,600	117.95	6,086,220.00	
KROGER CO	168,000	52.37	8,798,160.00	
SYSSCO CORP	127,000	72.82	9,248,140.00	
TARGET CORP	115,700	156.16	18,067,712.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	16.22	2,854,720.00	
WALMART INC	1,105,800	65.76	72,717,408.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	45.86	2,063,700.00	

CELSIUS HOLDINGS INC	36,000	79.98	2,879,280.00	
COCA COLA CO	1,023,200	62.93	64,389,976.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	49,000	73.71	3,611,790.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	40,400	250.23	10,109,292.00	
KEURIG DR PEPPER INC	271,000	34.25	9,281,750.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	54.81	2,521,260.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	197,000	51.92	10,228,240.00	
PEPSICO INC	342,400	172.90	59,200,960.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	125,000	62.44	7,805,000.00	
BUNGE GLOBAL SA	36,200	107.59	3,894,758.00	
CAMPBELL SOUP CO	46,000	44.38	2,041,480.00	
CONAGRA BRANDS INC	122,000	29.88	3,645,360.00	
GENERAL MILLS	143,000	68.75	9,831,250.00	
HERSHEY CO/THE	37,600	197.83	7,438,408.00	
HORMEL FOODS CORP	75,000	30.98	2,323,500.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	111.64	2,924,968.00	
KELLANOVA	68,000	60.34	4,103,120.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	227,000	35.37	8,028,990.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	88.29	3,107,808.00	
MCCORMICK & CO INC.	62,000	72.22	4,477,640.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	338,000	68.53	23,163,140.00	
TYSON FOODS INC-CL A	72,000	57.25	4,122,000.00	
ALTRIA GROUP INC	429,000	46.25	19,841,250.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	386,600	101.38	39,193,508.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	60,000	107.01	6,420,600.00	
CLOROX CO	30,400	131.56	3,999,424.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	196,100	92.96	18,229,456.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	84,300	133.30	11,237,190.00	
PROCTER & GAMBLE CO	586,900	164.54	96,568,526.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	58,800	123.36	7,253,568.00	
KENVUE INC	477,000	19.30	9,206,100.00	
ABBOTT LABORATORIES	432,300	102.19	44,176,737.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,800	257.21	4,578,338.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	123,000	34.09	4,193,070.00	
BECTON, DICKINSON	72,600	231.97	16,841,022.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	367,000	75.57	27,734,190.00	

COOPER COS INC/THE	50,100	94.31	4,724,931.00	
DEXCOM INC	96,200	118.77	11,425,674.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	149,600	86.89	12,998,744.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	107,900	78.00	8,416,200.00	
HOLOGIC INC	57,900	73.78	4,271,862.00	
IDEXX LABORATORIES INC	20,700	496.95	10,286,865.00	
INSULET CORP	17,000	177.19	3,012,230.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	88,400	402.12	35,547,408.00	
MEDTRONIC PLC	332,600	81.37	27,063,662.00	
RESMED INC	36,200	206.33	7,469,146.00	
SOLVENTUM CORP	34,050	59.34	2,020,527.00	
STERIS PLC	24,700	222.88	5,505,136.00	
STRYKER CORP	85,500	341.09	29,163,195.00	
TELEFLEX INC	11,400	209.07	2,383,398.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	50,800	115.15	5,849,620.00	
CARDINAL HEALTH INC	60,700	99.27	6,025,689.00	
CENCORA INC	44,800	226.57	10,150,336.00	
CENTENE CORP	134,600	71.59	9,636,014.00	
CVS HEALTH CORP	314,000	59.60	18,714,400.00	
DAVITA INC	14,500	147.12	2,133,240.00	
ELEVANCE HEALTH INC	58,500	538.48	31,501,080.00	
HCA HEALTHCARE INC	50,400	339.75	17,123,400.00	
HENRY SCHEIN INC	34,000	69.34	2,357,560.00	
HUMANA INC	30,800	358.12	11,030,096.00	
LABCORP HOLDINGS INC	21,200	194.91	4,132,092.00	
MCKESSON CORP	33,400	569.59	19,024,306.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	14,700	314.58	4,624,326.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	141.97	3,833,190.00	
THE CIGNA GROUP	70,800	344.62	24,399,096.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	230,270	495.37	114,068,849.90	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	189.80	3,017,820.00	
ABBVIE INC	441,700	161.24	71,219,708.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	30,500	148.43	4,527,115.00	
AMGEN INC	133,300	305.85	40,769,805.00	
BIOGEN INC	35,500	224.94	7,985,370.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	46,200	75.07	3,468,234.00	

EXACT SCIENCES CORP	43,300	45.45	1,967,985.00	
GILEAD SCIENCES INC	309,000	64.27	19,859,430.00	
INCYTE CORP	45,000	57.79	2,600,550.00	
MODERNA INC	81,000	142.55	11,546,550.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,900	135.41	3,371,709.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	26,800	980.16	26,268,288.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	275.13	3,081,456.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	64,400	455.34	29,323,896.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	510,000	41.09	20,955,900.00	
CATALENT INC	43,000	53.79	2,312,970.00	
ELI LILLY & CO.	201,620	820.34	165,396,950.80	
JOHNSON & JOHNSON	601,146	146.67	88,170,083.82	
MERCK & CO INC	631,000	125.54	79,215,740.00	
PFIZER INC	1,406,500	28.66	40,310,290.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	27.41	2,631,360.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	16.93	4,638,820.00	
VIATRIS INC	292,000	10.60	3,095,200.00	
ZOETIS INC	114,000	169.56	19,329,840.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,774,000	39.99	70,942,260.00	
CITIGROUP	478,000	62.31	29,784,180.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	35.29	4,128,930.00	
FIFTH THIRD BANCORP	169,000	37.42	6,323,980.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,698.43	4,263,059.30	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	363,000	13.92	5,052,960.00	
JPMORGAN CHASE & CO	716,500	202.63	145,184,395.00	
KEYCORP	239,000	14.37	3,434,430.00	
M & T BANK CORP	41,800	151.60	6,336,880.00	
PNC FINANCIAL	99,000	157.39	15,581,610.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	19.35	4,605,300.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	332,000	37.75	12,533,000.00	
US BANCORP	387,000	40.55	15,692,850.00	
WELLS FARGO CO	883,000	59.92	52,909,360.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	98,200	116.16	11,406,912.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	327,100	414.40	135,550,240.00	
BLOCK INC	138,100	64.08	8,849,448.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	65,000	29.17	1,896,050.00	

CORPAY INC	17,000	267.67	4,550,390.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	41.49	3,485,160.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	75.88	11,230,240.00	
FISERV INC	147,300	149.76	22,059,648.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	66,000	101.85	6,722,100.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	164.68	2,881,900.00	
MASTERCARD INC	208,500	447.07	93,214,095.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	249,000	62.99	15,684,510.00	
TOAST INC-CLASS A	85,000	24.23	2,059,550.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	394,100	272.46	107,376,486.00	
AFLAC INC	139,600	89.87	12,545,852.00	
ALLSTATE CORP	65,900	167.52	11,039,568.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	129.91	2,273,425.00	
AMERICAN INTL GROUP	168,200	78.82	13,257,524.00	
AON PLC	50,300	281.64	14,166,492.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	91,900	102.63	9,431,697.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	53,300	253.33	13,502,489.00	
ASSURANT INC	12,900	173.47	2,237,763.00	
BROWN & BROWN INC	59,600	89.51	5,334,796.00	
CHUBB LTD	102,100	270.82	27,650,722.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	38,500	117.58	4,526,830.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	362.43	2,247,066.00	
EVEREST GROUP LTD	10,600	390.93	4,143,858.00	
FNF GROUP	64,000	50.36	3,223,040.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	103.45	7,655,300.00	
LOEWS CORP	45,300	76.80	3,479,040.00	
MARKEL GROUP INC	3,310	1,641.59	5,433,662.90	
MARSH & MCLENNAN COS	122,200	207.58	25,366,276.00	
METLIFE INC	158,000	72.37	11,434,460.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	82.04	4,988,032.00	
PROGRESSIVE CO	146,300	211.18	30,895,634.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	89,300	120.35	10,747,255.00	
TRAVELERS COS INC/THE	57,400	215.70	12,381,180.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	25,300	255.29	6,458,837.00	
WR BERKLEY CORP	51,800	81.03	4,197,354.00	
ACCENTURE PLC-CL A	156,100	282.29	44,065,469.00	

AKAMAI TECHNOLOGIES	38,300	92.24	3,532,792.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	71,900	67.69	4,866,911.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	124,000	66.15	8,202,600.00	
EPAM SYSTEMS INC	13,800	177.93	2,455,434.00	
GARTNER INC	19,700	419.67	8,267,499.00	
GODADDY INC - CLASS A	34,500	139.63	4,817,235.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	227,400	166.85	37,941,690.00	
MONGODB INC	18,100	236.06	4,272,686.00	
OKTA INC	39,700	88.68	3,520,596.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	75,000	136.18	10,213,500.00	
TWILIO INC - A	41,400	57.40	2,376,360.00	
VERISIGN INC	22,000	174.32	3,835,040.00	
WIX.COM LTD	14,100	161.10	2,271,510.00	
ADOBE INC	111,800	444.76	49,724,168.00	
ANSYS INC	21,300	317.45	6,761,685.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	46,000	81.48	3,748,080.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	210.65	1,516,680.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	38,800	156.86	6,086,168.00	
AUTODESK INC.	53,300	201.60	10,745,280.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	50.24	2,009,600.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	67,500	286.31	19,325,925.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	150.50	3,521,700.00	
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	25.97	1,220,590.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	56,600	313.67	17,753,722.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,500	229.25	2,407,125.00	
DATADOG INC - CLASS A	67,200	110.18	7,404,096.00	
DOCUSIGN INC	50,000	54.74	2,737,000.00	
DYNATRACE INC	67,000	45.73	3,063,910.00	
FAIR ISAAC CORP	6,090	1,289.93	7,855,673.70	
FORTINET INC	165,000	59.32	9,787,800.00	
GEN DIGITAL INC	141,000	24.83	3,501,030.00	
HUBSPOT INC	11,800	611.05	7,210,390.00	
INTUIT INC	69,700	576.44	40,177,868.00	
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	15,300	219.54	3,358,962.00	
MICROSOFT CORP	1,761,100	415.13	731,085,443.00	

MICROSTRATEGY INC-CL A	3,930	1,524.49	5,991,245.70	
MONDAY.COM LTD	8,800	225.91	1,988,008.00	
ORACLE CORPORATION	410,700	117.19	48,129,933.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	465,000	21.68	10,081,200.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	80,600	294.91	23,769,746.00	
PTC INC	30,100	176.24	5,304,824.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	26,600	532.76	14,171,416.00	
SALESFORCE INC	241,040	234.44	56,509,417.60	
SAMSARA INC-CL A	45,000	33.93	1,526,850.00	
SERVICENOW INC	51,050	656.93	33,536,276.50	
SYNOPSYS INC	37,700	560.80	21,142,160.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	10,400	480.36	4,995,744.00	
UIPATH INC - CLASS A	96,000	12.26	1,176,960.00	
UNITY SOFTWARE INC	62,000	18.27	1,132,740.00	
WORKDAY INC-CLASS A	52,600	211.45	11,122,270.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	62,000	61.34	3,803,080.00	
ZSCALER INC	22,600	169.96	3,841,096.00	
ARISTA NETWORKS INC	66,200	297.65	19,704,430.00	
CISCO SYSTEMS	1,011,900	46.50	47,053,350.00	
F5 INC	15,300	168.97	2,585,241.00	
JUNIPER NETWORKS INC	80,000	35.67	2,853,600.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	41,700	364.91	15,216,747.00	
APPLE INC	3,659,800	192.25	703,596,550.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	65,600	139.56	9,155,136.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	318,000	17.65	5,612,700.00	
HP INC	244,000	36.50	8,906,000.00	
NETAPP INC	52,000	120.43	6,262,360.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	77,000	60.29	4,642,330.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	48,100	93.24	4,484,844.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	13,150	784.51	10,316,306.50	
WESTERN DIGITAL CORP	79,000	75.29	5,947,910.00	
AMPHENOL CORP-CL A	148,700	132.37	19,683,419.00	
CDW CORPORATION	33,900	223.62	7,580,718.00	
CORNING INC	198,000	37.26	7,377,480.00	
JABIL INC	31,000	118.90	3,685,900.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	43,900	138.48	6,079,272.00	

TE CONNECTIVITY LTD	77, 100	149. 70	11, 541, 870. 00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11, 400	396. 95	4, 525, 230. 00	
TRIMBLE INC	63, 000	55. 68	3, 507, 840. 00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12, 600	312. 34	3, 935, 484. 00	
ADVANCED MICRO DEVICES	402, 248	166. 90	67, 135, 191. 20	
ANALOG DEVICES INC	124, 100	234. 49	29, 100, 209. 00	
APPLIED MATERIALS	206, 900	215. 08	44, 500, 052. 00	
BROADCOM INC	109, 837	1, 328. 55	145, 923, 946. 35	
ENPHASE ENERGY INC	35, 100	127. 90	4, 489, 290. 00	
ENTEGRIS INC	37, 900	126. 35	4, 788, 665. 00	
FIRST SOLAR INC	24, 700	271. 76	6, 712, 472. 00	
INTEL CORP	1, 062, 500	30. 85	32, 778, 125. 00	
KLA CORP	33, 700	759. 53	25, 596, 161. 00	
LAM RESEARCH	32, 950	932. 44	30, 723, 898. 00	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	35, 000	74. 24	2, 598, 400. 00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	215, 000	68. 81	14, 794, 150. 00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	133, 700	97. 23	12, 999, 651. 00	
MICRON TECHNOLOGY	274, 900	125. 00	34, 362, 500. 00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12, 100	735. 63	8, 901, 123. 00	
NVIDIA CORP	623, 700	1, 096. 33	683, 781, 021. 00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	64, 100	272. 10	17, 441, 610. 00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	109, 000	73. 04	7, 961, 360. 00	
QORVO INC	24, 800	98. 39	2, 440, 072. 00	
QUALCOMM INC	278, 400	204. 05	56, 807, 520. 00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	40, 600	92. 66	3, 761, 996. 00	
TERADYNE INC	39, 000	140. 94	5, 496, 660. 00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	226, 200	195. 01	44, 111, 262. 00	
AT & T INC	1, 780, 000	18. 22	32, 431, 600. 00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1, 047, 000	41. 15	43, 084, 050. 00	
T-MOBILE US INC	133, 200	174. 96	23, 304, 672. 00	
ALLIANT ENERGY CORP	66, 000	51. 49	3, 398, 340. 00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	130, 100	90. 25	11, 741, 525. 00	
CONSTELLATION ENERGY	80, 100	217. 25	17, 401, 725. 00	
DUKE ENERGY CORP	193, 100	103. 57	19, 999, 367. 00	
EDISON INTERNATIONAL	97, 000	76. 85	7, 454, 450. 00	
ENTERGY CORP	53, 800	112. 49	6, 051, 962. 00	

EVERGY INC	57,000	54.66	3,115,620.00	
EVERSOURCE ENERGY	87,000	59.23	5,153,010.00	
EXELON CORPORATION	244,000	37.55	9,162,200.00	
FIRSTENERGY CORP	133,000	40.26	5,354,580.00	
NEXTERA ENERGY INC	511,000	80.02	40,890,220.00	
NRG ENERGY INC	55,000	81.00	4,455,000.00	
PG&E CORP	499,000	18.54	9,251,460.00	
PPL CORPORATION	185,000	29.33	5,426,050.00	
SOUTHERN CO.	271,000	80.14	21,717,940.00	
XCEL ENERGY INC	135,000	55.45	7,485,750.00	
ATMOS ENERGY CORP	36,500	115.92	4,231,080.00	
AMEREN CORPORATION	63,700	73.37	4,673,669.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	161,000	30.51	4,912,110.00	
CMS ENERGY CORP	73,000	62.93	4,593,890.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	85,800	94.55	8,112,390.00	
DOMINION ENERGY INC	211,000	53.92	11,377,120.00	
DTE ENERGY COMPANY	52,000	116.53	6,059,560.00	
NISOURCE INC	114,000	29.06	3,312,840.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	122,000	75.76	9,242,720.00	
SEMPRA	158,300	77.03	12,193,849.00	
WEC ENERGY GROUP INC	78,600	81.03	6,368,958.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	48,000	130.77	6,276,960.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	37.73	2,490,180.00	
ALLY FINANCIAL INC	66,000	38.97	2,572,020.00	
AMERICAN EXPRESS CO	145,200	240.00	34,848,000.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	95,700	137.63	13,171,191.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	62,100	122.66	7,617,186.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	43.80	4,599,000.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	25,500	436.61	11,133,555.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	45,000	140.17	6,307,650.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	188,000	59.61	11,206,680.00	
BLACKROCK INC	37,160	772.03	28,688,634.80	
BLACKSTONE INC	177,900	120.50	21,436,950.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	42.96	2,534,640.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	25,800	172.99	4,463,142.00	
CME GROUP INC	89,400	202.98	18,146,412.00	

COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	46,300	225.92	10,460,096.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,700	404.26	3,921,322.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	23.60	1,770,000.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	75.14	976,820.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	81,200	456.52	37,069,424.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	142,100	133.90	19,027,190.00	
KKR & CO INC-A	154,600	102.84	15,899,064.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	286.21	5,266,264.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	198.93	1,949,514.00	
MOODY'S CORP	40,900	396.99	16,236,891.00	
MORGAN STANLEY	307,800	97.84	30,115,152.00	
MSCI INC	19,900	495.18	9,854,082.00	
NASDAQ INC	101,000	59.03	5,962,030.00	
NORTHERN TRUST CORP	51,700	84.24	4,355,208.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	49,300	122.75	6,051,575.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	131,000	20.90	2,737,900.00	
S&P GLOBAL INC	80,695	427.51	34,497,919.45	
SCHWAB (CHARLES) CORP	376,600	73.28	27,597,248.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	67.71	1,760,460.00	
STATE STREET CORP	74,900	75.59	5,661,691.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	55,200	117.83	6,504,216.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	27,200	109.01	2,965,072.00	
AES CORP	177,000	21.59	3,821,430.00	
VISTRA CORP	85,000	99.08	8,421,800.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	37,900	174.25	6,604,075.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	73,800	130.41	9,624,258.00	
AVANTOR INC	172,000	24.08	4,141,760.00	
BIO TECHNE CORP	37,900	77.19	2,925,501.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	286.86	1,462,986.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	208.44	2,626,344.00	
DANAHER CORP	174,800	256.80	44,888,640.00	
ILLUMINA INC	39,100	104.28	4,077,348.00	
IQVIA HOLDINGS INC	46,000	219.09	10,078,140.00	
METTLER-TOLEDO INTL	5,480	1,404.09	7,694,413.20	
REPLIGEN CORP	12,500	149.09	1,863,625.00	
REVVITY INC	29,700	109.26	3,245,022.00	

THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	95,240	567.98	54,094,415.20	
WATERS CORP	14,800	308.90	4,571,720.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	18,400	331.41	6,097,944.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	102,000	244.92	24,981,840.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,000	152.21	5,022,930.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	28,800	200.77	5,782,176.00	
DAYFORCE INC	34,400	49.46	1,701,424.00	
EQUIFAX INC	30,100	231.39	6,964,839.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	31,200	139.34	4,347,408.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	32,200	147.05	4,735,010.00	
PAYCHEX INC	80,900	120.16	9,720,944.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	145.32	2,034,480.00	
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	142.17	1,492,785.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	62.05	3,350,700.00	
TRUNION	49,800	71.92	3,581,616.00	
VERISK ANALYTICS INC	35,500	252.78	8,973,690.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,200	287.12	6,661,184.00	
COMCAST CORP-CL A	989,100	40.03	39,593,673.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	34.43	2,100,230.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	31.94	1,245,660.00	
INTERPUBLIC GROUP	93,000	31.37	2,917,410.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	27.19	2,610,240.00	
OMNICOM GROUP	48,500	92.96	4,508,560.00	
PARAMOUNT GLOBAL	133,000	11.91	1,584,030.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	111,500	92.78	10,344,970.00	
DISNEY (WALT) CO	456,600	103.91	47,445,306.00	
ELECTRONIC ARTS	62,400	132.88	8,291,712.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	47,200	74.14	3,499,408.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	40,900	93.74	3,833,966.00	
NETFLIX INC	108,000	641.62	69,294,960.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	118,000	33.62	3,967,160.00	
ROKU INC	30,500	57.40	1,750,700.00	
SEA LTD-ADR	91,000	67.52	6,144,320.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,500	160.36	6,494,580.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	592,000	8.24	4,878,080.00	

	ALPHABET INC-CL A	1, 470, 200	172. 50	253, 609, 500. 00	
	ALPHABET INC-CL C	1, 273, 300	173. 96	221, 503, 268. 00	
	MATCH GROUP INC	68, 000	30. 63	2, 082, 840. 00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	546, 600	466. 83	255, 169, 278. 00	
	PINTEREST INC- CLASS A	147, 000	41. 49	6, 099, 030. 00	
	SNAP INC-A	266, 000	15. 02	3, 995, 320. 00	
	CBRE GROUP INC	76, 400	88. 07	6, 728, 548. 00	
	COSTAR GROUP INC	101, 100	78. 17	7, 902, 987. 00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260, 000	3. 39	881, 400. 00	
	ZILLOW GROUP INC - C	38, 000	40. 95	1, 556, 100. 00	
	小計銘柄数 : 579			11, 285, 527, 899. 73	
				(1, 773, 859, 275, 279 )	
	組入時価比率 : 72. 9%				75. 4%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145, 000	25. 79	3, 739, 550. 00	
	CAMECO CORP	106, 000	75. 63	8, 016, 780. 00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	265, 500	104. 70	27, 797, 850. 00	
	CENOVUS ENERGY INC	350, 000	28. 41	9, 943, 500. 00	
	ENBRIDGE INC	528, 000	49. 83	26, 310, 240. 00	
	IMPERIAL OIL	48, 000	96. 30	4, 622, 400. 00	
	KEYERA CORP	57, 000	36. 09	2, 057, 130. 00	
	MEG ENERGY CORP	67, 000	29. 59	1, 982, 530. 00	
	PARKLAND CORP	36, 000	39. 33	1, 415, 880. 00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	146, 000	50. 63	7, 391, 980. 00	
	SUNCOR ENERGY INC	324, 000	55. 60	18, 014, 400. 00	
	TC ENERGY CORP	255, 000	52. 56	13, 402, 800. 00	
	TOURMALINE OIL CORP	83, 000	67. 61	5, 611, 630. 00	
	NUTRIEN LTD	124, 000	79. 87	9, 903, 880. 00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37, 000	70. 25	2, 599, 250. 00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	126, 000	92. 95	11, 711, 700. 00	
	BARRICK GOLD	432, 000	23. 25	10, 044, 000. 00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185, 000	17. 51	3, 239, 350. 00	
	FRANCO-NEVADA CORP	48, 400	167. 69	8, 116, 196. 00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	166, 000	19. 68	3, 266, 880. 00	
	KINROSS GOLD CORP	300, 000	11. 07	3, 321, 000. 00	
	LUNDIN MINING CORP	169, 000	15. 67	2, 648, 230. 00	

PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	30.01	2,880,960.00	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	117,000	70.89	8,294,130.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	111,000	74.65	8,286,150.00	
WEST FRASER TIMBER	14,200	109.03	1,548,226.00	
CAE INC	76,000	25.59	1,944,840.00	
STANTEC INC	29,100	110.00	3,201,000.00	
WSP GLOBAL INC	31,200	205.00	6,396,000.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	119.04	2,309,376.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	24.22	2,373,560.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	42.91	2,317,140.00	
RB GLOBAL INC	47,000	99.06	4,655,820.00	
AIR CANADA	43,000	18.20	782,600.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	135,700	173.50	23,543,950.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	233,500	108.49	25,332,415.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	180.34	3,769,106.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	61.66	4,254,540.00	
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	85.16	630,184.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	52.14	2,294,160.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	73,600	93.46	6,878,656.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	136.04	1,931,768.00	
DOLLARAMA INC	69,100	129.00	8,913,900.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	194,000	79.55	15,432,700.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	32.29	1,259,310.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	38,200	158.30	6,047,060.00	
METRO INC/CN	58,000	72.63	4,212,540.00	
WESTON(GEORGE) LTD	15,200	193.64	2,943,328.00	
SAPUTO INC	57,000	27.58	1,572,060.00	
BANK OF MONTREAL	180,800	121.55	21,976,240.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	302,000	64.52	19,485,040.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	234,000	67.58	15,813,720.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	84,900	116.49	9,890,001.00	
ROYAL BANK OF CANADA	350,200	148.98	52,172,796.00	
TORONTO DOMINION BANK	440,000	76.20	33,528,000.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,220	1,534.31	8,009,098.20	
GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	40.88	2,984,240.00	

	IA FINANCIAL CORP INC	24,100	88.74	2,138,634.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	43,600	228.04	9,942,544.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	454,000	35.40	16,071,600.00	
	POWER CORPORATION OF CANADA	142,000	39.57	5,618,940.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	144,000	68.31	9,836,640.00	
	CGI INC	51,000	134.59	6,864,090.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	302,000	80.66	24,359,320.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,970	3,791.07	18,841,617.90	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	20,800	125.86	2,617,888.00	
	OPEN TEXT CORP	70,000	39.88	2,791,600.00	
	BCE INC	20,000	46.62	932,400.00	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	28.75	977,500.00	
	TELUS CORP	118,600	22.41	2,657,826.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	55.07	5,066,440.00	
	EMERA INC	68,000	47.46	3,227,280.00	
	FORTIS INC	125,000	54.51	6,813,750.00	
	HYDRO ONE LTD	78,000	39.26	3,062,280.00	
	ALTAGAS LTD	72,000	30.75	2,214,000.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	31.08	839,160.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	87,000	53.50	4,654,500.00	
	BROOKFIELD CORP	343,000	59.35	20,357,050.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	36.41	764,610.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	96.62	1,632,878.00	
	TMX GROUP LTD	66,000	36.58	2,414,280.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	42.97	1,632,860.00	
	NORTHLAND POWER INC	67,000	23.30	1,561,100.00	
	THOMSON REUTERS CORP	40,200	234.54	9,428,508.00	
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	200.10	2,001,000.00	
	小計 銘柄数：85			672,342,066.10	
				(77,648,785,213)	
	組入時価比率：3.2%			3.3%	
ユーロ	TENARIS SA	115,000	15.09	1,735,925.00	
	ENI SPA	533,000	14.49	7,726,368.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	19.31	2,337,115.00	
	NESTE OYJ	102,000	19.26	1,965,030.00	
	OMV AG	38,000	46.24	1,757,120.00	

REPSOL SA	306,000	15.02	4,596,120.00	
TOTALENERGIES SE	541,000	67.01	36,252,410.00	
AIR LIQUIDE SA	131,200	180.46	23,676,352.00	
AKZO NOBEL	43,000	64.14	2,758,020.00	
ARKEMA	13,600	93.75	1,275,000.00	
BASF SE	225,000	48.41	10,892,250.00	
COVESTRO AG	47,000	49.39	2,321,330.00	
DSM-FIRMENICH AG	46,300	105.65	4,891,595.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	20.17	1,210,200.00	
OCI	28,000	25.06	701,680.00	
SYENSQO SA	19,300	91.42	1,764,406.00	
SYMRISE AG	33,500	109.35	3,663,225.00	
UMICORE	53,000	18.13	960,890.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	95.72	3,225,764.00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	62,000	44.70	2,771,400.00	
ARCELORMITTAL	128,000	24.16	3,092,480.00	
VOESTALPINE AG	29,000	26.86	778,940.00	
STORA ENSO OYJ-R	139,000	13.41	1,863,990.00	
UPM-KYMMENE OYJ	131,000	35.15	4,604,650.00	
AIRBUS SE	148,300	155.90	23,119,970.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	199.00	935,300.00	
LEONARDO SPA	102,000	23.57	2,404,140.00	
MTU AERO ENGINES AG	13,100	228.50	2,993,350.00	
RHEINMETALL AG	10,900	527.80	5,753,020.00	
SAFRAN SA	85,600	214.10	18,326,960.00	
THALES SA	25,000	166.65	4,166,250.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	113,000	80.58	9,105,540.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	88.20	3,528,000.00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,209	41.12	2,187,954.08	
BOUYGUES	49,000	36.00	1,764,000.00	
EIFFAGE SA	18,100	101.35	1,834,435.00	
FERROVIAL SE	126,606	36.26	4,590,733.56	
VINCI	124,500	114.45	14,249,025.00	
LEGRAND SA	64,500	99.10	6,391,950.00	
PRYSMIAN SPA	65,000	60.02	3,901,300.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	135,500	227.45	30,819,475.00	

SIEMENS ENERGY AG	154,000	24.82	3,822,280.00	
SIEMENS AG	189,300	176.26	33,366,018.00	
ALSTOM	71,000	17.99	1,277,290.00	
ALSTOM SA-RIGHTS	71,000	0.98	70,176.40	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	134,000	39.17	5,248,780.00	
GEA GROUP AG	41,000	38.28	1,569,480.00	
KNORR-BREMSE AG	18,600	70.60	1,313,160.00	
KONE OYJ	86,000	46.79	4,023,940.00	
METSO CORPORATION	163,000	11.19	1,823,970.00	
RATIONAL AG	1,360	779.00	1,059,440.00	
WARTSILA OYJ	115,000	19.20	2,208,575.00	
BRENNNTAG SE	34,100	65.98	2,249,918.00	
IMCD NV	14,600	139.40	2,035,240.00	
REXEL SA	55,000	27.81	1,529,550.00	
DHL GROUP	250,000	38.66	9,665,000.00	
INPOST SA	57,000	16.51	941,070.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	6.42	879,814.00	
ADP	9,000	131.10	1,179,900.00	
AENA SME SA	18,600	179.60	3,340,560.00	
GETLINK	88,000	16.18	1,424,280.00	
CONTINENTAL AG	26,000	62.24	1,618,240.00	
MICHELIN (CGDE)	171,000	37.15	6,352,650.00	
BAYER MOTOREN WERK	78,000	93.18	7,268,040.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	88.40	1,326,000.00	
DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	75.90	2,102,430.00	
FERRARI NV	31,700	377.40	11,963,580.00	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	199,400	66.40	13,240,160.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	50.52	1,778,304.00	
RENAULT SA	46,000	53.58	2,464,680.00	
STELLANTIS NV	551,000	20.20	11,130,200.00	
VOLKSWAGEN AG	8,000	131.10	1,048,800.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	50,700	115.00	5,830,500.00	
SEB SA	5,400	113.40	612,360.00	
ADIDAS AG	40,900	231.50	9,468,350.00	
HERMES INTERNATIONAL	7,860	2,176.00	17,103,360.00	
KERING SA	18,700	317.20	5,931,640.00	

LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	68,760	734.90	50,531,724.00	
MONCLER SPA	53,000	61.24	3,245,720.00	
PUMA SE	24,100	47.55	1,145,955.00	
ACCOR SA	46,000	39.89	1,834,940.00	
AMADEUS IT GROUP SA	113,000	65.34	7,383,420.00	
DELIVERY HERO SE	47,000	27.91	1,311,770.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.96	791,040.00	
SODEXO	20,400	85.70	1,748,280.00	
D' IETEREN GROUP	5,400	199.60	1,077,840.00	
PROSUS NV	354,000	33.38	11,816,520.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	269,000	43.56	11,717,640.00	
ZALANDO SE	60,000	24.25	1,455,000.00	
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	143,000	14.99	2,143,570.00	
JERONIMO MARTINS	64,000	20.58	1,317,120.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	16.72	1,170,400.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	239,000	28.54	6,821,060.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	226,000	57.62	13,022,120.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	9.17	1,449,492.00	
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	75.10	2,283,040.00	
HEINEKEN NV	71,700	91.88	6,587,796.00	
PERNOD RICARD SA	51,200	136.95	7,011,840.00	
REMY COINTREAU	4,900	85.50	418,950.00	
DANONE	162,000	59.12	9,577,440.00	
JDE PEET'S BV	31,000	20.22	626,820.00	
KERRY GROUP PLC-A	39,100	77.80	3,041,980.00	
LOTUS BAKERIES	92	9,780.00	899,760.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	73.60	1,943,040.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	41,000	83.12	3,407,920.00	
BEIERSDORF AG	24,600	144.35	3,551,010.00	
LOREAL-ORD	60,200	452.10	27,216,420.00	
BIOMERIEUX	11,000	97.15	1,068,650.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	84.65	914,220.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	98.94	593,640.00	
ESSILORLUXOTTICA	72,700	205.30	14,925,310.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	204,352	24.88	5,084,277.76	

SIEMENS HEALTHINEERS AG	71,000	53.38	3,789,980.00	
AMPLIFON SPA	30,000	33.85	1,015,500.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	39.18	1,998,180.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	29.28	3,191,520.00	
ARGENX SE	14,800	340.70	5,042,360.00	
GRIFOLS SA	63,000	9.32	587,664.00	
BAYER AG-REG	249,000	28.24	7,031,760.00	
IPSEN	9,000	120.60	1,085,400.00	
MERCK KGAA	31,300	166.50	5,211,450.00	
ORION OYJ	24,200	37.48	907,016.00	
RECORDATI SPA	24,000	48.40	1,161,600.00	
SANOFI	284,700	89.76	25,554,672.00	
UCB SA	31,800	128.65	4,091,070.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.65	1,878,000.00	
AIB GROUP PLC	410,000	5.22	2,140,200.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,465,000	9.94	14,562,100.00	
BANCO BPM SPA	300,000	6.60	1,981,200.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,360,000	1.93	2,636,360.00	
BANCO SANTANDER SA	3,980,000	4.83	19,241,310.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	10.51	2,786,475.00	
BNP PARIBAS	256,000	67.70	17,331,200.00	
CAIXABANK	960,000	5.27	5,059,200.00	
COMMERZBANK AG	256,000	15.54	3,978,240.00	
CREDIT AGRICOLE SA	270,000	14.92	4,029,750.00	
ERSTE GROUP BANK AG	83,000	45.10	3,743,300.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	14.84	2,330,665.00	
ING GROEP NV	827,000	16.36	13,533,028.00	
INTESA SANPAOLO	3,640,000	3.60	13,125,840.00	
KBC GROEP NV	64,000	66.86	4,279,040.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	124,000	14.52	1,800,480.00	
NORDEA BANK ABP	794,000	11.29	8,968,230.00	
SOCIETE GENERALE	183,000	27.39	5,012,370.00	
UNICREDIT SPA	383,000	36.38	13,935,455.00	
ADYEN NV	5,320	1,184.80	6,303,136.00	
EDENRED	61,000	43.05	2,626,050.00	

EURAZEON SE	10,700	77.25	826,575.00	
EXOR NV	24,300	102.90	2,500,470.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	70.20	1,502,280.00	
NEXI SPA	130,000	6.09	791,700.00	
SOFINA SA	3,700	222.20	822,140.00	
AEGON LTD	340,000	5.94	2,020,960.00	
AGEAS	36,000	45.70	1,645,200.00	
ALLIANZ SE-REG	98,100	268.30	26,320,230.00	
ASR NEDERLAND NV	36,000	44.40	1,598,400.00	
ASSICURAZIONI GENERALI	259,000	23.60	6,112,400.00	
AXA SA	451,000	33.05	14,905,550.00	
HANNOVER RUECK SE	15,100	228.20	3,445,820.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	34,200	457.90	15,660,180.00	
NN GROUP NV	67,000	42.79	2,866,930.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	12.60	1,512,000.00	
SAMPO OYJ-A SHS	112,000	39.44	4,417,280.00	
TALANX AG	17,700	73.15	1,294,755.00	
BECHTLE AG	20,000	44.64	892,800.00	
CAPGEMINI SA	39,200	185.60	7,275,520.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	164,000	37.07	6,079,480.00	
NEMETSCHEK SE	14,200	83.55	1,186,410.00	
SAP SE	260,000	165.96	43,149,600.00	
NOKIA OYJ	1,360,000	3.59	4,883,760.00	
ASM INTERNATIONAL NV	11,400	640.20	7,298,280.00	
ASML HOLDING NV	99,670	870.80	86,792,636.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	135.00	2,605,500.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	326,000	36.82	12,004,950.00	
STMICROELECTRONICS NV	170,000	37.85	6,435,350.00	
CELLNEX TELECOM SA	118,000	33.53	3,956,540.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	805,000	22.29	17,943,450.00	
ELISA OYJ	36,000	42.70	1,537,200.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	10.05	723,600.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.44	3,512,880.00	
ORANGE SA	455,000	10.72	4,879,875.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.24	653,400.00	
TELEFONICA SA	1,150,000	4.28	4,927,750.00	

ACCIONA S.A.	5,800	117.90	683,820.00	
ELIA GROUP SA/NV	6,626	93.40	618,868.40	
ENDESA S.A.	75,000	18.30	1,372,500.00	
ENEL SPA	2,010,000	6.65	13,378,560.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.73	2,984,800.00	
FORTUM OYJ	119,000	14.01	1,667,785.00	
IBERDROLA SA	1,448,777	12.10	17,530,201.70	
REDEIA CORP SA	107,000	16.54	1,769,780.00	
TERNA SPA	365,000	7.72	2,818,530.00	
VERBUND AG	16,900	75.80	1,281,020.00	
SNAM SPA	510,000	4.34	2,217,990.00	
E.ON SE	568,000	12.28	6,975,040.00	
ENGIE	462,000	15.53	7,177,170.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	171,000	30.70	5,249,700.00	
AMUNDI SA	17,000	70.65	1,201,050.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	472,000	15.22	7,186,672.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	47,900	182.90	8,760,910.00	
EURONEXT NV	21,200	90.35	1,915,420.00	
EDP RENOVAVEIS SA	67,941	14.72	1,000,091.52	
RWE AG	157,000	34.84	5,469,880.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	55.36	1,937,600.00	
QIAGEN N.V.	57,000	39.37	2,244,090.00	
SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	241.50	1,497,300.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	182.65	1,278,550.00	
BUREAU VERITAS SA	82,000	27.60	2,263,200.00	
RANDSTAD NV	25,500	48.40	1,234,200.00	
TELEPERFORMANCE	13,300	104.40	1,388,520.00	
WOLTERS KLUWER	62,700	146.05	9,157,335.00	
PUBLICIS GROUPE	58,100	102.80	5,972,680.00	
VIVENDI SE	164,000	10.10	1,656,400.00	
BOLLORE SE	162,000	6.17	999,540.00	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	79.40	1,238,640.00	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	208,000	28.58	5,944,640.00	
SCOUT24 SE	17,900	69.20	1,238,680.00	
LEG IMMOBILIEN SE	17,000	81.24	1,381,080.00	
VONOVIA SE	179,000	28.80	5,155,200.00	

	小計銘柄数：219 組入時価比率：9.1%			1,303,076,218.42 (222,330,864,386) 9.4%	
英ポンド	BP PLC	4,190,000	4.88	20,453,485.00	
	SHELL PLC-NEW	1,596,000	28.11	44,871,540.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	45.40	1,589,000.00	
	CRH PLC	172,600	61.18	10,559,668.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	320,000	25.13	8,043,200.00	
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	22.03	2,203,000.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	17.17	703,970.00	
	GLENCORE PLC	2,600,000	4.80	12,499,500.00	
	RIO TINTO PLC-REG	280,000	54.76	15,332,800.00	
	MONDI PLC	115,727	15.61	1,806,498.47	
	BAE SYSTEMS PLC	756,000	13.92	10,523,520.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	6.15	2,093,720.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,080,000	4.53	9,430,720.00	
	DCC PLC	25,000	56.90	1,422,500.00	
	SMITHS GROUP PLC	80,000	17.22	1,377,600.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	18,900	89.10	1,683,990.00	
	ASHTEAD GROUP PLC	111,000	56.88	6,313,680.00	
	BUNZLE	84,000	29.36	2,466,240.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	630,000	4.14	2,610,090.00	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	5.03	1,258,000.00	
	PERSIMMON PLC	77,000	14.45	1,112,650.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.47	1,236,060.00	
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	52.40	1,273,320.00	
	BURBERRY GROUP PLC	91,000	10.35	941,850.00	
	COMPASS GROUP PLC	422,000	21.92	9,250,240.00	
	ENTAIN PLC	150,000	6.75	1,012,800.00	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	44,700	149.00	6,660,300.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,000	79.00	3,239,000.00	
	WHITBREAD PLC	46,000	29.53	1,358,380.00	
	NEXT PLC	31,000	93.38	2,894,780.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.27	777,750.00	
	KINGFISHER PLC	450,000	2.64	1,188,450.00	
	SAINSBURY	400,000	2.77	1,108,800.00	

TESCO PLC	1,770,000	3.11	5,504,700.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	26.48	1,429,920.00	
DIAGEO PLC	560,000	26.30	14,730,800.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	25.50	2,244,000.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	505,000	24.15	12,195,750.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	19.41	4,017,870.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	178,000	44.52	7,924,560.00	
HALEON PLC	1,690,000	3.25	5,494,190.00	
UNILEVER PLC	623,000	42.79	26,658,170.00	
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	9.90	2,149,168.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	385,980	121.90	47,050,962.00	
GSK PLC	1,021,000	17.66	18,035,965.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	19.30	714,100.00	
BARCLAYS PLC	3,760,000	2.20	8,272,000.00	
HSBC HOLDINGS PLC	4,703,000	6.96	32,751,692.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,000,000	0.55	8,883,200.00	
NATWEST GROUP PLC	1,610,000	3.15	5,071,500.00	
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	7.77	4,353,440.00	
M&G PLC	590,000	1.99	1,174,690.00	
WISE PLC - A	159,000	8.14	1,295,055.00	
ADMIRAL GROUP PLC	61,000	27.14	1,655,540.00	
AVIVA PLC	700,000	4.79	3,359,300.00	
LEGAL & GENERAL	1,510,000	2.50	3,775,000.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	4.96	843,540.00	
PRUDENTIAL PLC	697,000	7.47	5,206,590.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	10.22	2,627,825.00	
HALMA PLC	92,000	22.26	2,047,920.00	
BT GROUP PLC	1,680,000	1.30	2,194,080.00	
VODAFONE GROUP PLC	5,700,000	0.75	4,310,340.00	
SSE PLC	277,000	17.55	4,861,350.00	
CENTRICA PLC	1,270,000	1.41	1,797,685.00	
NATIONAL GRID PLC	927,000	8.82	8,179,848.00	
NATIONAL GRID PLC-NIL-RTS	270,375	1.96	530,070.18	
SEVERN TRENT PLC	66,000	23.86	1,574,760.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.16	1,696,720.00	

	3I GROUP PLC	241,000	28.63	6,899,830.00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	10.55	865,510.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	112,800	91.62	10,334,736.00	
	SCHRODERS PLC	189,176	3.91	741,191.56	
	PEARSON	164,000	9.48	1,554,720.00	
	EXPERIAN PLC	231,000	36.07	8,332,170.00	
	INTERTEK GROUP PLC	39,000	47.76	1,862,640.00	
	RELX PLC	472,000	34.16	16,123,520.00	
	INFORMA PLC	335,000	8.47	2,840,130.00	
	WPP PLC	257,000	8.16	2,099,176.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	8.16	1,820,126.00	
小計	銘柄数：80  組入時価比率：4.1%			497,383,151.21 (99,695,478,828) 4.2%	
イスラエル	CLARIANT AG-REG	53,000	14.40	763,200.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	744.00	1,212,720.00	
	GIVAUDAN-REG	2,330	4,237.00	9,872,210.00	
	SIKA AG-REG	38,000	272.90	10,370,200.00	
	HOLCIM LTD	131,200	78.78	10,335,936.00	
	SIG GROUP AG	74,000	18.73	1,386,020.00	
	GEBERIT AG-REG	8,400	550.40	4,623,360.00	
	ABB LTD	397,000	49.40	19,611,800.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	228.00	1,345,200.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10,300	233.60	2,406,080.00	
	VAT GROUP AG	6,600	486.60	3,211,560.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,000	255.50	3,066,000.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	134,600	144.05	19,389,130.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	193.15	1,332,735.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	16,000	37.60	601,600.00	
	AVOLTA AG	22,000	36.56	804,320.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	960	1,566.00	1,503,360.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	248	10,510.00	2,606,480.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	26	107,200.00	2,787,200.00	
	NESTLE SA-REG	664,900	95.56	63,537,844.00	
	ALCON INC	124,700	80.34	10,018,398.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	284.80	3,531,520.00	

	STRAUMANN HOLDING AG-REG	27,000	117.00	3,159,000.00	
	NOVARTIS AG-REG	491,600	93.17	45,802,372.00	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	174,900	231.00	40,401,900.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	252.80	2,098,240.00	
	SANDOZ GROUP AG	101,000	32.06	3,238,060.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	95.05	617,825.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	155.90	1,761,670.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	121.10	1,198,890.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	7,500	627.80	4,708,500.00	
	SWISS RE LTD	76,100	114.70	8,728,670.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	36,700	473.70	17,384,790.00	
	TEMENOS AG-REG	16,400	58.00	951,200.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	89.40	3,620,700.00	
	SWISSCOM AG-REG	6,500	498.20	3,238,300.00	
	BKW AG	4,600	142.00	653,200.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	49,900	54.08	2,698,592.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,590	1,206.00	6,741,540.00	
	UBS GROUP AG	824,000	28.49	23,475,760.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	80.85	638,715.00	
	LONZA AG-REG	18,600	486.40	9,047,040.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	38,000	34.14	1,297,320.00	
	SGS SA-REG	37,900	84.00	3,183,600.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	20,000	83.30	1,666,000.00	
	小計 銘柄数：45  組入時価比率：2.6%			360,628,757.00 (62,897,261,508) 2.7%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	66,000	366.80	24,208,800.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	439.40	10,545,600.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	160.85	25,092,600.00	
	SAAB AB-B	84,800	253.40	21,488,320.00	
	ASSA ABLOY AB-B	246,000	307.20	75,571,200.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	53.38	19,964,120.00	
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	185.25	14,264,250.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	291.90	9,632,700.00	
	LIFCO AB-B SHS	62,000	277.80	17,223,600.00	

ALFA LAVAL AB	69,000	485.20	33,478,800.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	675,000	200.80	135,540,000.00	
ATLAS COPCO AB-B SHS	389,000	173.25	67,394,250.00	
EPIROC AB - A	164,000	218.70	35,866,800.00	
EPIROC AB - B	103,000	196.40	20,229,200.00	
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	86.70	8,149,800.00	
INDUTRADE AB	64,000	270.40	17,305,600.00	
SANDVIK AB	263,000	230.50	60,621,500.00	
SKF AB-B SHARES	88,000	229.30	20,178,400.00	
TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	409.00	22,086,000.00	
VOLVO AB-A SHS	50,000	284.80	14,240,000.00	
VOLVO AB-B SHS	392,000	282.00	110,544,000.00	
BEIJER REF AB	94,000	170.15	15,994,100.00	
SECURITAS AB-B SHS	110,857	107.80	11,950,384.60	
VOLVO CAR AB-B	210,000	35.12	7,376,250.00	
EVOLUTION AB	44,800	1,128.00	50,534,400.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	185.60	28,768,000.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	152,000	269.50	40,964,000.00	
GETINGE AB-B SHS	53,000	187.00	9,911,000.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	282.40	14,160,383.20	
SKANDINAViska ENSKILDA BANKEN AB	388,000	149.15	57,870,200.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	368,000	98.64	36,299,520.00	
SWEDBANK AB	209,000	218.10	45,582,900.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	373.00	11,563,000.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	368.10	14,724,000.00	
INVESTOR AB-B SHS	436,000	284.40	123,998,400.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	533.00	10,660,000.00	
ERICSSON LM-B	710,000	64.58	45,851,800.00	
HEXAGON AB-B SHS	523,000	115.20	60,249,600.00	
TELIA CO AB	580,000	27.25	15,805,000.00	
TELE 2 AB-B SHS	146,000	102.60	14,979,600.00	
EQT AB	90,000	318.00	28,620,000.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	70.66	12,718,800.00	
SAGAX AB-B	50,000	276.60	13,830,000.00	
小計銘柄数：43			1,436,036,877.80	
			(21,468,751,323)	

	組入時価比率 : 0.9%			0.9%
ノルウェークロ 一ネ	AKER BP ASA	82,000	268.90	22,049,800.00
	EQUINOR ASA	229,000	302.85	69,352,650.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	324.90	12,021,300.00
	NORSK HYDRO	330,000	70.92	23,403,600.00
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	901.50	18,931,500.00
	MOWI ASA	109,000	187.80	20,470,200.00
	ORKLA ASA	180,000	83.55	15,039,000.00
	SALMAR ASA	16,000	638.50	10,216,000.00
	DNB BANK ASA	212,000	205.20	43,502,400.00
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	183.70	9,552,400.00
	TELENOR ASA	165,000	122.40	20,196,000.00
小計	銘柄数 : 11			264,734,850.00
				(3,965,728,053)
	組入時価比率 : 0.2%			0.2%
デンマーククロ 一ネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	93,016	408.60	38,006,337.60
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,880.00	7,488,000.00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	246,000	192.85	47,441,100.00
	DSV A/S	42,700	1,054.00	45,005,800.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	12,040.00	8,668,800.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,465.00	15,207,300.00
	PANDORA A/S	20,000	1,124.00	22,480,000.00
	CARLSBERG B	23,400	929.00	21,738,600.00
	COLOPLAST-B	31,500	824.80	25,981,200.00
	DEMANT A/S	25,000	329.00	8,225,000.00
	GENMAB A/S	16,900	1,937.00	32,735,300.00
	NOVO NORDISK A/S-B	812,600	927.30	753,523,980.00
	DANSKE BANK AS	176,000	210.70	37,083,200.00
	TRYG A/S	83,000	141.20	11,719,600.00
	ORSTED A/S	49,000	418.90	20,526,100.00
小計	銘柄数 : 15			1,095,830,317.60
				(25,061,639,363)
	組入時価比率 : 1.0%			1.1%
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	34.72	2,048,480.00
	SANTOS LTD.	820,000	7.63	6,256,600.00

WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	474,000	27.70	13,129,800.00	
ORICA LTD	127,000	18.32	2,326,640.00	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	108,000	46.79	5,053,320.00	
BHP GROUP LIMITED	1,262,000	44.51	56,171,620.00	
BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	21.14	2,198,560.00	
FORTESCUE LTD	422,000	24.74	10,440,280.00	
MINERAL RESOURCES LTD	42,000	71.66	3,009,720.00	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288,000	14.35	4,132,800.00	
PILBARA MINERALS LTD	740,000	3.79	2,804,600.00	
RIO TINTO LTD	91,500	128.96	11,799,840.00	
SOUTH32 LTD	1,110,000	3.97	4,406,700.00	
REECE LTD	49,000	25.96	1,272,040.00	
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	44,000	39.19	1,724,360.00	
BRAMBLES LTD	344,000	14.24	4,898,560.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	6.15	1,353,000.00	
AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.68	1,729,600.00	
TRANSURBAN GROUP	776,000	12.51	9,707,760.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	144,000	44.93	6,469,920.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	4.87	2,678,500.00	
WESFARMERS LIMITED	285,000	64.89	18,493,650.00	
COLES GROUP LTD	345,000	16.42	5,664,900.00	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	4.96	2,083,200.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	304,000	31.60	9,606,400.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	11.33	2,288,660.00	
COCHLEAR LTD	16,700	322.56	5,386,752.00	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	47.11	2,261,280.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	24.33	2,724,960.00	
CSL LIMITED	121,000	280.10	33,892,100.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	748,000	28.25	21,131,000.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	417,000	119.54	49,848,180.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	782,000	33.91	26,517,620.00	
WESTPAC BANKING CORP	871,000	25.98	22,628,580.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	31.04	1,769,280.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	6.20	3,720,000.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.72	2,566,800.00	
QBE INSURANCE	379,000	17.80	6,746,200.00	

	SUNCORP GROUP LTD	318,000	15.91	5,059,380.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	43,000	96.67	4,156,810.00	
	XERO LIMITED	34,300	135.00	4,630,500.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,020,000	3.47	3,539,400.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	410,000	10.19	4,177,900.00	
	APA GROUP	300,000	8.24	2,472,000.00	
	ASX LTD	47,000	62.35	2,930,450.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	91,200	190.95	17,414,640.00	
	PRO MEDICUS LTD	14,300	120.12	1,717,716.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	26.54	3,635,980.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	34.89	3,140,100.00	
	REA GROUP LTD	12,500	186.71	2,333,875.00	
	SEEK LTD	87,000	22.44	1,952,280.00	
	小計 銘柄数：51			428,103,293.00	
				(44,826,695,810)	
				1.9%	
ニュージーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	7.80	2,808,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	29.50	4,248,000.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	4.17	1,795,250.00	
	MERCURY NZ LTD	190,000	6.68	1,269,200.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	6.76	2,028,000.00	
	小計 銘柄数：5			12,148,450.00	
				(1,175,484,022)	
				0.0%	
香港 ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	670,040	38.10	25,528,524.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	345,000	95.70	33,016,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	20.00	7,600,000.00	
	MTR CORP	390,000	26.50	10,335,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	37.50	19,875,000.00	
	SANDS CHINA LTD	564,000	18.64	10,512,960.00	
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.32	11,170,967.92	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	24.50	22,785,000.00	
	HANG SENG BANK	191,000	108.60	20,742,600.00	
	AIA GROUP LTD	2,820,000	60.45	170,469,000.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	9.09	7,722,864.00	

	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	45.10	7,667,000.00	
	CLP HLDGS	394,000	61.85	24,368,900.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	43.30	15,155,000.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	6.07	17,787,424.81	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	303,000	262.80	79,628,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	30.85	14,809,234.00	
	HENDERSON LAND	390,443	24.30	9,487,764.90	
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.30	7,387,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	367,000	75.30	27,635,100.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	67.95	7,066,800.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	350,000	14.34	5,019,000.00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	23.25	5,812,500.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	22.65	8,674,950.00	
	小計銘柄数：24			570,257,489.63	
				(11,462,175,541)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.18	1,588,400.00	
	KEPPEL LTD	360,000	6.72	2,419,200.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.77	2,437,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.91	1,283,100.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.09	1,606,800.00	
	DBS GROUP HLDGS	501,000	35.99	18,030,990.00	
	OCBC-ORD	840,000	14.51	12,188,400.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	317,000	30.79	9,760,430.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,040,000	2.48	5,059,200.00	
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.09	1,018,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	9.56	2,198,800.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	2.66	1,596,000.00	
新シェケル	小計銘柄数：12			59,186,520.00	
				(6,889,310,928)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
新円	ICL GROUP LTD	190,000	17.77	3,376,300.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	714.40	5,215,120.00	
	BANK HAPOALIM BM	320,000	34.00	10,880,000.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	364,000	30.70	11,174,800.00	

	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.94	5,303,200.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	135.00	5,265,000.00	
	NICE LTD	16,000	676.00	10,816,000.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	228.00	2,736,000.00	
小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%			54,766,420.00 (2,322,506,956) 0.1%	
合計				2,353,603,957,210 (2,353,603,957,210)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	4,480.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,300	4,676,700.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	2,991,320.00	
		AMERICAN TOWER CORP	116,700	22,842,858.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131,000	2,580,700.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	35,000	6,743,800.00	
		BOSTON PROPERTIES	38,000	2,305,460.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	2,822,875.00	
		CROWN CASTLE INC	109,200	11,193,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	77,900	11,321,986.00	
		EQUINIX INC	23,680	18,067,366.40	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	2,824,650.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	85,000	5,527,550.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,500	4,286,535.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	53,400	7,730,718.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	67,000	3,008,300.00	

	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	169,000	3,363,100.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,103,620.00	
	INVITATION HOMES INC	151,000	5,253,290.00	
	IRON MOUNTAIN INC	73,600	5,938,784.00	
	KIMCO REALTY CORP	164,000	3,175,040.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,700	3,837,477.00	
	PROLOGIS INC	231,200	25,545,288.00	
	PUBLIC STORAGE	39,500	10,816,285.00	
	REALTY INCOME CORP	215,000	11,407,900.00	
	REGENCY CENTERS CORP	44,000	2,701,600.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	26,900	5,290,692.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	80,600	12,195,586.00	
	SUN COMMUNITIES INC	31,400	3,704,886.00	
	UDR INC	80,000	3,089,600.00	
	VENTAS INC	97,000	4,875,220.00	
	VICI PROPERTIES INC	257,000	7,378,470.00	
	WELLTOWER INC	141,900	14,710,773.00	
	WEYERHAEUSER CO	184,000	5,525,520.00	
	WP CAREY INC	55,000	3,102,000.00	
小計	銘柄数：34  組入時価比率：1.6%	3,190,980	243,938,949.40  (38,342,324,066)  86.2%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	936,600.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	484,120.00	
小計	銘柄数：2  組入時価比率：0.0%	49,000	1,420,720.00  (164,078,952)  0.4%	
ユーロ	COVIVIO	11,300	540,140.00	
	GECINA SA	11,700	1,158,300.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,303,400.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,468,196.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,204,200.00	
小計	銘柄数：5  組入時価比率：0.0%	147,600	6,674,236.00  (1,138,758,146)  2.6%	
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,174,500.00	

		SEGRO PLC	321,000	2,924,952.00	
	小計	銘柄数：2	501,000	4,099,452.00	
				(821,694,158)	
		組入時価比率：0.0%		1.8%	
豪ドル		DEXUS/AU	252,000	1,708,560.00	
		GOODMAN GROUP	431,000	14,447,120.00	
		GPT GROUP	440,000	1,843,600.00	
		MIRVAC GROUP	890,000	1,744,400.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,252,500.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,790,000.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	1,911,000.00	
	小計	銘柄数：7	4,963,000	28,697,180.00	
				(3,004,881,717)	
		組入時価比率：0.1%		6.8%	
香港ドル		LINK REIT	630,000	20,664,000.00	
	小計	銘柄数：1	630,000	20,664,000.00	
		組入時価比率：0.0%		0.9%	
シンガポールドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,323,004.40	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,587,241.16	
	小計	銘柄数：2	2,210,061	4,910,245.56	
		組入時価比率：0.0%		(571,552,583)	
	合計			1.3%	
	合計			44,458,636,022	
				(44,458,636,022)	
	合計			44,458,636,022	
				(44,458,636,022)	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月3日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	32,759,875,780	-	32,906,111,961	146,236,181

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	681,411,900	—	684,482,400	△3,070,500
英ポンド	299,304,000	—	300,616,050	△1,312,050
スイスフラン	207,974,400	—	209,284,800	△1,310,400
シンガポールドル	174,133,500	—	174,581,550	△448,050
合計	—	—	—	143,165,681

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

##### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## M S C I ジャパンマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年6月3日現在)

#### 資産の部

##### 流動資産

コール・ローン	5,922,936
株式	1,063,967,630
投資証券	4,761,600
派生商品評価勘定	205,670
未収入金	15,716,030
未収配当金	5,701,423
未収利息	13
差入委託証拠金	260,318
流動資産合計	1,096,535,620
資産合計	1,096,535,620

#### 負債の部

##### 流動負債

未払金	17,370,196
未払解約金	9,342

流動負債合計	17,379,538
負債合計	17,379,538
純資産の部	
元本等	
元本	843,962,167
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	235,193,915
元本等合計	1,079,156,082
純資産合計	1,079,156,082
負債純資産合計	1,096,535,620

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。</p> <p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
2. 費用・収益の計上基準	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

### （重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

### （貸借対照表に関する注記）

2024年 6月 3日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2787円 (12,787円)

### （金融商品に関する注記）

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ

ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。

当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月3日現在

#### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

#### 2. 時価の算定方法

##### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

##### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年6月3日現在

##### 期首

2023年7月10日

一円

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額

847,875,825円

同期中における追加設定元本額

3,913,658円

同期中における一部解約元本額

843,962,167円

期末元本額

期末元本額の内訳\*

644,485,090円

はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー)

199,477,077円

野村MSCIジャパンファンドS(適格機関投資家専用)

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2024年6月3日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	I N P E X	1,700	2,484.00	4,222,800	
		大成建設	300	6,151.00	1,845,300	
		大林組	1,200	1,840.00	2,208,000	

鹿島建設	800	2,686.50	2,149,200	
大和ハウス工業	1,000	4,241.00	4,241,000	
積水ハウス	1,100	3,623.00	3,985,300	
ヤクルト本社	500	2,870.00	1,435,000	
明治ホールディングス	400	3,536.00	1,414,400	
アサヒグループホールディングス	900	5,793.00	5,213,700	
キリンホールディングス	1,400	2,194.00	3,071,600	
サントリー食品インターナショナル	200	5,669.00	1,133,800	
キッコーマン	1,200	1,839.50	2,207,400	
味の素	800	5,674.00	4,539,200	
日清食品ホールディングス	400	3,974.00	1,589,600	
日本たばこ産業	2,100	4,533.00	9,519,300	
東レ	2,500	801.50	2,003,750	
旭化成	2,200	1,037.00	2,281,400	
日産化学	200	4,620.00	924,000	
信越化学工業	3,200	5,953.00	19,049,600	
日本酸素ホールディングス	300	4,651.00	1,395,300	
三井化学	300	4,769.00	1,430,700	
三菱ケミカルグループ	2,400	844.60	2,027,040	
積水化学工業	700	2,258.00	1,580,600	
花王	800	6,993.00	5,594,400	
日本ペイントホールディングス	1,700	1,076.00	1,829,200	
富士フィルムホールディングス	2,000	3,599.00	7,198,000	
資生堂	700	4,994.00	3,495,800	
日東電工	300	12,035.00	3,610,500	
ユニ・チャーム	700	5,098.00	3,568,600	
協和キリン	500	2,680.50	1,340,250	
武田薬品工業	2,800	4,202.00	11,765,600	
アステラス製薬	3,200	1,557.50	4,984,000	
塩野義製薬	500	7,118.00	3,559,000	
中外製薬	1,200	4,812.00	5,774,400	
エーバイ	500	6,819.00	3,409,500	
小野薬品工業	700	2,245.00	1,571,500	
第一三共	3,300	5,449.00	17,981,700	
大塚ホールディングス	700	6,482.00	4,537,400	
出光興産	1,600	1,097.50	1,756,000	

ENEOSホールディングス	5,100	820.00	4,182,000	
ブリヂストン	1,000	6,878.00	6,878,000	
A G C	300	5,478.00	1,643,400	
T O T O	300	3,955.00	1,186,500	
日本製鉄	1,500	3,439.00	5,158,500	
J F E ホールディングス	1,000	2,368.00	2,368,000	
住友金属鉱山	400	5,128.00	2,051,200	
住友電気工業	1,300	2,576.00	3,348,800	
S U M C O	600	2,357.50	1,414,500	
ディスコ	200	59,990.00	11,998,000	
SMC	100	80,390.00	8,039,000	
小松製作所	1,700	4,689.00	7,971,300	
日立建機	200	4,302.00	860,400	
クボタ	1,800	2,245.00	4,041,000	
ダイキン工業	500	23,315.00	11,657,500	
ダイフク	500	2,806.50	1,403,250	
ホシザキ	200	5,634.00	1,126,800	
マキタ	400	4,670.00	1,868,000	
三菱重工業	5,700	1,390.00	7,923,000	
イビデン	200	6,279.00	1,255,800	
プラザー工業	400	3,029.00	1,211,600	
ミネベアミツミ	600	3,308.00	1,984,800	
日立製作所	1,700	16,565.00	28,160,500	
三菱電機	3,500	2,755.00	9,642,500	
富士電機	200	9,437.00	1,887,400	
安川電機	400	6,267.00	2,506,800	
ニデック	700	7,697.00	5,387,900	
オムロン	300	5,315.00	1,594,500	
日本電気	400	11,640.00	4,656,000	
富士通	3,100	2,291.50	7,103,650	
ルネサスエレクトロニクス	2,700	2,933.00	7,919,100	
セイコーエプソン	500	2,548.00	1,274,000	
パナソニック ホールディングス	4,200	1,401.00	5,884,200	
ソニーグループ	2,200	13,085.00	28,787,000	
TDK	700	8,150.00	5,705,000	
横河電機	400	4,087.00	1,634,800	

アドバンテスト	1,400	5,353.00	7,494,200	
キーエンス	300	71,490.00	21,447,000	
シスメックス	900	2,675.00	2,407,500	
レーザーテック	100	40,100.00	4,010,000	
ファナック	1,700	4,434.00	7,537,800	
ローム	600	2,032.50	1,219,500	
浜松ホトニクス	300	4,625.00	1,387,500	
京セラ	2,300	1,834.00	4,218,200	
村田製作所	3,100	3,058.00	9,479,800	
小糸製作所	400	2,202.00	880,800	
S C R E E Nホールディングス	100	15,390.00	1,539,000	
キヤノン	1,800	4,673.00	8,411,400	
リコー	1,000	1,475.00	1,475,000	
東京エレクトロン	800	34,210.00	27,368,000	
豊田自動織機	300	14,705.00	4,411,500	
デンソー	3,400	2,559.50	8,702,300	
日産自動車	4,200	569.40	2,391,480	
いすゞ自動車	1,000	2,092.50	2,092,500	
トヨタ自動車	19,000	3,341.00	63,479,000	
アイシン	300	5,751.00	1,725,300	
マツダ	1,000	1,603.50	1,603,500	
本田技研工業	8,000	1,765.50	14,124,000	
スズキ	2,800	1,891.50	5,296,200	
S U B A R U	1,100	3,554.00	3,909,400	
ヤマハ発動機	1,600	1,524.00	2,438,400	
シマノ	100	26,230.00	2,623,000	
テルモ	2,400	2,680.00	6,432,000	
島津製作所	400	4,094.00	1,637,600	
オリンパス	2,100	2,496.50	5,242,650	
H O Y A	600	19,255.00	11,553,000	
バンダイナムコホールディングス	1,100	2,947.00	3,241,700	
T O P P A Nホールディングス	400	4,072.00	1,628,800	
大日本印刷	400	4,943.00	1,977,200	
アシックス	300	9,039.00	2,711,700	
任天堂	1,900	8,671.00	16,474,900	
東京電力ホールディングス	2,700	928.80	2,507,760	

中部電力	1,200	2,137.50	2,565,000	
関西電力	1,300	2,849.00	3,703,700	
東京瓦斯	600	3,571.00	2,142,600	
大阪瓦斯	700	3,545.00	2,481,500	
東急	900	1,841.50	1,657,350	
京成電鉄	200	5,736.00	1,147,200	
東日本旅客鉄道	1,600	2,759.00	4,414,400	
西日本旅客鉄道	800	3,137.00	2,509,600	
東海旅客鉄道	1,400	3,493.00	4,890,200	
近鉄グループホールディングス	300	3,302.00	990,600	
阪急阪神ホールディングス	400	4,139.00	1,655,600	
ヤマトホールディングス	500	1,811.50	905,750	
S G ホールディングス	600	1,557.00	934,200	
N I P P O N E X P R E S S ホー ルデイン	100	7,788.00	778,800	
日本郵船	800	5,119.00	4,095,200	
商船三井	600	5,243.00	3,145,800	
川崎汽船	700	2,441.00	1,708,700	
日本航空	300	2,651.00	795,300	
ANAホールディングス	300	3,005.00	901,500	
T I S	400	2,911.00	1,164,400	
ネクソン	600	2,662.50	1,597,500	
野村総合研究所	700	4,195.00	2,936,500	
オービック	100	20,345.00	2,034,500	
L I N E ヤフー	4,800	375.00	1,800,000	
トレンドマイクロ	200	7,184.00	1,436,800	
日本オラクル	100	11,285.00	1,128,500	
大塚商会	400	2,995.50	1,198,200	
日本電信電話	53,400	155.00	8,277,000	
K D D I	2,700	4,356.00	11,761,200	
ソフトバンク	5,100	1,921.50	9,799,650	
東宝	200	5,002.00	1,000,400	
N T T データグループ	1,100	2,387.50	2,626,250	
カプコン	600	2,972.00	1,783,200	
S C S K	300	2,980.50	894,150	
コナミグループ	200	10,985.00	2,197,000	

ソフトバンクグループ	1,800	9,095.00	16,371,000	
神戸物産	300	3,449.00	1,034,700	
伊藤忠商事	2,100	7,530.00	15,813,000	
丸紅	2,500	3,090.00	7,725,000	
豊田通商	400	9,553.00	3,821,200	
三井物産	2,300	8,077.00	18,577,100	
住友商事	1,900	4,134.00	7,854,600	
三菱商事	6,000	3,360.00	20,160,000	
日本マクドナルドホールディングス	200	6,450.00	1,290,000	
MonotaRO	400	1,636.00	654,400	
マツキヨココカラ&カンパニー	600	2,209.50	1,325,700	
ZOZO	200	3,730.00	746,000	
セブン&アイ・ホールディングス	4,000	2,033.00	8,132,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホール	700	4,092.00	2,864,400	
ゼンショーホールディングス	200	6,206.00	1,241,200	
イオン	1,200	3,413.00	4,095,600	
ニトリホールディングス	100	17,235.00	1,723,500	
ファーストリテイリング	300	40,930.00	12,279,000	
しづおかフィナンシャルグループ	800	1,629.50	1,303,600	
ゆうちょ銀行	2,600	1,566.00	4,071,600	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,900	982.20	1,866,180	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	19,800	1,696.00	33,580,800	
りそなホールディングス	3,800	1,098.00	4,172,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,200	3,698.00	4,437,600	
三井住友フィナンシャルグループ	2,200	10,445.00	22,979,000	
千葉銀行	900	1,519.00	1,367,100	
みずほフィナンシャルグループ	4,300	3,283.00	14,116,900	
SBIホールディングス	500	4,150.00	2,075,000	
大和証券グループ本社	2,400	1,302.50	3,126,000	
野村ホールディングス	5,400	988.30	5,336,820	
かんぽ生命保険	300	3,028.00	908,400	
SOMPOホールディングス	1,600	3,429.00	5,486,400	
MS&ADインシュアランスグループホール	2,300	3,385.00	7,785,500	
第一生命ホールディングス	1,600	4,300.00	6,880,000	

東京海上ホールディングス	3,400	5,639.00	19,172,600	
T & D ホールディングス	900	2,850.00	2,565,000	
オリックス	2,100	3,482.00	7,312,200	
三菱H C キャピタル	1,400	1,047.00	1,465,800	
日本取引所グループ	900	3,756.00	3,380,400	
大東建託	100	16,780.00	1,678,000	
ヒューリック	700	1,472.50	1,030,750	
野村不動産ホールディングス	200	4,107.00	821,400	
三井不動産	4,800	1,467.50	7,044,000	
三菱地所	2,000	2,657.00	5,314,000	
住友不動産	500	4,966.00	2,483,000	
エムスリー	800	1,625.00	1,300,000	
電通グループ	400	4,201.00	1,680,400	
オリエンタルランド	1,900	4,505.00	8,559,500	
楽天グループ	2,700	840.00	2,268,000	
リクルートホールディングス	2,700	8,064.00	21,772,800	
日本郵政	3,700	1,537.00	5,686,900	
セコム	400	9,837.00	3,934,800	
小計 銘柄数：198 組入時価比率：98.6%			1,063,967,630 100.0%	
合計			1,063,967,630	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4	1,004,800	
		野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	7	1,003,800	
		日本ビルファンド投資法人 投資証券	3	1,725,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2	1,028,000	
		銘柄数：4 組入時価比率：0.4%	16	4,761,600 100.0%	
合計				4,761,600	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月3日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超		
市場取引			
株価指数先物取引			
買建	8,191,000	—	8,397,000
合計	8,191,000	—	8,397,000
			205,670
			205,670

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

##### 国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 新興国株式マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位: 円)

(2024年6月3日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,952,490,255
コール・ローン	122,921,588
株式	119,704,935,314
投資信託受益証券	4,670,302,150
投資証券	134,408,217
派生商品評価勘定	2,628,405
未収入金	1,114,887
未収配当金	193,258,734
未収利息	276
差入委託証拠金	3,618,590,474
流動資産合計	131,400,650,300
資産合計	131,400,650,300
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	161,753,351
未払金	64,964,753
未払解約金	15,125,681
その他未払費用	4,385,000
流動負債合計	246,228,785
負債合計	246,228,785
純資産の部	
元本等	
元本	64,885,136,301
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	66,269,285,214

元本等合計	131,154,421,515
純資産合計	131,154,421,515
負債純資産合計	131,400,650,300

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	先物取引
	計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
	為替予約取引
3. 費用・収益の計上基準	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
	受取配当金
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
5. その他	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 6月 3日現在		
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	2.0213 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(20,213 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年 7月 10日 至 2024年 6月 3日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。

当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月3日現在

### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

#### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

#### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年6月3日現在

期首	2023年7月10日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	58,122,596,600円
同期中における追加設定元本額	14,210,216,616円
同期中における一部解約元本額	7,447,676,915円
期末元本額	64,885,136,301円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	14,271,720円
野村資産設計ファンド2020	16,078,898円
野村資産設計ファンド2025	24,755,513円
野村資産設計ファンド2030	43,163,252円
野村資産設計ファンド2035	44,573,311円
野村資産設計ファンド2040	80,212,470円
野村資産設計ファンド2045	19,274,747円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,599,466,830円
ネクストコア	15,428,239円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	534,895,786円
野村資産設計ファンド2050	21,200,071円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,817,577円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,020,251円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,682,194円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,722,909円

インデックス・ブレンド（タイプI）	1,309,076 円
インデックス・ブレンド（タイプII）	1,401,735 円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	13,088,255 円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	6,537,113 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	23,011,062 円
野村つみたて外国株投信	7,715,709,924 円
野村外国株（含む新興国） インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	682,493,226 円
野村外国株（含む新興国） インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	2,173,502,497 円
世界6資産分散ファンド	141,500,507 円
野村資産設計ファンド2060	21,460,700 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	764,628,541 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	361,695,670 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,277,022,496 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	3,539,100,488 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,716,082 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,972,839,987 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	530,240 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	40,719,143,894 円
野村DC運用戦略ファンド	823,503,145 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	46,620,126 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	31,410,100 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	34,523,034 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	26,104,311 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	22,809,061 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	56,911,263 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.84	156,400.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	17.90	386,640.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	

PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
SOUTHERN COPPER CORP	9,273	118.63	1,100,055.99	
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16,280	46.70	760,276.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	45,100	22.79	1,027,829.00	
NIO INC ADR	140,400	5.39	756,756.00	
H WORLD GROUP LTD-ADR	23,300	37.23	867,459.00	
YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	35.76	1,641,384.00	
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
PDD HOLDINGS INC ADR	64,740	149.78	9,696,757.20	
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	37,900	16.07	609,053.00	
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	7,400	40.01	296,074.00	
BANCO DE CHILE-ADR	27,700	23.68	655,936.00	
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.88	370,048.00	
BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	10,030	35.46	355,663.80	
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.59	413,457.24	
CREDICORP LTD	7,450	165.32	1,231,634.00	
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
STATE BANK OF INDIA-GDR	19,330	100.60	1,944,598.00	
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	45,240	2.17	98,351.76	
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
ENEL CHILE SA-ADR	73,000	2.94	214,620.00	
INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	19.32	233,772.00	
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	11.36	568,000.00	
IQIYI INC-ADR	41,500	4.63	192,145.00	
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	82,700	14.45	1,195,015.00	
AUTOHOME INC-ADR	7,500	28.40	213,000.00	
KANZHUN LTD	27,000	21.25	573,750.00	
VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
KE HOLDINGS INC ADR	73,400	16.97	1,245,598.00	

	小計銘柄数：49 組入時価比率：3.2%			26,804,272.99 (4,213,095,628) 3.5%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	27.66	2,598,878.28	
	CEMEX SAB - CPO	1,652,985	12.77	21,108,618.45	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	348,983	104.88	36,601,337.04	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	268.52	7,064,761.20	
	ALFA S. A. B. -A	319,000	11.80	3,764,200.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	131.06	8,518,900.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	570.56	10,783,584.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,000	173.20	5,022,800.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	319.23	14,461,119.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	186.27	3,464,622.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	550,000	63.79	35,084,500.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	173.06	10,037,480.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	158.31	8,232,120.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	194.54	41,164,664.00	
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	329.30	7,211,670.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	63.89	10,030,730.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	35.59	5,089,370.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	58.63	3,986,840.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	281,000	161.37	45,344,970.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	45.59	9,528,310.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	17.67	1,961,370.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,961,000	15.72	30,826,920.00	
リアル	小計銘柄数：22 組入時価比率：2.3%			321,887,763.97 (2,985,315,878) 2.5%	
	COSAN SA	136,000	13.62	1,852,320.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	403,000	40.70	16,402,100.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	516,000	38.79	20,015,640.00	
	PRIORITARIO SA	85,700	41.61	3,565,977.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	23.17	1,992,620.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	20.32	1,698,752.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	13.08	1,059,480.00	
	GERDAU SA PFD NPV	141,120	18.11	2,555,683.20	

VALE SA	368, 652	63. 20	23, 298, 806. 40	
SUZANO SA	87, 960	48. 70	4, 283, 652. 00	
WEG SA	191, 448	37. 55	7, 188, 872. 40	
LOCALIZA RENT A CAR	106, 595	42. 73	4, 554, 804. 35	
RUMO SA	123, 000	19. 71	2, 424, 330. 00	
CCR SA	121, 000	12. 04	1, 456, 840. 00	
LOJAS RENNER S. A.	88, 974	13. 12	1, 167, 338. 88	
VIBRA ENERGIA SA	138, 000	21. 54	2, 972, 520. 00	
ATACADAO SA	54, 000	9. 92	535, 680. 00	
RAIA DROGASIL SA	153, 980	25. 07	3, 860, 278. 60	
SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136, 000	12. 18	1, 656, 480. 00	
AMBEV SA	518, 956	11. 56	5, 999, 131. 36	
BRF SA	83, 000	18. 58	1, 542, 140. 00	
JBS SA	74, 600	28. 84	2, 151, 464. 00	
NATURA &CO HOLDING SA	92, 500	14. 85	1, 373, 625. 00	
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515, 987	3. 99	2, 058, 788. 13	
REDE D'OR SAO LUIZ SA	65, 300	27. 46	1, 793, 138. 00	
HYPERA SA	33, 000	27. 15	895, 950. 00	
BANCO BRADESCO S. A.	156, 953	11. 45	1, 797, 111. 85	
BANCO BRADESCO SA - PREF	588, 042	12. 67	7, 450, 492. 14	
BANCO DO BRASIL SA	182, 000	27. 12	4, 935, 840. 00	
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	515, 991	31. 03	16, 011, 200. 73	
ITAUSA SA	583, 018	9. 73	5, 672, 765. 14	
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87, 000	32. 30	2, 810, 100. 00	
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81, 000	14. 87	1, 204, 470. 00	
TOTVS SA	61, 000	28. 72	1, 751, 920. 00	
TELEFONICA BRASIL S. A.	41, 005	43. 30	1, 775, 516. 50	
TIM SA	82, 952	15. 86	1, 315, 618. 72	
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29, 000	39. 13	1, 134, 770. 00	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	137, 400	34. 79	4, 780, 146. 00	
CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	176, 783	9. 95	1, 758, 990. 85	
COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95, 000	9. 08	862, 600. 00	
CPFL ENERGIA SA	18, 400	34. 10	627, 440. 00	
ENERGISA SA-UNITS	35, 700	45. 71	1, 631, 847. 00	
EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	111, 000	29. 23	3, 244, 530. 00	

	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	40,600	73.86	2,998,716.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	10.70	6,387,889.30	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	31.59	4,075,110.00	
	ENEVA SA	84,000	12.43	1,044,120.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	43.34	719,444.00	
小計	銘柄数：48			192,347,049.55	
				(5,761,717,399)	
	組入時価比率：4.4%			4.8%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	7,619.50	254,491,300.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,921.10	228,610,900.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	12.35	223,732,600.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	59.47	72,922,114.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	2,781.00	261,414,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,723.90	217,211,400.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	26,050.00	211,890,700.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	90.80	211,110,000.00	
小計	銘柄数：8			1,681,383,014.00	
				(287,827,551)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	35,900.00	1,037,510,000.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	19,140.00	1,148,400,000.00	
小計	銘柄数：2			2,185,910,000.00	
				(88,800,407)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	26.06	153,754.00	
	MYTILINEOS S. A.	12,000	36.62	439,440.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	14.65	295,930.00	
	JUMBO SA	10,732	26.40	283,324.80	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	1.55	438,933.00	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.01	593,540.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	77,700	7.98	620,046.00	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S. A.	121,000	3.60	436,568.00	
	HELLENIC TELECOM	18,000	13.44	241,920.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	11.22	224,400.00	
小計	銘柄数：11			3,727,855.80	

	組入時価比率 : 0.5%			(636,046,756)	
				0.5%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	176.70	20,620,890.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	89,699	43.98	3,944,962.02	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	47.94	5,561,040.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	58.65	7,326,558.00	
	KOC HLDGS	85,000	238.20	20,247,000.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	49.66	7,449,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	201.80	5,917,785.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	302.75	19,376,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	1,093.00	6,776,600.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	308.75	3,705,000.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	480.00	21,600,000.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	7,600	761.50	5,787,400.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	66.40	21,580,000.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	97.70	12,896,400.00	
小計	TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	16.11	15,465,277.80	
	YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	32.32	13,477,440.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	99.60	11,653,200.00	
	銘柄数 : 17			203,384,552.82	
	組入時価比率 : 0.8%			(994,123,355)	
チェココルナ	組入時価比率 : 0.8%			0.8%	
	KOMERCNI BANKA AS	9,050	778.00	7,040,900.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	99.60	4,183,200.00	
	CEZ AS	15,500	948.50	14,701,750.00	
	小計	銘柄数 : 3		25,925,850.00	
フォリント	組入時価比率 : 0.1%			(179,264,289)	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,790.00	104,625,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	9,100.00	147,420,000.00	
	OTP BANK NYRT	25,700	17,310.00	444,867,000.00	
	小計	銘柄数 : 3		696,912,000.00	
ズロチ	組入時価比率 : 0.2%			(305,434,925)	
	ORLEN SA	59,587	63.57	3,787,945.59	
	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	13,800	151.70	2,093,460.00	

	BUDIMEX	900	747. 50	672, 750. 00	
	LPP SA	130	17, 340. 00	2, 254, 200. 00	
	ALLEGRO. EU SA	62, 200	37. 77	2, 349, 605. 00	
	DINO POLSKA SA	4, 910	392. 10	1, 925, 211. 00	
	BANK PEKAO SA	20, 600	160. 00	3, 296, 000. 00	
	MBANK	2, 040	626. 00	1, 277, 040. 00	
	PKO BANK POLSKI SA	97, 200	59. 36	5, 769, 792. 00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	4, 180	504. 40	2, 108, 392. 00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63, 600	50. 00	3, 180, 000. 00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73, 000	6. 77	494, 502. 00	
	CD PROJEKT RED SA	8, 000	130. 30	1, 042, 400. 00	
小計	銘柄数 : 13  組入時価比率 : 0. 9%			30, 251, 297. 59  (1, 207, 737, 679)  1. 0%	
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367, 000	0. 00	0. 00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204, 000	8. 33	1, 699, 320. 00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270, 000	9. 85	2, 659, 500. 00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2, 750, 900	4. 96	13, 644, 464. 00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	374, 000	37. 95	14, 193, 300. 00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126, 000	11. 02	1, 388, 520. 00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2, 230, 000	7. 97	17, 773, 100. 00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	259, 000	19. 52	5, 055, 680. 00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	48, 440	21. 55	1, 043, 882. 00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138, 000	19. 34	2, 668, 920. 00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393, 000	3. 13	1, 230, 090. 00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490, 000	5. 84	2, 861, 600. 00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357, 000	12. 90	4, 605, 300. 00	
	CMOC GROUP LTD-H	405, 000	7. 21	2, 920, 050. 00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98, 000	16. 88	1, 654, 240. 00	
	MMG LTD	332, 000	3. 82	1, 268, 240. 00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60, 000	16. 80	1, 008, 000. 00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169, 000	13. 76	2, 325, 440. 00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	623, 000	16. 54	10, 304, 420. 00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202, 000	3. 54	715, 080. 00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174, 400	3. 77	657, 488. 00	

CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.20	1,764,000.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	10.36	2,354,310.00	
CITIC LTD	688,000	7.90	5,435,200.00	
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.38	989,617.20	
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.68	2,574,000.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	23.85	1,359,450.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	18.14	1,233,520.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	13.98	3,002,904.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	30.55	1,686,360.00	
BOC AVIATION LTD	28,100	58.00	1,629,800.00	
JD LOGISTICS INC	193,700	8.52	1,650,324.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	368,000	13.06	4,806,080.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	132.80	1,792,800.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	11.12	2,023,840.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.13	1,203,240.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.11	803,905.20	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	44.15	2,737,300.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	302,000	6.15	1,857,300.00	
BYD CO LTD-H	113,000	219.60	24,814,800.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	685,000	9.47	6,486,950.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	13.48	3,680,040.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	3.25	929,142.50	
LI AUTO INC	142,000	78.15	11,097,300.00	
XPENG INC	152,300	32.35	4,926,905.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	12.48	1,672,320.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	28.50	1,453,500.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	28.30	7,697,600.00	
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	35.50	1,349,000.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	144,200	83.25	12,004,650.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.52	1,582,000.00	
LI NING CO LTD	276,000	20.35	5,616,600.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	78.20	7,515,020.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	17.36	3,298,400.00	
MEITUAN-CLASS B	549,640	105.10	57,767,164.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	17.86	2,243,216.00	

TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.26	1,118,340.00	
TRIP.COM GROUP LTD	61,300	391.60	24,005,080.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,698,380	74.90	127,208,662.00	
JD.COM, INC.	253,717	113.90	28,898,366.30	
MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	44.80	1,648,640.00	
CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD	14,900	62.35	929,015.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	10.04	1,765,032.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	37.10	1,654,660.00	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	5.10	1,030,200.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	14.14	1,018,080.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	3.28	1,594,080.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	26.15	2,795,435.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	121.77	1,497,771.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	173,333	31.35	5,433,989.55	
NONGFU SPRING LTD	221,000	41.60	9,193,600.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	55.25	3,315,000.00	
CHINA FEIHE LTD	405,000	3.87	1,567,350.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	14.36	5,241,400.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	9.55	1,604,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.71	2,604,630.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	8.68	1,275,960.00	
GIANT BIOTEC HOLDING CO LTD	40,000	49.45	1,978,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	27.20	1,632,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.56	1,130,880.00	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	32.75	1,290,350.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	11.60	1,148,400.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	21.20	2,806,880.00	
AKESO INC	66,000	44.00	2,904,000.00	
BEIGENE LTD	70,120	88.55	6,209,126.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	123,500	35.20	4,347,200.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.79	1,039,305.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	6.63	6,945,057.60	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	16.06	2,087,800.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	2.84	2,901,060.00	

AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	3.27	9,744,600.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,600,000	3.70	31,820,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.89	5,541,253.10	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	4.77	4,913,100.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	10,413,000	5.54	57,688,020.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.51	645,070.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	421,192	34.80	14,657,481.60	
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.96	1,745,808.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	7,050,000	4.42	31,161,000.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.41	3,761,730.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	6.28	967,120.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	836,000	11.08	9,262,880.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	20.40	6,426,000.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	8.45	874,338.40	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	15.98	1,150,560.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.72	2,312,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	720,420	10.16	7,319,467.20	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	739,500	39.55	29,247,225.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	8.00	2,928,000.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	79,000	33.80	2,670,200.00	
ZTE CORP-H	76,052	16.06	1,221,395.12	
LENOVO GROUP LTD	874,000	11.22	9,806,280.00	
XIAOMI CORPORATION	1,665,000	17.48	29,104,200.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	24.05	2,212,600.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	42.95	2,972,140.00	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	15.82	775,180.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.46	3,949,300.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	19.40	1,358,000.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	5.14	2,405,520.00	
CHINA TOWER CORP LTD	5,380,000	0.92	4,949,600.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	27.50	1,347,500.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	7.39	2,350,020.00	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	27.15	2,334,900.00	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	71.70	6,567,720.00	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	8.12	3,637,760.00	

BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.49	1,008,450.00	
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	4.42	1,493,960.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	4.21	1,936,600.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	9.30	1,603,320.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	12.14	2,307,207.00	
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	7.08	584,808.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	3.84	1,029,120.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	8.90	1,121,400.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	165,000	63.35	10,452,750.00	
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.99	3,857,100.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	7.13	2,609,580.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.68	1,803,200.00	
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	22.15	4,252,800.00	
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	5.18	2,123,800.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	10.00	1,120,000.00	
WUXI APPTEC CO LTD	36,200	34.05	1,232,610.00	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	382,000	11.14	4,255,480.00	
CHINA LITERATURE LTD	49,800	26.30	1,309,740.00	
BILIBILI INC	30,120	111.20	3,349,344.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.14	1,660,640.00	
KINGSOFT CORP LTD	91,000	25.00	2,275,000.00	
NETEASE, INC.	209,550	137.60	28,834,080.00	
BAIDU INC-CLASS A	249,510	93.50	23,329,185.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	249,600	55.45	13,840,320.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	721,000	359.80	259,415,800.00	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	15.76	1,150,480.00	
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	14.74	6,647,740.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	364,444	28.40	10,350,209.60	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	27.20	1,931,200.00	
CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.37	1,304,910.00	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	12.30	2,300,100.00	
小計銘柄数：157			1,244,853,843.37	
			(25,021,562,251)	
組入時価比率：19.1%			21.0%	

	リンク	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.80	594,000.00	
		PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	6.71	2,214,300.00	
		PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.60	2,234,400.00	
		GAMUDA BERHAD	177,000	6.07	1,074,390.00	
		SIME DARBY BERHAD	220,000	2.78	611,600.00	
		MISC BHD	125,960	8.34	1,050,506.40	
		MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	9.94	1,207,312.40	
		GENTING BHD	187,000	4.76	890,120.00	
		GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.65	606,850.00	
		MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.81	654,315.00	
		IOI CORP	247,000	3.82	943,540.00	
		KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	20.86	884,464.00	
		NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	127.60	931,480.00	
		PPB GROUP BERHAD	90,740	14.76	1,339,322.40	
		QL RESOURCES BHD	119,000	6.30	749,700.00	
		SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.25	1,011,500.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.19	1,609,400.00	
		AMMB HOLDING	313,000	4.25	1,330,250.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	726,000	6.84	4,965,840.00	
		HONG LEONG BANK	60,960	19.26	1,174,089.60	
		MALAYAN BANKING	627,000	9.93	6,226,110.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,521,000	4.10	6,236,100.00	
		RHB BANK BHD	125,023	5.49	686,376.27	
		INARI AMERTRON BHD	271,000	3.25	880,750.00	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.21	801,090.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.80	968,800.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.81	1,634,490.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.63	961,950.00	
		TENAGA NASIONAL	302,000	13.04	3,938,080.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	18.26	1,661,660.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	400,000	3.59	1,436,000.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	4.91	1,473,000.00	
	小計	銘柄数：32			52,981,786.07	
					(1,768,902,891)	
		組入時価比率：1.3%			1.5%	
バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	154.00	25,256,000.00		

	PTT PCL-NVDR	1, 134, 000	32. 75	37, 138, 500. 00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157, 000	51. 75	8, 124, 750. 00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187, 967	23. 10	4, 342, 037. 70	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227, 994	34. 75	7, 922, 791. 50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81, 200	236. 00	19, 163, 200. 00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150, 000	33. 25	4, 987, 500. 00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	459, 000	65. 00	29, 835, 000. 00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810, 000	7. 85	6, 358, 500. 00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700, 000	3. 80	2, 660, 000. 00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414, 978	30. 75	12, 760, 573. 50	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155, 025	30. 50	4, 728, 262. 50	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579, 997	9. 30	5, 393, 972. 10	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258, 000	18. 10	4, 669, 800. 00	
	CP ALL PCL-NVDR	650, 000	57. 50	37, 375, 000. 00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	207, 000	28. 75	5, 951, 250. 00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426, 000	22. 80	9, 712, 800. 00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1, 214, 000	27. 00	32, 778, 000. 00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59, 000	242. 00	14, 278, 000. 00	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	83, 000	131. 00	10, 873, 000. 00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267, 050	17. 20	4, 593, 260. 00	
	SCB X PCL-NVDR	81, 000	106. 00	8, 586, 000. 00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2, 373, 000	1. 69	4, 010, 370. 00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315, 000	73. 75	23, 231, 250. 00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1, 169, 966	8. 60	10, 061, 707. 60	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	136, 000	203. 00	27, 608, 000. 00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL – NVDR	125, 000	67. 25	8, 406, 250. 00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134, 000	45. 75	6, 130, 500. 00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179, 000	22. 90	4, 099, 100. 00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59, 000	47. 00	2, 773, 000. 00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	288, 000	40. 50	11, 664, 000. 00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261, 000	57. 25	14, 942, 250. 00	
小計 銘柄数 : 32  組入時価比率 : 1. 3%				410, 414, 624. 90	
				(1, 748, 366, 302)	
				1. 5%	
フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28, 302	595. 00	16, 839, 690. 00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255, 005	31. 00	7, 905, 155. 00	

	SM INVESTMENTS CORP	22, 100	870. 00	19, 227, 000. 00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119, 000	341. 60	40, 650, 400. 00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43, 000	216. 40	9, 305, 200. 00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107, 000	107. 00	11, 449, 000. 00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207, 040	120. 20	24, 886, 208. 00	
	BDO UNIBANK INC	249, 997	130. 00	32, 499, 610. 00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205, 095	62. 05	12, 726, 144. 75	
	PLDT INC	7, 000	1, 480. 00	10, 360, 000. 00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	37, 300	367. 20	13, 696, 560. 00	
	AYALA LAND INC	768, 000	26. 25	20, 160, 000. 00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1, 065, 975	26. 95	28, 728, 026. 25	
	小計銘柄数：13			248, 432, 994. 00	
				(667, 241, 335)	
	組入時価比率：0. 5%			0. 6%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1, 980, 000	2, 770. 00	5, 484, 600, 000. 00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147, 050	22, 075. 00	3, 246, 128, 750. 00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2, 889, 701	1, 065. 00	3, 077, 531, 565. 00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984, 000	9, 175. 00	9, 028, 200, 000. 00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	651, 000	12, 075. 00	7, 860, 825, 000. 00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760, 000	1, 465. 00	1, 113, 400, 000. 00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1, 115, 813	2, 700. 00	3, 012, 695, 100. 00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240, 000	9, 100. 00	2, 184, 000, 000. 00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2, 360, 000	4, 290. 00	10, 124, 400, 000. 00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105, 120, 000	65. 00	6, 832, 800, 000. 00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1, 970, 000	2, 650. 00	5, 220, 500, 000. 00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309, 000	9, 750. 00	3, 012, 750, 000. 00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420, 000	5, 875. 00	2, 467, 500, 000. 00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700, 000	5, 200. 00	3, 640, 000, 000. 00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820, 000	3, 120. 00	2, 558, 400, 000. 00	
	KALBE FARMA PT	2, 300, 000	1, 490. 00	3, 427, 000, 000. 00	
	BANK CENTRAL ASIA	6, 130, 000	9, 250. 00	56, 702, 500, 000. 00	
	BANK MANDIRI	3, 890, 000	5, 900. 00	22, 951, 000, 000. 00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	1, 620, 000	4, 400. 00	7, 128, 000, 000. 00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	7, 450, 028	4, 340. 00	32, 333, 121, 520. 00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	5, 480, 000	2, 900. 00	15, 892, 000, 000. 00	

	小計銘柄数 : 21 組入時価比率 : 1.5%		207,297,351,935.00 (2,010,784,313)	
				1.7%
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	68,700.00	350,370,000.00
	S-OIL CORPORATION	3,930	68,200.00	268,026,000.00
	SK INNOVATION CO LTD	6,870	100,000.00	687,000,000.00
	ENCHEM CO LTD	1,220	293,500.00	358,070,000.00
	HANWHA SOLUTIONS CORP	15,500	31,450.00	487,475,000.00
	KUM YANG CO LTD	3,190	83,300.00	265,727,000.00
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	147,400.00	219,626,000.00
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	237,000.00	149,310,000.00
	LG CHEMICALS LTD	5,464	351,500.00	1,920,596,000.00
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	113,100.00	218,509,200.00
	SKC CO LTD	2,610	139,200.00	363,312,000.00
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	29,650.00	219,380,350.00
	KOREA ZINC CO LTD	850	527,000.00	447,950,000.00
	POSCO HOLDINGS INC	7,840	369,000.00	2,892,960,000.00
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,470	205,000.00	711,350,000.00
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	51,800.00	362,600,000.00
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	33,200.00	229,080,000.00
	SAMSUNG E&A CO LTD	14,400	23,400.00	336,960,000.00
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	20,800.00	1,019,200,000.00
	ECOPRO BM CO LTD	5,590	191,300.00	1,069,367,000.00
	ECOPRO CO., LTD.	10,000	94,400.00	944,000,000.00
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,000	79,400.00	79,400,000.00
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	2,360	301,000.00	710,360,000.00
	L&F CO LTD	3,390	156,400.00	530,196,000.00
	LG ENERGY SOLUTION	5,110	331,000.00	1,691,410,000.00
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	250,500.00	856,710,000.00
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	43,150.00	107,443,500.00
	GS HOLDINGS CORP	3,600	43,600.00	156,960,000.00
	LG CORP	9,340	81,300.00	759,342,000.00
	SAMSUNG C&T CORP	9,070	135,100.00	1,225,357,000.00
	SK INC	4,570	176,200.00	805,234,000.00
	SK SQUARE CO LTD	11,100	77,600.00	861,360,000.00
	DOOSAN BOBCAT INC	6,550	57,700.00	377,935,000.00

HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	29,700.00	305,910,000.00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	128,700.00	357,786,000.00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEER	4,910	130,400.00	640,264,000.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	9,160.00	741,960,000.00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	43,050.00	223,860,000.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	179,500.00	324,895,000.00	
HANJIN KAL CORP	1,900	63,700.00	121,030,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	20,850.00	364,875,000.00	
HMM COMPANY LIMITED	27,100	18,000.00	487,800,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNNOLOGY CO	9,300	43,850.00	407,805,000.00	
HYUNDAI MOBIS	6,860	214,500.00	1,471,470,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD	14,940	253,000.00	3,779,820,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	153,600.00	634,368,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	153,400.00	444,860,000.00	
KIA CORP	27,800	117,700.00	3,272,060,000.00	
COWAY CO LTD	4,970	56,400.00	280,308,000.00	
LG ELECTRONICS INC	12,030	104,800.00	1,260,744,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	349,500.00	286,590,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	91,700.00	265,013,000.00	
KT & G CORP	11,170	83,500.00	932,695,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	3,730	194,200.00	724,366,000.00	
LG H&H	1,002	417,500.00	418,335,000.00	
HLB INC	13,125	61,200.00	803,250,000.00	
ALTEOGEN INC	4,340	185,900.00	806,806,000.00	
CELLTRION INC	17,030	176,200.00	3,000,686,000.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	51,700.00	100,815,000.00	
CELLTRION PHARM INC	1,191	89,200.00	106,237,200.00	
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	283,500.00	146,853,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	85,400.00	283,528,000.00	
YUHAN CORPORATION	7,100	68,800.00	488,480,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	61,700.00	2,048,440,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	13,760.00	359,136,000.00	
KAKAOBANK CORP	19,300	22,250.00	429,425,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	42,800	79,400.00	3,398,320,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	47,150.00	2,324,495,000.00	

	WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	14,170.00	949,390,000.00	
	MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10,200	76,900.00	784,380,000.00	
	DB INSURANCE CO LTD	5,600	103,500.00	579,600,000.00	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	348,500.00	1,268,540,000.00	
	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	84,300.00	691,260,000.00	
	POSCO DX CO LTD	5,300	35,350.00	187,355,000.00	
	SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	153,200.00	718,508,000.00	
	COSMO AM&T CO LTD	2,367	155,000.00	366,885,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	520,790	73,500.00	38,278,065,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	89,100	60,300.00	5,372,730,000.00	
	LG INNOTEK CO LTD	1,970	248,000.00	488,560,000.00	
	LG DISPLAY CO LTD	30,970	9,930.00	307,532,100.00	
	SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	155,000.00	889,700,000.00	
	SAMSUNG SDI CO, LTD	5,937	374,500.00	2,223,406,500.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	161,700.00	873,180,000.00	
	SK HYNIX INC	59,120	189,200.00	11,185,504,000.00	
	KT CORP	6,400	36,600.00	234,240,000.00	
	LG UPLUS CORP	17,400	9,650.00	167,910,000.00	
	SK TELECOM CO LTD	5,500	51,000.00	280,500,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER	26,600	19,450.00	517,370,000.00	
	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	65,200.00	348,168,000.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	7,210.00	178,353,770.00	
	NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	12,280.00	229,636,000.00	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,963	730,000.00	1,432,990,000.00	
	HYBE CO LTD	2,010	200,000.00	402,000,000.00	
	KRAFTON INC	2,990	250,000.00	747,500,000.00	
	NCSOFT CORPORATION	1,631	190,300.00	310,379,300.00	
	NETMARBLE CORP	4,270	60,200.00	257,054,000.00	
	KAKAO CORP	34,190	43,300.00	1,480,427,000.00	
	NAVER CORP	13,750	170,200.00	2,340,250,000.00	
小計	銘柄数：98 組入時価比率：11.1%			127,817,234,920.00 (14,583,946,504) 12.2%	
新台湾 ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	67.40	8,247,064.00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	52.90	21,794,694.20	
	FORMOSA PLASTIC	393,424	65.30	25,690,587.20	

NAN YA PLASTICS CORP	487, 726	53. 20	25, 947, 023. 20	
ASIA CEMENT	208, 980	41. 55	8, 683, 119. 00	
TAIWAN CEMENT	771, 888	33. 00	25, 472, 304. 00	
CHINA STEEL	1, 286, 544	23. 75	30, 555, 420. 00	
FORTUNE ELECTRIC CO LTD	13, 000	714. 00	9, 282, 000. 00	
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6, 000	1, 695. 00	10, 170, 000. 00	
WALSIN LIHWA CORP	268, 429	36. 95	9, 918, 451. 55	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313, 454	33. 80	10, 594, 745. 20	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15, 464	1, 020. 00	15, 773, 280. 00	
CHINA AIRLINES LTD	375, 000	22. 40	8, 400, 000. 00	
EVA AIRWAYS CORP	303, 000	35. 80	10, 847, 400. 00	
EVERGREEN MARINE	122, 950	210. 50	25, 880, 975. 00	
WAN HAI LINES LIMITED	86, 335	79. 70	6, 880, 899. 50	
YANG MING MARINE TRANSPORT	191, 000	71. 50	13, 656, 500. 00	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247, 000	30. 00	7, 410, 000. 00	
CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222, 036	60. 80	13, 499, 788. 80	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14, 000	351. 00	4, 914, 000. 00	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17, 443	485. 00	8, 459, 855. 00	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69, 592	154. 50	10, 751, 964. 00	
POU CHEN CORP	267, 468	37. 45	10, 016, 676. 60	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29, 580	614. 00	18, 162, 120. 00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64, 816	270. 00	17, 500, 320. 00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	552, 836	80. 00	44, 226, 880. 00	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	24, 000	417. 00	10, 008, 000. 00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	560, 268	18. 20	10, 196, 877. 60	
CTBC FINANCIAL HOLDING	1, 866, 212	35. 40	66, 063, 904. 80	
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1, 572, 300	28. 60	44, 967, 780. 00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1, 233, 996	27. 50	33, 934, 890. 00	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1, 026, 710	25. 00	25, 667, 750. 00	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1, 251, 094	39. 05	48, 855, 220. 70	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1, 210, 360	23. 05	27, 898, 798. 00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1, 170, 341	18. 40	21, 534, 274. 40	
TAIWAN BUSINESS BANK	664, 576	16. 90	11, 231, 334. 40	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1, 064, 196	25. 55	27, 190, 207. 80	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466, 906	46. 05	21, 501, 021. 30	

CHAILEASE HOLDING CO LTD	180, 692	152. 00	27, 465, 184. 00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1, 072, 556	31. 65	33, 946, 397. 40	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1, 035, 293	56. 20	58, 183, 466. 60	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1, 757, 789	14. 10	24, 784, 824. 90	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	824, 886	73. 40	60, 546, 632. 40	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1, 330, 113	9. 45	12, 569, 567. 85	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59, 000	504. 00	29, 736, 000. 00	
ACER INC	348, 767	52. 90	18, 449, 774. 30	
ADVANTECH CO., LTD.	47, 620	353. 00	16, 809, 860. 00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	36, 000	769. 00	27, 684, 000. 00	
ASUSTEK COMPUTER INC	79, 805	513. 00	40, 939, 965. 00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76, 840	224. 50	17, 250, 580. 00	
COMPAL ELECTRONICS	410, 590	37. 05	15, 212, 359. 50	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	50, 000	318. 00	15, 900, 000. 00	
INVENTEC CO., LTD	331, 911	53. 50	17, 757, 238. 50	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	233, 897	107. 50	25, 143, 927. 50	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74, 000	191. 50	14, 171, 000. 00	
PEGATRON CORP	199, 692	106. 00	21, 167, 352. 00	
QUANTA COMPUTER INC	292, 684	274. 00	80, 195, 416. 00	
WISTRON CORP	289, 000	112. 00	32, 368, 000. 00	
WIWYNN CORP	10, 000	2, 470. 00	24, 700, 000. 00	
AUO CORP	802, 606	17. 80	14, 286, 386. 80	
DELTA ELECTRONICS INC	217, 681	325. 00	70, 746, 325. 00	
E INK HOLDINGS INC	96, 000	219. 50	21, 072, 000. 00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1, 350, 649	172. 00	232, 311, 628. 00	
INNOLUX CORP	984, 937	13. 95	13, 739, 871. 15	
LARGAN PRECISION CO LTD	10, 040	2, 275. 00	22, 841, 000. 00	
SYNTEX TECHNOLOGY INTL CORP	122, 566	84. 40	10, 344, 570. 40	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158, 000	182. 50	28, 835, 000. 00	
WPG HOLDINGS CO LTD	170, 387	86. 20	14, 687, 359. 40	
YAGEO CORPORATION	35, 137	662. 00	23, 260, 694. 00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64, 410	122. 00	7, 858, 020. 00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	8, 000	2, 870. 00	22, 960, 000. 00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	372, 658	157. 00	58, 507, 306. 00	
EMMEMORY TECHNOLOGY INC	6, 000	2, 200. 00	13, 200, 000. 00	

	GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,455.00	14,550,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	527.00	16,337,000.00	
	MEDIATEK INC	164,538	1,235.00	203,204,430.00	
	NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	64.50	9,739,500.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	593.00	35,614,394.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	49,417	543.00	26,833,431.00	
	SILERGY CORP	35,000	472.00	16,520,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,687,000	821.00	2,206,027,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,266,500	55.00	69,657,500.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	107.50	10,965,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	380,728	25.00	9,518,200.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	404,065	128.00	51,720,320.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	83.50	16,867,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	105.50	20,277,100.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	44.60	6,810,464.60	
小計	銘柄数：88  組入時価比率：17.1%			4,636,059,172.55  (22,437,135,577)  18.7%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	627.80	51,479,600.00	
	COAL INDIA LTD	172,000	491.20	84,486,400.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	537.35	34,594,593.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	162.40	55,703,200.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	264.35	90,672,050.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	297.35	22,895,950.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	329,700	2,860.80	943,205,760.00	
	ASIAN PAINTS LTD	42,600	2,881.20	122,739,120.00	
	PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,539.70	35,750,970.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,969.50	46,027,250.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	9,370.50	27,736,680.00	
	SRF LTD	14,200	2,211.35	31,401,170.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	5,277.60	41,693,040.00	
	UPL LTD	43,200	508.80	21,980,160.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	634.05	36,140,850.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,316.25	69,950,750.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1,080	24,680.60	26,655,048.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	12,090	9,915.50	119,878,395.00	

APL APOLLO TUBES LTD	16, 600	1, 504. 90	24, 981, 340. 00	
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	151, 700	689. 35	104, 574, 395. 00	
JINDAL STAINLESS LTD	35, 920	793. 50	28, 502, 520. 00	
JINDAL STEEL&POWER LTD	46, 000	1, 028. 15	47, 294, 900. 00	
JSW STEEL LTD	66, 000	880. 55	58, 116, 300. 00	
NMDC LTD	125, 000	260. 15	32, 518, 750. 00	
TATA STEEL LIMITED	785, 600	167. 20	131, 352, 320. 00	
VEDANTA LTD	115, 000	450. 00	51, 750, 000. 00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	403, 000	295. 95	119, 267, 850. 00	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22, 400	4, 973. 85	111, 414, 240. 00	
ASTRAL LTD	16, 300	2, 096. 85	34, 178, 655. 00	
LARSEN&TOUBRO LIMITED	74, 800	3, 669. 30	274, 463, 640. 00	
ABB INDIA LTD	6, 600	8, 317. 95	54, 898, 470. 00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127, 000	298. 90	37, 960, 300. 00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59, 000	643. 45	37, 963, 550. 00	
HAVELLS INDIA LTD	24, 300	1, 907. 30	46, 347, 390. 00	
POLY CAB INDIA LTD	6, 630	6, 741. 65	44, 697, 139. 50	
SUZLON ENERGY LIMITED	1, 174, 000	47. 65	55, 941, 100. 00	
SIEMENS LIMITED	10, 200	6, 967. 95	71, 073, 090. 00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184, 200	224. 00	41, 260, 800. 00	
CUMMINS INDIA LTD	16, 100	3, 551. 30	57, 175, 930. 00	
THERMAX LTD	4, 500	5, 404. 65	24, 320, 925. 00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16, 500	3, 411. 35	56, 287, 275. 00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22, 200	1, 020. 35	22, 651, 770. 00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	19, 500	4, 189. 05	81, 686, 475. 00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22, 400	1, 074. 85	24, 076, 640. 00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52, 400	1, 437. 40	75, 319, 760. 00	
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE LTD	301, 000	84. 60	25, 464, 600. 00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7, 000	3, 050. 05	21, 350, 350. 00	
BHARAT FORGE LIMITED	30, 400	1, 554. 55	47, 258, 320. 00	
BOSCH LTD	800	30, 393. 75	24, 315, 000. 00	
MRF LTD	300	125, 431. 50	37, 629, 450. 00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	338, 000	151. 25	51, 122, 500. 00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40, 000	651. 10	26, 044, 000. 00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12, 200	3, 576. 85	43, 637, 570. 00	

BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	9,084.75	72,678,000.00	
EICHER MOTORS LTD	14,300	4,733.45	67,688,335.00	
HERO MOTOCORP LTD	12,400	5,119.60	63,483,040.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	99,400	2,506.25	249,121,250.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,900	12,399.30	197,148,870.00	
TATA MOTORS LTD	185,700	923.00	171,401,100.00	
TATA MOTORS LTD-A-DVR	46,000	618.45	28,448,700.00	
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,179.25	59,711,450.00	
PAGE INDUSTRIES LTD	530	35,954.70	19,055,991.00	
TITAN CO LTD	40,300	3,241.90	130,648,570.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96,000	557.40	53,510,400.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	494.00	17,784,000.00	
ZOMATO LTD	675,000	179.15	120,926,250.00	
TRENT LTD	20,000	4,559.15	91,183,000.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	18,040	4,302.15	77,610,786.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,159.40	37,912,380.00	
VARUN BEVERAGES LTD	50,700	1,426.80	72,338,760.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	5,179.80	55,423,860.00	
MARICO LIMITED	46,000	595.55	27,395,300.00	
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,354.90	91,629,159.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	65,800	1,060.25	69,764,450.00	
ITC LTD	324,000	426.45	138,169,800.00	
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,657.35	42,251,865.00	
DABUR INDIA LTD	59,800	545.10	32,596,980.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,270.35	55,260,225.00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	91,600	2,329.05	213,340,980.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	5,839.20	63,472,104.00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	751.80	69,165,600.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	26,300	1,185.70	31,183,910.00	
CIPLA LIMITED	61,400	1,447.20	88,858,080.00	
DR. REDDYS LABORATORIES	13,260	5,791.85	76,799,931.00	
LUPIN LTD	25,700	1,582.55	40,671,535.00	
MANKIND PHARMA LTD	10,900	2,139.75	23,323,275.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	105,300	1,459.80	153,716,940.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	2,696.05	31,112,417.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	653.10	32,263,140.00	

AXIS BANK LIMITED	249, 100	1, 162. 15	289, 491, 565. 00	
BANDHAN BANK LTD	56, 000	188. 30	10, 544, 800. 00	
BANK OF BARODA	100, 000	264. 90	26, 490, 000. 00	
CANARA BANK	198, 000	118. 00	23, 364, 000. 00	
HDIFC BANK LIMITED	304, 180	1, 531. 55	465, 866, 879. 00	
ICICI BANK LTD	562, 100	1, 121. 05	630, 142, 205. 00	
IDFC FIRST BANK LTD	425, 300	76. 40	32, 492, 920. 00	
INDUSIND BANK LTD	28, 700	1, 461. 85	41, 955, 095. 00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	119, 200	1, 680. 40	200, 303, 680. 00	
PUNJAB NATIONAL BANK	261, 000	129. 45	33, 786, 450. 00	
UNION BANK OF INDIA	184, 000	160. 15	29, 467, 600. 00	
YES BANK LTD	1, 840, 000	23. 00	42, 320, 000. 00	
BAJAJ FINSERV LTD	45, 270	1, 528. 60	69, 199, 722. 00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2, 350	7, 953. 40	18, 690, 490. 00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303, 500	344. 35	104, 510, 225. 00	
POWER FINANCE CORPORATION	151, 600	492. 45	74, 655, 420. 00	
REC LTD	135, 500	537. 75	72, 865, 125. 00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112, 900	549. 85	62, 078, 065. 00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23, 100	1, 580. 75	36, 515, 325. 00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33, 200	545. 45	18, 108, 940. 00	
PB FINTECH LTD	32, 000	1, 294. 40	41, 420, 800. 00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51, 600	1, 386. 40	71, 538, 240. 00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	104, 400	1, 324. 10	138, 236, 040. 00	
INFOSYS LTD	359, 500	1, 406. 90	505, 780, 550. 00	
LTMINDTREE LTD	9, 680	4, 701. 90	45, 514, 392. 00	
MPHASIS LTD	10, 500	2, 284. 10	23, 983, 050. 00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	10, 000	3, 410. 50	34, 105, 000. 00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	98, 000	3, 670. 95	359, 753, 100. 00	
TECH MAHINDRA LTD	57, 400	1, 228. 45	70, 513, 030. 00	
WIPRO LTD	150, 800	438. 20	66, 080, 560. 00	
TATA ELXSI LTD	4, 000	6, 944. 35	27, 777, 400. 00	
INDUS TOWERS LTD	88, 200	348. 15	30, 706, 830. 00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11, 400	1, 778. 30	20, 272, 620. 00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	243, 600	1, 372. 75	334, 401, 900. 00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	492, 000	310. 00	152, 520, 000. 00	

TATA POWER COMPANY LIMITED	170,000	436.75	74,247,500.00	
TORRENT POWER LTD	18,300	1,501.80	27,482,940.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	204.30	55,773,900.00	
BAJAJ FINANCE LTD	29,640	6,697.70	198,519,828.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,241.10	62,303,220.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,683.45	16,834,500.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	692.10	16,610,400.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	30,700	2,354.05	72,269,335.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,287.55	31,299,115.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	3,884.30	39,619,860.00	
ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	1,908.35	54,960,480.00	
ADANI POWER LIMITED	61,000	755.80	46,103,800.00	
JSW ENERGY LTD	38,100	613.00	23,355,300.00	
NHPC LTD	328,600	107.25	35,242,350.00	
NTPC LIMITED	460,000	359.00	165,140,000.00	
DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	4,307.20	59,740,864.00	
INFO EDGE INDIA LTD	8,740	5,697.10	49,792,654.00	
DLF LIMITED	80,000	815.65	65,252,000.00	
GODREJ PROPERTIES LTD	12,700	2,778.70	35,289,490.00	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,377.95	51,121,945.00	
PHOENIX MILLS LTD	10,700	3,099.65	33,166,255.00	
小計 銘柄数：145  組入時価比率：17.6%			12,176,516,487.50 (23,135,381,326) 19.3%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.49	927,360.00
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.15	1,531,350.00
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.69	1,193,565.00
	INDUSTRIES QATAR	143,000	11.55	1,651,650.00
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	3.90	1,148,658.00
	DUKHAN BANK	233,000	3.60	839,499.00
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.31	1,356,615.00
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.20	877,200.00
	QATAR ISLAMIC BANK	192,000	17.25	3,312,000.00
	QATAR NATIONAL BANK	519,000	13.52	7,016,880.00
	OOREDOO QSC	100,000	9.42	942,000.00
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	14.93	886,842.00

	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.83	552,045.00	
小計	銘柄数：13			22,235,664.00	
	組入時価比率：0.7%			(960,358,328)	
				0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	26.00	1,339,650.00	
	T M G HOLDING	101,000	52.97	5,349,970.00	
小計	銘柄数：2			6,689,620.00	
	組入時価比率：0.0%			(22,247,669)	
				0.0%	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	181.43	5,116,326.00	
	SASOL LTD	57,900	124.10	7,185,390.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	9,140	610.55	5,580,427.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	46,300	447.40	20,714,620.00	
	GOLD FIELDS LTD	93,300	292.68	27,307,044.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	170.91	11,621,880.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	96.21	10,746,657.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	490.26	3,725,976.00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	44,700	129.72	5,798,484.00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	23.61	6,445,530.00	
	BIDVEST GROUP LTD	35,700	245.62	8,768,634.00	
	NASPERS LTD=N SHS	20,190	3,728.33	75,274,982.70	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	54.45	5,118,300.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	16.98	2,937,540.00	
	BID CORP LTD	39,400	415.84	16,384,096.00	
	CLICKS GROUP LTD	23,700	295.76	7,009,512.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	249.69	14,581,896.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	232.36	9,945,008.00	
	ABSA GROUP LTD	88,700	149.17	13,231,379.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	9,330	2,129.90	19,871,967.00	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	228.48	12,858,625.92	
	STANDARD BANK GROUP LTD	146,700	179.18	26,285,706.00	
	FIRSTRAND LTD	533,000	65.00	34,645,000.00	
	REMGRO LTD	47,300	120.70	5,709,110.00	
	DISCOVERY LTD	68,307	109.69	7,492,594.83	
	OLD MUTUAL LTD	434,000	10.63	4,613,420.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	40.05	3,244,050.00	

	SANLAM LIMITED	190,000	70.84	13,459,600.00	
	MTN GROUP LTD	171,000	82.06	14,032,260.00	
	VODACOM GROUP	68,100	92.45	6,295,845.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	14,200	473.41	6,722,422.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	57,200	129.82	7,425,704.00	
小計 銘柄数：32				420,149,986.45	
				(3,520,856,886)	
	組入時価比率：2.7%			2.9%	
U A E ディルハム	MULTIPLY GROUP	391,000	1.89	738,990.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	3.24	978,480.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.24	965,520.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	7.80	2,338,845.60	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	11.22	1,941,060.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.52	1,578,880.08	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	15.55	3,016,700.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	499,925	11.60	5,799,130.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	374,900	16.10	6,035,890.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	5.50	2,348,500.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	734,000	7.66	5,622,440.00	
	小計 銘柄数：11			31,364,435.68	
	組入時価比率：1.0%			(1,344,279,713)	
				1.1%	
クウェートディナール	BOUBYAN BANK K.S.C	143,765	0.58	83,958.76	
	GULF BANK	271,561	0.25	69,791.17	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,150,060	0.72	838,393.74	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	844,972	0.86	726,675.92	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.45	85,239.00	
	MABANEE CO SAKC	85,335	0.84	71,681.40	
	小計 銘柄数：6			1,875,739.99	
	組入時価比率：0.7%			(959,722,365)	
				0.8%	
サウジアラビアリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	18.08	611,104.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	284,440	28.45	8,092,318.00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	39.80	431,153.40	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,500	109.40	2,680,300.00	

SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	29.60	1,201,760.00	
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	132.40	847,360.00	
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	101,800	76.00	7,736,800.00	
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	21.46	1,119,525.28	
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	8.03	538,010.00	
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	36.40	1,051,960.00	
SAUDI ARABIAN MINING CO	136,500	45.00	6,142,500.00	
SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	252.60	656,760.00	
JARIR MARKETING CO	61,000	12.60	768,600.00	
NAHDI MEDICAL CO	3,400	133.00	452,200.00	
ALMARAI CO	26,300	54.30	1,428,090.00	
SAVOLA	27,400	43.70	1,197,380.00	
DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	165.80	530,560.00	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	9,700	285.40	2,768,380.00	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	116.20	1,162,000.00	
AL RAJHI BANK	212,200	75.60	16,042,320.00	
ALINMA BANK	137,775	31.35	4,319,246.25	
ARAB NATIONAL BANK	104,533	20.52	2,145,017.16	
BANK AL - JAZIRA	42,625	15.06	641,932.50	
BANK ALBILAD	66,582	33.00	2,197,206.00	
BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	35.50	2,222,300.00	
RIYAD BANK	153,200	25.75	3,944,900.00	
SAUDI AWWAL BANK	108,400	38.30	4,151,720.00	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	12.48	1,076,400.00	
THE SAUDI NATIONAL BANK	318,484	34.45	10,971,773.80	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	238.00	2,308,600.00	
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	134.60	969,120.00	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	282.60	593,460.00	
ELM CO	2,700	860.00	2,322,000.00	
SAUDI TELECOM CO	214,000	36.15	7,736,100.00	
ETIHAD ETISALAT CO	44,900	49.95	2,242,755.00	
MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	11.42	650,940.00	
SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	16.70	1,753,500.00	
POWER&WATER UTILITY CO FOR	5,100	60.00	306,000.00	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	239.60	1,317,800.00	
ACWA POWER CO	16,521	420.00	6,938,820.00	

	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	200.00	1,000,000.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	12.12	642,360.00	
小計	銘柄数：42			115,911,031.39	
	組入時価比率：3.7%			(4,864,785,987)	
				4.1%	
	合計			119,704,935,314	
				(119,704,935,314)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年6月3日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7,099,900	29,713,081.50	
	小計	銘柄数：1	7,099,900	29,713,081.50	
		組入時価比率：3.6%		(4,670,302,150)	
				97.2%	
	合計			4,670,302,150	
				(4,670,302,150)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,726,180.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	97,990	6,766,209.50	
	小計	銘柄数：2	416,990	14,492,389.50	
		組入時価比率：0.1%		(134,408,217)	
				2.8%	
	合計			134,408,217	
				(134,408,217)	
	合計			4,804,710,367	
				(4,804,710,367)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年6月3日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,635,054,272	-	6,475,639,958	△159,414,314

市場取引以外の取引					
為替予約取引					
買建	134,929,836	—	135,208,004	278,168	
米ドル	134,929,836	—	135,208,004	278,168	
売建	72,176,832	—	72,165,632	11,200	
バーツ	68,160,000	—	68,148,800	11,200	
エジプトポンド	4,016,832	—	4,016,832	—	
合計	—	—	—	△159,124,946	

(注) 時価の算定方法

#### 1 先物取引

##### 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

#### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### 【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(2024年6月4日から2024年12月3日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年2月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているはじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2024年6月4日から2024年12月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）の2024年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月4日から2024年12月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2024年6月3日現在)	第2期中間計算期間末 (2024年12月3日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	38,938,069	56,985,457
親投資信託受益証券	15,410,082,421	39,836,608,568
未収利息	87	370
流動資産合計	15,449,020,577	39,893,594,395
<b>資産合計</b>	<b>15,449,020,577</b>	<b>39,893,594,395</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	31,196,955	34,967,782
未払受託者報酬	633,167	2,654,024
未払委託者報酬	1,266,283	5,307,989
その他未払費用	108,494	454,914
流動負債合計	33,204,899	43,384,709
<b>負債合計</b>	<b>33,204,899</b>	<b>43,384,709</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,789,664,103	28,804,763,296
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,626,151,575	11,045,446,390
（分配準備積立金）	1,353,129,659	1,289,238,656
元本等合計	15,415,815,678	39,850,209,686
<b>純資産合計</b>	<b>15,415,815,678</b>	<b>39,850,209,686</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>15,449,020,577</b>	<b>39,893,594,395</b>

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自 2023年7月10日 至 2024年1月9日	第2期中間計算期間 自 2024年6月4日 至 2024年12月3日
<b>営業収益</b>		
受取利息	-	57,233
有価証券売買等損益	73,301,120	1,962,345,288
<b>営業収益合計</b>	<b>73,301,120</b>	<b>1,962,402,521</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,663	-
受託者報酬	79,174	2,654,024
委託者報酬	158,275	5,307,989
その他費用	13,529	454,914
<b>営業費用合計</b>	<b>252,641</b>	<b>8,416,927</b>

営業利益又は営業損失 (△)	73,048,479	1,953,985,594
経常利益又は経常損失 (△)	73,048,479	1,953,985,594
中間純利益又は中間純損失 (△)	73,048,479	1,953,985,594
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	4,657,926	12,778,417
期首剰余金又は期首次損金 (△)	-	3,626,151,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	120,827,737	5,787,121,846
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	120,827,737	5,787,121,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,414,721	309,034,208
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,414,721	309,034,208
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	176,803,569	11,045,446,390

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年6月4日から2024年12月3日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 2024年6月3日現在	第2期中間計算期間末 2024年12月3日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数  11,789,664,103口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数  28,804,763,296口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.3076円 (10,000口当たり純資産額) (13,076円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.3835円 (10,000口当たり純資産額) (13,835円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 自 2023年7月10日 至 2024年1月9日	第2期中間計算期間 自 2024年6月4日 至 2024年12月3日
1. 追加情報  2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 2024年6月3日現在	第2期中間計算期間末 2024年12月3日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額  中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第1期 自 2023年7月10日 至 2024年6月3日	第2期中間計算期間 自 2024年6月4日 至 2024年12月3日
期首元本額	一円期首元本額 11,789,664,103円
期中追加設定元本額 12,610,431,864円	期中追加設定元本額 18,005,086,277円
期中一部解約元本額 820,767,761円	期中一部解約元本額 989,987,084円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド」、「M S C I ジャパンマザーファンド」および「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式M S C I - KOKU S A I マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月3日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	7,997,728,798
コール・ローン	1,987,773,706
株式	2,673,081,245,801
投資証券	51,367,906,169
派生商品評価勘定	918,424,153
未収入金	7,963,627
未収配当金	2,872,664,504
未収利息	12,934
差入委託証拠金	26,410,187,323
流動資産合計	2,764,643,907,015
資産合計	2,764,643,907,015
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	58,798,218
未払解約金	1,686,570,031
その他未払費用	9,080,200
流動負債合計	1,754,448,449
負債合計	1,754,448,449
純資産の部	

## 元本等

元本	364,785,531,793
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	2,398,103,926,773
元本等合計	2,762,889,458,566
純資産合計	2,762,889,458,566
負債純資産合計	2,764,643,907,015

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月3日現在		
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	7,5740円 (75,740円)

(金融商品に関する注記)

2024年12月3日現在		
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法		

## 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## 派生商品評価勘定

## 先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月3日現在	
期首	2024年6月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	343,538,868,308円
同期中における追加設定元本額	36,200,220,129円
同期中における一部解約元本額	14,953,556,644円
期末元本額	364,785,531,793円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	18,247,661円
バランスセレクト50	56,201,875円
バランスセレクト70	80,738,241円
野村外国株式インデックスファンド	449,169,618円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,837,056,114円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,720,258,843円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,097,062,798円
野村資産設計ファンド2015	5,228,581円
野村資産設計ファンド2020	5,761,394円
野村資産設計ファンド2025	8,427,032円
野村資産設計ファンド2030	15,309,712円
野村資産設計ファンド2035	16,353,379円
野村資産設計ファンド2040	29,312,683円
野村外国株インデックスBコース(野村投資一任口座向け)	34,289,234,827円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,267,285,010円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,762,686,316円
のむラップ・ファンド(積極型)	23,871,442,931円
野村資産設計ファンド2045	6,960,220円
野村インデックスファンド・外国株式	9,834,190,028円
マイ・ロード	1,379,327,130円
ネクストコア	4,449,675円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	155,311,579円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,350,620,115円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	272,966,881円
野村資産設計ファンド2050	7,946,154円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,395,279円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,083,232円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	994,279円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	961,575円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	454,498,036円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,067,013,282円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,796,896円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,098,833円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	30,753,044円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	13,958,509円
インデックス・ブレンド(タイプV)	53,097,691円
野村6資産均等バランス	2,163,003,444円

野村つみたて外国株投信	19,927,992,755 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,189,223,946 円
世界6資産分散ファンド	41,480,519 円
野村資産設計ファンド2060	8,024,405 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,050,092,559 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	4,491,882,781 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAⅠ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,408,221,328 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,139,134,534 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	56,025,761 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,642,897 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	229,494,486 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	191,565,877 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	548,901 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,601,524 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	401,640 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,700,450 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	241,091,902 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,178,222 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,960,331 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	46,884,282 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,494,625,246 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6,839,669 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,491,019,775 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAⅠインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,898,738,216 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	495,560 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,004,799 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6,598,284 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,055,608 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ（確定拠出年金向け）	117,443,945,372 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,393,630,618 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,032,100,343 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,039,029,065 円
マイバランスDC30	645,230,463 円
マイバランスDC50	1,647,536,224 円
マイバランスDC70	1,741,160,604 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAⅠ	52,411,871,090 円
野村DC運用戦略ファンド	269,100,213 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	16,030,214 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	560,507,943 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	417,747,567 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	523,444,261 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	21,629,736 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,024,554 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	75,105,044 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	13,770,370 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	15,478,471 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	11,962,271 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	308,442,955 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	260,444,179 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	188,871,389 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	264,634,172 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	11,732,190 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	110,516,140 円

多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	87,103,324 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	60,114,704 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	79,820,281 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	1,855,710 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	71,947,128 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## M S C I ジャパンマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月3日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	19,661,623
株式	2,196,408,710
投資証券	6,377,100
派生商品評価勘定	624,420
未収配当金	6,283,641
未収利息	127
差入委託証拠金	1,078,321
流動資産合計	2,230,433,942
資産合計	2,230,433,942
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	27,660
未払解約金	9,229
流動負債合計	36,889
負債合計	36,889
純資産の部	
元本等	
元本	1,762,737,092
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	467,659,961
元本等合計	2,230,397,053
純資産合計	2,230,397,053
負債純資産合計	2,230,433,942

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p>
--------------------	---

2. 費用・収益の計上基準	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月3日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,2653円 (12,653円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月3日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月3日現在

期首	2024年6月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	843,962,167円
同期中における追加設定元本額	919,523,019円
同期中における一部解約元本額	748,094円
期末元本額	1,762,737,092円
期末元本額の内訳*	
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	1,539,137,876円
野村MSCIジャパンファンドS（適格機関投資家専用）	199,144,983円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	24,454,233円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月3日現在)

資産の部

## 流動資産

預金	2,825,769,735
コール・ローン	520,918,246
株式	128,287,281,427
投資信託受益証券	5,220,594,782
投資証券	107,462,670
派生商品評価勘定	11,527,425
未収配当金	100,210,840
未収利息	3,389
差入委託証拠金	3,534,135,111
流動資産合計	140,607,903,625
資産合計	140,607,903,625

## 負債の部

流動負債	
派生商品評価勘定	339,314,493
未払解約金	15,189,300
その他未払費用	6,059,800
流動負債合計	360,563,593
負債合計	360,563,593
純資産の部	
元本等	
元本	69,361,989,878
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	70,885,350,154
元本等合計	140,247,340,032
純資産合計	140,247,340,032
負債純資産合計	140,607,903,625

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

	す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月3日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2,0220円 (20,220円)
-------------------------------	----------------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月3日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月3日現在

期首	2024年6月4日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	64,885,136,301円
同期中における追加設定元本額	10,173,820,063円
同期中における一部解約元本額	5,696,966,486円
期末元本額	69,361,989,878円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	13,609,372円
野村資産設計ファンド2020	14,996,218円
野村資産設計ファンド2025	21,852,273円

野村資産設計ファンド 2030	39,235,548 円
野村資産設計ファンド 2035	42,523,072 円
野村資産設計ファンド 2040	75,887,062 円
野村資産設計ファンド 2045	17,944,512 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,646,685,120 円
ネクストコア	6,506,579 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	581,740,287 円
野村資産設計ファンド 2050	20,390,310 円
野村ターゲットデートファンド 2016	2026-2028年目標型
野村ターゲットデートファンド 2016	2029-2031年目標型
野村ターゲットデートファンド 2016	2032-2034年目標型
野村ターゲットデートファンド 2016	2035-2037年目標型
インデックス・ブレンド (タイプII)	455,921 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	6,687,841 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	3,079,487 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	12,648,779 円
野村つみたて外国株投信	8,499,130,707 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	657,269,169 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	2,213,157,726 円
世界6資産分散ファンド	155,370,756 円
野村資産設計ファンド 2060	20,763,577 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カントリー)	1,912,768,166 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	974,051,847 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,295,171,554 円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 外国株式	1,894,443,661 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,719,589 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式 (適格機関投資家専用)	2,234,485,853 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	464,045 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	43,950,590,771 円
野村DC運用戦略ファンド	392,767,727 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	23,217,860 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	35,291,590 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	40,072,114 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	30,696,070 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	30,357,844 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	64,851,927 円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	30,683,064 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カントリー)

2024年12月30日現在

I 資産総額	45,523,738,202円
II 負債総額	120,419,986円
III 純資産総額 (I - II)	45,403,318,216円
IV 発行済口数	31,618,471,745口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.4360円

(参考) 外国株式M S C I – KOKUSAI マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	2,886,026,113,912円
II 負債総額	7,866,002,427円
III 純資産総額（I – II）	2,878,160,111,485円
IV 発行済口数	366,130,773,781口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7.8610円

(参考) M S C I ジャパンマザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	2,500,792,752円
II 負債総額	38,186,878円
III 純資産総額（I – II）	2,462,605,874円
IV 発行済口数	1,920,387,010口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2823円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	150,866,861,907円
II 負債総額	251,284,679円
III 純資産総額（I – II）	150,615,577,228円
IV 発行済口数	70,847,967,393口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1259円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2025年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

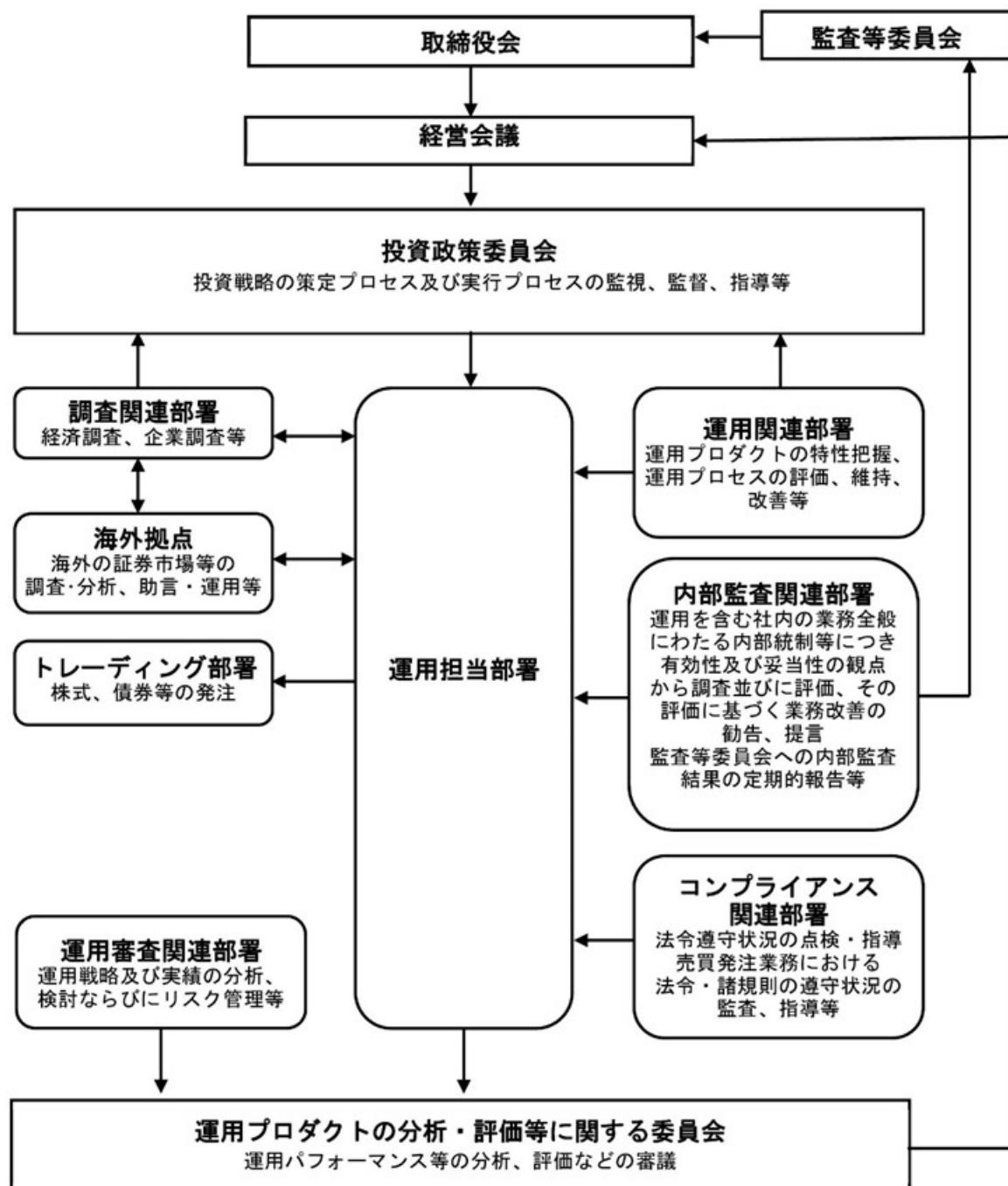
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2024 年 12 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	917	56,554,843
単位型株式投資信託	157	657,242
追加型公社債投資信託	14	6,997,164
単位型公社債投資信託	421	763,427
合計	1,509	64,972,676

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		1,865		7,405	
金銭の信託		42,108		44,745	
有価証券		21,900		-	
前払金		11		7	
前払費用		775		852	
未収入金		1,775		1,023	
未収委託者報酬		26,116		31,788	
未収運用受託報酬		3,780		5,989	
短期貸付金		1,001		757	
未収還付法人税等		2,083		-	
その他		84		169	
貸倒引当金		△15		△18	
流動資産計		101,486		92,719	
固定資産					
有形固定資産			1,335	945	
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563	5,658	
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336	17,314	
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計		23,235		23,918	
資産合計		124,722		116,638	

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債			-		
関係会社短期借入金			124		13,700
預り金			17,378		123
未払金					11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		113,491		124,722	
運用受託報酬		18,198		21,188	
その他営業収益		331		291	
営業収益計		132,021		146,202	
営業費用					
支払手数料		38,684		43,258	
広告宣伝費		1,187		1,054	
公告費		0		0	
調査費		29,050		33,107	
調査費		6,045	6,797		
委託調査費		23,004	26,310		
委託計算費		1,363		1,377	
営業雑経費		3,302		3,670	
通信費		89	92		
印刷費		903	820		
協会費		83	85		
諸経費		2,225	2,671		
営業費用計		73,587		82,468	
一般管理費					
給料		11,316		13,068	
役員報酬		226	259		
給料・手当		7,752	7,985		
賞与		3,337	4,822		
交際費		78		87	
寄付金		115		117	
旅費交通費		283		323	
租税公課		963		990	
不動産賃借料		1,232		1,235	
退職給付費用		829		893	
固定資産減価償却費		2,409		2,292	
諸経費		12,439		12,483	
一般管理費計		29,669		31,491	
営業利益		28,763		32,242	

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232	
当期変動額										
剩余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877	
当期純利益							26,064	26,064	26,064	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剩余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資 本 準 備 金	資本剰余金			利益剰余金					
		資 本 資 本 剰 余 金	その 他	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	
当期変動額										
剩余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782	
当期純利益							28,183	28,183	28,183	
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剩余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="663 927 992 1017"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6~15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6~15年	器具備品	4~15年
建物	6年						
附属設備	6~15年						
器具備品	4~15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	---

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の  株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの  譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
△1,991	
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 4%
退職一時金制度の割引率	1. 1%
長期期待運用収益率	2. 35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20, 314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1, 024
退職給付の支払額	△1, 150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19, 205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19, 378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1, 415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21, 247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16, 431 百万円
年金資産	△21, 247
	△4, 815
非積立型制度の退職給付債務	2, 774
未積立退職給付債務	△2, 041
未認識数理計算上の差異	2, 923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

退職給付引当金	2, 759
前払年金費用	△1, 875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 8%
退職一時金制度の割引率	1. 3%
長期期待運用収益率	2. 35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138
退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	227
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348
未払社会保険料	85
その他	44
繰延税金資産小計	<u>4,878</u>
評価性引当額	<u>△1,696</u>
繰延税金資産合計	<u>3,181</u>
<b>繰延税金負債</b>	
資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	<u>△840</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,340</u>
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.3%</u>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.0%</u>

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 17,016円74銭	1株当たり純資産額 11,677円62銭
1株当たり当期純利益 5,060円34銭	1株当たり当期純利益 5,471円85銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等		1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							株 主 資 本 合 計	
	資本剩余金			利益剰余金					
	資 本 準備金	その他 資 本 剩余金	資 本 剩余金 合 計	利 益 準 備 金	その他 利 益 剰余金	利 益 剝 越 利 益 剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820	
当中間期変動額									
剩余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174	
中間純利益						20,713	20,713	20,713	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460	
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剩余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

## [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

## 7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133 百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇ 中間損益計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23 百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13 百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
1 発行済株式に関する事項	
株式の種類	当事業年度期首
普通株式	5,150,693 株
増加	—
減少	—
当中間会計期間末	5,150,693 株
2 配当に関する事項	
配当金支払額	2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項	
(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024年3月31日
(4) 効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日

1株当たり純資産額 10,222円13銭

1株当たり中間純利益 4,021円58銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	20,713百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## (はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

##### (2) 投資態度

- ① 各マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、MSCI ACWI（配当込み）における先進国（除く日本）、日本および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。
- ③ 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ MSCI ACWI（配当込み、円換算ベース）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- ⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**(信託の目的と金額)**

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### （受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23

条及び第29条に定めるものに限ります。)に係る権利

- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権 (イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、MSCI ジャパンマザーファンドおよび新興国株式マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有する

プリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。）、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。) を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混藏寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月4日から翌年6月3日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2024年6月3日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の

計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の5.25の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 儚還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいづれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に對して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第56条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載し

ます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 57 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 43 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 29 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年7月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいづれかの条件

約款第12条第3項および第46条第1項の「別に定めるいづれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日がニューヨーク証券取引所の休業日の場合

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

### 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

#### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

#### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。) の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混藏寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(MSCI ジャパンマザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI ジャパン指数（配当込み、円建て）（以下「対象株価指数」といいます。）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。また、上場投資信託証券に投資する場合があります。なお、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

#### (2) 投資態度

① 運用にあたっては、原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄に投資することを基本とします。

② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、ヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券を活用する場合があります。

④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%

以内とします。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいひます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
MSCI ジャパンマザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計

算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
  6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
  17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第

1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取

引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### （スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### （外貨建資産への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認めら

れる場合には、制約されることがあります。

(**外国為替予約取引の指図**)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(**外貨建資産の円換算および予約為替の評価**)

第25条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(**信託業務の委託等**)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(**混蔵寄託**)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(**信託財産の登記等および記載等の留保等**)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年6月4日から翌年6月3日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2024年6月3日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報

告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ない

ます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### （委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### （信託約款の変更等）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及

び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2023年7月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーナー、債券等エクスポートジャーナーおよびデリバティブ等エクスポートジャーナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### 新興国株式マザーファンド

#### 約款

##### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

##### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

##### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

##### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

##### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

##### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。

この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なものの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### （先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託の一部解約)

第41条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社